

第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画

平成22年3月

薩摩川内市

目 次

第 1 部	施策の総合的展開	1
第 1 章	コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	1
第 1 節	地区コミュニティを活かした仕組みづくり	1
1	地区コミュニティ協議会の活動の充実	2
2	地区振興計画に基づく事業等への支援	3
第 2 節	コミュニティ活動等への支援強化	4
1	コミュニティ活動等への支援	5
2	コミュニティ活動における市民参画の促進	6
3	事務事業の民間委託の推進	7
4	コミュニティビジネスの展開の促進	7
第 3 節	コミュニティ活動環境の整備	8
1	地区コミュニティセンター等の機能の強化	8
第 2 章	健康で共に支え合うまちづくり	10
第 1 節	保健・医療の充実	10
1	健康づくりの推進	11
2	医療体制の充実	13
第 2 節	社会保障の充実	16
1	国民健康保険事業の健全運営の確保	17
2	後期高齢者医療事業の健全運営の確保	17
3	介護保険事業の健全運営の確保	17
4	国民年金事業の推進	18
第 3 節	地域福祉社会の形成	19
1	地域福祉活動の推進	19
2	福祉施設の機能の充実	20
3	公共的施設等のユニバーサルデザイン化の推進	20
第 4 節	高齢者福祉の充実	21
1	高齢者の介護予防・生活支援の充実	22
2	介護者・要介護者への支援の充実	23
3	高齢者の生きがい活動に対する支援の充実	24

第5節	子育て支援・児童福祉の充実	25
1	子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	26
第6節	障害者（児）福祉の推進	29
1	障害者（児）福祉の充実	29
2	社会参画の促進	30
第7節	母子寡婦・父子福祉の充実	32
1	母子寡婦・父子家庭の自立の支援	32
第3章	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	34
第1節	生涯学習の推進	34
1	生涯学習推進体制の構築	35
2	生涯学習ネットワークの形成	35
3	生涯学習関連施設の整備	37
第2節	社会教育の促進	38
1	社会教育活動の充実	38
第3節	人権の尊重	41
1	人権に対する正しい理解と認識の促進	41
第4節	幼児教育・学校教育等の充実	42
1	幼児教育の振興	44
2	学校教育の充実	45
3	学校教育施設等の整備・充実	47
4	地域特性を活かした学校教育の推進	48
5	高等教育機関等との連携・交流	48
6	国際理解教育や情報教育などの新時代への対応	49
第5節	青少年の健全育成	50
1	青少年の健全育成	50
第6節	地域文化の保存・継承	52
1	文化活動の推進	53
2	歴史的・文化的資源のネットワーク化	54
3	文化的施設の機能の充実及び利用の促進	54
第7節	スポーツの振興	55
1	スポーツの振興	55
第8節	交流活動の推進	58
1	国際交流の推進	59

2	国内・地域間交流の推進	60
第4章	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	61
第1節	防災・生活安全対策の充実	61
1	防災体制の強化	65
2	原子力安全対策の推進	68
3	消防・救急体制の充実	69
4	安全な市民生活の確保	71
5	交通安全・防犯対策の推進	72
6	武力攻撃事態への対応	73
第2節	環境対策の充実	74
1	自然環境の保全及び公害対策	76
2	新エネルギーの導入	79
3	環境衛生対策の充実	79
4	葬斎場・墓地環境の整備	80
第3節	ごみ処理の充実	81
1	総合的・計画的なごみ処理対策の推進	82
2	資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進	82
3	不法投棄の防止推進	83
4	ごみ処理施設の機能の充実	83
5	最終処分場の整備	84
第4節	下水道・生活排水処理対策の推進	85
1	総合的・計画的な生活排水処理対策の推進	85
2	し尿処理施設の整備・充実	86
3	小型合併処理浄化槽の整備の促進	86
4	公共下水道等の計画的な整備及び適正な維持管理	86
5	農業・漁業集落排水施設等の整備及び適正な維持管理	86
第5節	安定した水・温泉利用対策の充実	87
1	上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理	88
2	温泉施設の計画的な整備及び維持管理	88
3	産業用水供給体制の充実	89
第5章	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	90
第1節	薩摩川内経済圏の創出	90

1	都市ブランドの創出・活用	91
2	農商工連携による市内事業者の利用の促進	91
3	地産地消・食農教育の推進	91
第2節	農業の振興	92
1	農業経営の強化	94
2	農業公社の充実	95
3	畜産振興対策の推進	95
4	重点品目等の振興及び特産品の開発	96
5	農村地域の振興	97
6	農業・農村基盤整備の推進	98
第3節	林業の振興	99
1	森林資源の確保	100
2	林業経営の高度化	101
3	特用林産の振興	101
4	林業生産基盤の整備	101
第4節	水産業の振興	103
1	安定的な水産業経営の実現	104
2	つくり育てる漁業の推進	104
3	水産加工の高度化	105
4	漁村地域の振興	105
5	漁業・漁村基盤整備の推進	105
第5節	商工業の振興	107
1	商工業団体への支援の充実，市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化	109
2	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	111
3	雇用・就業環境の充実	114
4	産業拠点の整備・活用の推進	115
第6節	観光の振興	117
1	観光資源の複合的な活用（地域連携型観光圏の創出）	118
2	スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致	120
3	受入態勢等の整備	120
4	温泉資源の活用と温泉街の活性化	121
5	観光施設の機能の充実	121
第6章	都市力を創出するまちづくり	122

第 1 節	住環境の整備	122
1	良好な住宅の計画的な整備及び維持管理等の推進.....	123
2	定住促進対策の推進.....	123
3	計画的な土地区画整理事業の推進.....	124
4	がけ地近接住宅の対策の推進.....	124
第 2 節	公園緑地の整備	125
1	公園緑地の計画的な整備及び適正な維持管理の推進.....	125
2	観光公園の整備.....	126
3	運動公園の整備.....	126
第 3 節	道路・交通ネットワークの整備	127
1	南九州西回り自動車道の早期整備の促進.....	129
2	2環状8放射道路網の整備の促進.....	129
3	国道3号, 267号, 328号の整備・充実.....	129
4	県道の整備の促進.....	129
5	市道の整備の推進.....	130
6	交通サービスの強化.....	131
7	ネットワークサインの整備.....	132
第 4 節	市街地等の整備と拠点づくり	133
1	中心市街地の形成.....	133
2	市内各地の市街地の整備.....	134
第 5 節	河川空間の形成と利活用	135
1	河川の整備の推進.....	136
2	河川等における環境の保全・整備.....	136
3	河川の利活用の推進.....	136
第 6 節	港湾施設の充実及び利用促進	137
1	定期航路の拡充.....	138
2	港湾機能の強化.....	138
第 7 節	情報通信基盤の整備	139
1	地域情報化に向けた施策の総合的な展開.....	140
2	情報通信基盤の充実.....	141
3	高度情報通信システムの構築.....	141
4	人材の育成及び環境の整備.....	142
第 8 節	土地の有効利用	143
1	計画的な土地利用の推進.....	144

2	適切な土地利用規制の実施.....	144
3	用地行政の充実.....	144
第7章	みんなで進める市民参画のまちづくり.....	145
第1節	市民参画の推進.....	145
1	市民参画の推進.....	145
2	広聴広報の充実.....	146
第2節	男女共同参画社会の形成.....	148
1	男女共同参画の視点に立った人権の尊重.....	149
2	女性が個性と能力を發揮できる機会の提供.....	150
3	男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備.....	150
第8章	持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり.....	152
第1節	実効性の高い行政経営等の推進.....	152
1	実効性の高い行政経営の推進.....	153
2	公共施設の整備・管理.....	154
第2節	健全で安定的な財政運営の推進.....	155
1	持続可能な財政構造の確立.....	155
第2部	薩摩川内一体化躍動プランの推進.....	157
1	地域力再生プロジェクト.....	158
2	都市力創出プロジェクト.....	161
3	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト.....	163
4	市政改革プロジェクト.....	166

第 1 部 施策の総合的展開

第 1 章 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

第 1 節 地区コミュニティを活かした仕組みづくり

<現状と課題>

都市化の進展，価値観の多様化，自由時間の増大等による生活意識の変化などにより，まちに対する愛着や郷土意識，住民相互のふれあいが希薄になるなど，地域社会そのものの基盤が変化しています。

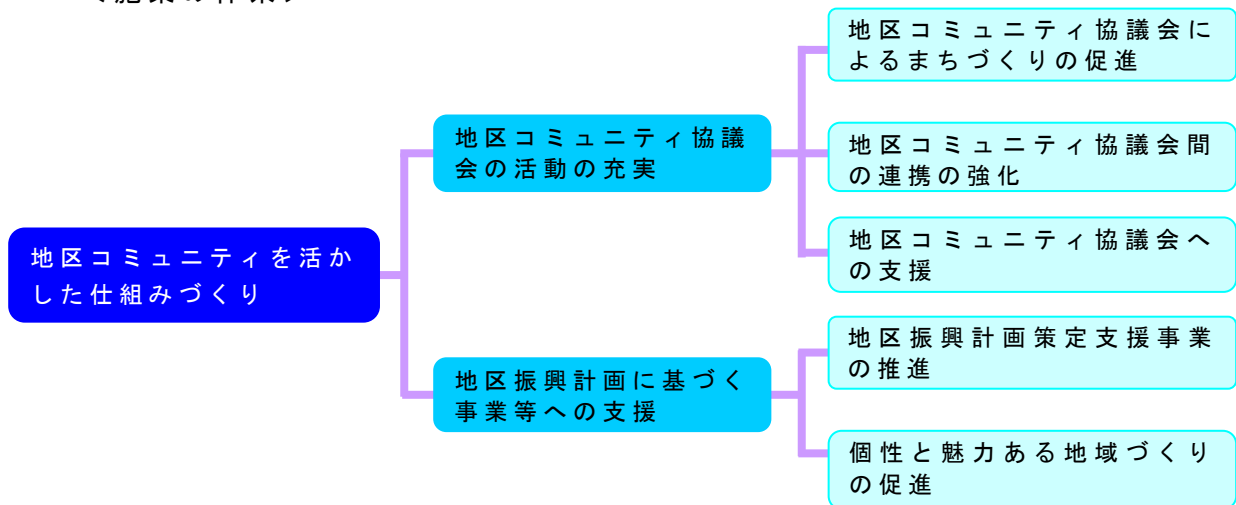
また，まちづくりの進め方についても，これまでの行政主導型の手法から，市民と行政との役割分担の下に，真に市民一人ひとりが主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換することが求められています。

このため，本市では，市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め，各地域の主体的な活動を促進し，その活性化を図るとともに，住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため，48の地区コミュニティ協議会が設置されています。しかしながら，それぞれの規模，活動内容等の面において，大きな開きがあるのが現状です。

今後は，自治会や地区内のボランティア団体やNPOなど各種団体と連携しながら，誰でも参加し，身近な地区の課題を話し合い，さらには課題を解決する場としての地区コミュニティ協議会制度の充実に努める必要があります。また，地区コミュニティ協議会の運営については，地区コミュニティ協議会相互の連携の強化も必要です。

また，住民が主体的に地区振興計画を策定することにより，住民の生活に身近な地区の環境と自治活動を見直し，自ら考え行動する住民主体のまちづくりを実現する第一歩となることが期待されます。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 地区コミュニティ協議会の活動の充実

(1) 地区コミュニティ協議会によるまちづくりの促進

ア 地区コミュニティ協議会の組織の強化

地区コミュニティ協議会の活動状況を分析しながら、身近な事柄に住民自らが自主的に対応できるように組織体制の強化を図ります。

また、地区コミュニティ協議会と行政との連携を強化し、協働によるまちづくりを図ります。

イ コミュニティマイスター事業の推進

地区コミュニティ協議会において、地域活性化につながる市の施設の維持管理等にボランティアで取り組む「コミュニティマイスター事業※」を実施するなど、市民の持つ知恵と技術を地域力として活かします。

※コミュニティマイスター事業⇒職人の技能と理論を実践と教育で培うドイツで生まれたマイスター制度を地区コミュニティ協議会の中に取り入れた制度で、同事業では、市有財産等の維持管理等を対象としている。

(2) 地区コミュニティ協議会間の連携の強化

ア 地区コミュニティ協議会相互の情報交換の促進

地区コミュニティ協議会相互の連携を図るため、コミ協だよりやホームページ等に各地区コミュニティ協議会の活動状況を掲載するなど、各地区コミュニティ協議会間の情報交換を促進します。

また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進します。

イ 地域を越えたコミュニティ協議会の連携の強化

48の地区コミュニティ協議会で構成されるコミュニティ協議会連絡会の充実を図り、相互の交流を促進するとともに、市とコミュニティ協議会連絡会等との意見交換を行うなど、地域及び地区を含めたコミュニティ活動の育成を図ります。

(3) 地区コミュニティ協議会への支援

地区コミュニティ協議会の活動への適切な助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や協議会職員と連携して、協議会の充実を図ります。

2 地区振興計画に基づく事業等への支援

(1) 地区振興計画策定支援事業の推進

住民自らが、各地区の自然・歴史・文化・人材等の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、地区振興計画（5年計画）として取りまとめる活動を支援する地区振興計画策定支援事業の一環として、地区振興計画の改定等を行う場合に支援員派遣等を実施します。

(2) 個性と魅力ある地域づくりの促進

歴史、伝統、自然など各地域の特性を活かした個性と魅力ある地域づくりを促進するため、地域の特色ある市民活動に対し、市として可能な支援を行います。

また、国・県の各種助成事業について、積極的に情報を提供し、有効活用できるよう支援を行います。

第2節 コミュニティ活動等への支援強化

<現状と課題>

まちづくりの主役は市民であり、まちづくりの基礎単位となるのが地区コミュニティです。市民の主体的な取組がコミュニティや地域づくりと結び付くことによって、快適で住みよい自立したまちづくりが可能となります。

現在、高齢化・過疎化によるコミュニティ活動の停滞やコミュニティ活動への無関心層の増加なども問題になっています。このため、コミュニティ活動を積極的に支援し、「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり、育て、守り、だれもが安全・安心に暮らせるよう支え合う」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上に努めていく必要があります。

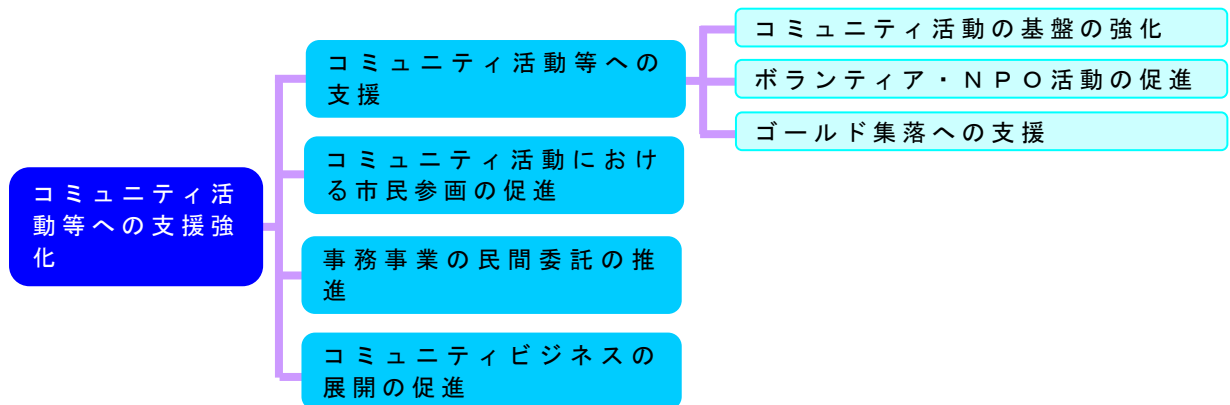
また、人々の価値観が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するにつれて、社会貢献や自己実現を目的として市民が自発的に社会活動へ参画しようとする動きが高まっています。その一方で、青少年のいじめや非行の解決、一人暮らしの高齢者のケアなどは、行政のみに限らず、ボランティアグループや民間非営利組織（NPO）が中心となって取り組むことが求められるようになっていきます。

本市においても、地域の様々な課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとするボランティアグループやNPOの活動が、福祉、環境保全、まちづくりなどの分野を中心にみられるようになっていきます。今後、これらの活動は一層広がりを見せるものと考えられるため、子どもから大人までの多様な層の市民や団体が活動しやすい環境を整備するとともに、コミュニティビジネス※の展開を促進していく必要があります。

また、本市においては、過疎化や高齢化による集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念され、市民生活の安全・安心に関わる課題が生じています。今後は、これらの集落の生活環境等の整備や状況を改善するとともに、各地域の個性や資源を活かし、安心して住み続けられる地域づくりを推進することが求められています。

※コミュニティビジネス⇒自ら地域を元気にするために、また地域の問題を解決するために、ビジネス（商取引）の手法により、住民が主体的に取り組み、地域全体がうるおうことを目的とする地域づくりのための事業の総称。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 コミュニティ活動等への支援

(1) コミュニティ活動の基盤の強化

ア コミュニティ意識の醸成

地区コミュニティ協議会が、自らの活動状況を情報発信するために取り組むコミ協だよりの発行やホームページの作成を支援し、地域における情報の共有化を図ります。

また、世代や性別の枠にとらわれない地域住民の交流を促進するとともに、地域が一体となって取り組むことのできる地域活動の創出を図り、コミュニティ意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図ります。

さらに、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者にやさしい地域社会の形成を促進します。

イ コミュニティを担う人材の育成

自治会や各種団体、地区コミュニティ協議会等の活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

ウ コミュニティ組織の強化

自治会や地区コミュニティ協議会等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入率を高めるための取組を進めます。

(2) ボランティア・NPO活動の促進

ア ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、「市民活動促進基本指針」を定め、市民一人ひとりが能力や個性を活かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、広報やセミナーの開催などあらゆる機会を通じて、連帯と相互扶助の精神、ボランティア意識の高

揚に努めます。

イ ボランティア活動への参加の促進

市民がボランティア活動等に気軽に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業・団体に対するボランティア休暇制度の普及・啓発に努めます。

また、子どもの頃からボランティア活動等に親しめるよう、学校や地域におけるボランティア学習の充実や体験の場の確保に努めます。

ウ ボランティア活動の支援

ボランティアセンター※との連携により、ボランティア活動の拠点となるまちづくり交流センター※における相談業務及び情報提供機能の充実を図るとともに、ボランティアを求める人と活動をしたい人とをつなぐ調整機能を高めます。

また、ボランティアグループの組織化を図るとともに、必要に応じて特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPOとしての認証手続を支援します。

エ ボランティア活動保険による支援

市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、市が市民活動災害補償保険に加入し、保険制度の面から種々のボランティア活動を支援します。

※ボランティアセンター⇒社会福祉協議会内にあり、各地域でボランティアを活用した高齢者サロンや子育てサロンの開催、各種ボランティア講座の開催による人材育成、HP・ブログ・ボランティア便りなどによる情報発信を実施している。

※まちづくり交流センター⇒市民文化ホール内において、まちづくり公社の自主事業として設置されており、NPO・ボランティア団体への会議室の無料貸し出しや、パソコンの無料利用、ホームページによるボランティア団体の紹介を行っている。

(3) ゴールド集落への支援

今後、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落に対し、市民相互の連携や高齢者が有する豊富な経験、知識や技能と各地域の個性や資源を活かして、地域住民がいきいきと光り輝き、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、生活基盤の確保、自然環境及び景観等の維持保全、伝統文化の保存継承、地域産業の振興及び地域見守り体制の充実等の支援を行います。

2 コミュニティ活動における市民参画の促進

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページなどの広報媒体を用いて各地域のコミュニティ活動に関する情報を迅速に、かつ、分かりやすく市民に伝えるとともに

に，講演会やセミナーの開催により意識の啓発等を図ります。

3 事務事業の民間委託の推進

生涯学習等を各地区の特色に応じて効率的に推進するため，行政が実施する事務事業の一部を地区コミュニティ協議会，自治会，NPOや民間事業者などに委託することについて積極的に検討します。

4 コミュニティビジネスの展開の促進

ボランティアグループの奉仕活動と企業の営利活動の中間に位置するコミュニティビジネスの担い手は地区コミュニティ協議会やNPOが多いことから，その社会的貢献活動を支援することで，住みよいまちづくりの実現と新たな雇用の場の創出を同時に達成できるよう努めます。

第3節 コミュニティ活動環境の整備

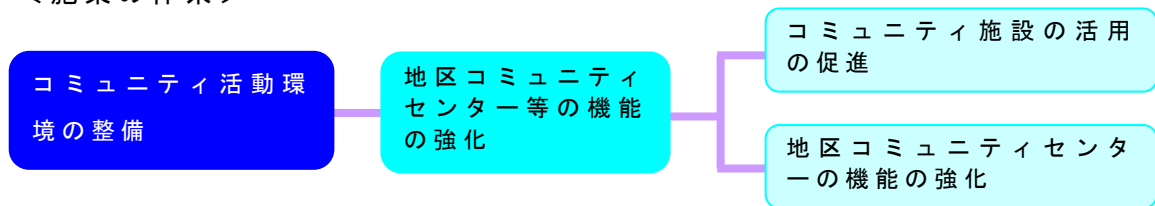
<現状と課題>

これまで、自治活動は、自治会役員宅、自治公民館等の施設を中心に行われてきましたが、住民の主体的なまちづくり活動、コミュニティ活動を促進するためには、それらの拠点となる施設を確保することが重要です。

このため、本市では、地区コミュニティの形成と、住民自らが多様な活動を行う場として、地域公民館、地区コミュニティセンター、集会所、広場等を設置しています。しかしながら、これらの施設は、情報通信基盤等が充実しておらず、必ずしも十分に活用されているとは言えない現状にあります。

そこで、既存の施設の有効活用策を地区単位で検討しつつ、各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設である「地区コミュニティセンター」の整備と地域情報化施設の機能の充実を図ることを通じて、地区ごとの話し合い活動の場や伝統行事、イベント、市民交流などの場として活用しやすい環境をつくるのが課題となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 地区コミュニティセンター等の機能の強化

(1) コミュニティ施設の活用促進

ア コミュニティ施設の整備

各地区のコミュニティ活動等を促進するため、活動の拠点となる集会所、地域公民館、地区コミュニティセンターが高齢者や障害者にも使用しやすい施設となるようバリアフリー化を進めるとともに、広場等の整備・充実に努めます。

また、地区コミュニティセンターへの画像の直接配信等、情報提供ネットワークの活用を努め、コミュニティ機能の充実を図ります。

イ 地域施設の有効活用促進

学校施設など地域内にある公共施設については、できるだけ地域への開放を図り、地区コミュニティセンターと連携した効率的な活用を

図ります。

(2) 地区コミュニティセンターの機能の強化

ア 地区コミュニティセンターの機能の集積

地区ごとに設置する地区コミュニティセンターを自治活動の中心的な施設として位置付け、地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと、伝統行事、イベント、市民・NPO・ボランティアグループ交流など様々な形態での活用を促進することにより、同センターの機能の充実を図ります。

イ 地区コミュニティセンターの管理体制の充実

地区コミュニティセンターは、行政サービスの提供のための重要な拠点となる施設であるため、整備・改修といったハード面の充実だけでなく、運営管理といったソフト面においても体制の強化を図ります。

第2章 健康で共に支え合うまちづくり

第1節 保健・医療の充実

<現状と課題>

■健康づくり

食生活や生活習慣の変化，ストレスの増大等により，私たちの健康を取り巻く環境は大きく変化しています。偏った食生活や不規則な生活習慣等が原因となって引き起こされる，がん（悪性新生物），心臓病（心疾患），脳卒中（脳血管疾患），糖尿病などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。

生涯を通じて，すべての市民が幸せを実感できる社会を実現していくためには，市民一人ひとりの心と体の健康の確保が欠かせません。この心と体の健康の増進を図るためには，行政のみならず社会全体として，個人の主体的な健康づくりを支援していくことが必要です。

国においては，21世紀における国民の健康づくり対策として，生活習慣病の原因となる栄養や運動，休養など九つの領域における目標を示した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21※）」を定め，国民自らが主体的に取り組める健康づくり運動を推進しています。

本市においても，市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」との意識を持ちながら，生活習慣の改善によって健康を増進し，疾病を予防する「一次予防」に重点を置き，それぞれのライフステージ※や生活の場に応じて，きめ細かな健康づくりを展開していくことが必要です。

※健康日本21⇒厚生労働省（当時は厚生省）が平成12年3月に，「21世紀における国民健康づくり運動（健康21）」としてまとめた今後10年間の国民の健康づくり計画。がん，心臓病，脳卒中，糖尿病等の生活習慣病の原因となる食生活や運動，休養などに関する目標等を提示することにより，健康増進施策を総合的に推進することとしている。

※ライフステージ⇒人間の一生を成長段階と社会的状況によって段階区分したもので，幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の五段階に分ける例が多い。

■医療体制

近年，医療を取り巻く環境は，少子・高齢化及び過疎化の進行，国民の医療ニーズの多様化，医療技術の高度化・専門化や医療に携わる人材の不足等により急速に変化しています。

こうした情勢の変化に的確に対応するため，関係機関が一体となって，地域全体としての総合的な医療体制を構築していくことが必要です。

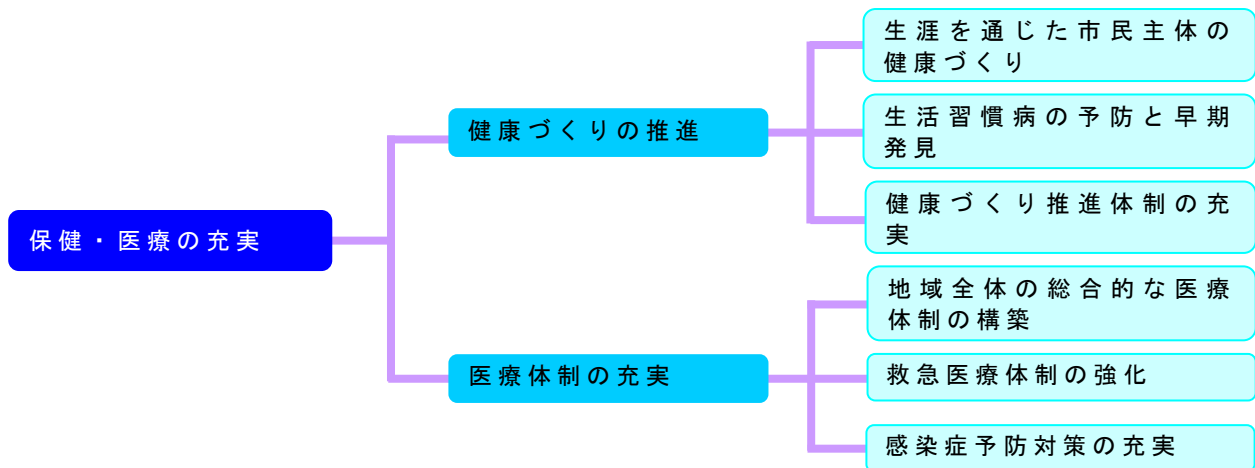
こうした基本的な考え方の下に、人口が密集する都市部や過疎・離島地域を抱える本市においては、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等のネットワークの形成を図りつつ、都市部での総合的かつ高度な医療施設の充実の促進、甌島地域の診療所における経営統合等や病院化、医療機器の整備による医療体制の強化など、各地域の実情に応じた施策を展開していくことが求められます。

また、第二次救急医療※については、病院群輪番制及び共同利用型病院による24時間対応の体制が整備されていますが、すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、甌島における医療機器等の整備や救急患者搬送手段の確保など、更なる体制の充実が必要です。

さらに、感染症については、新たな感染症の発生や世界的な流行に備え、その予防対策を強化することが急務となっています。

※第二次救急医療⇒広域救急医療圏を対象とし入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れる救急医療体制で、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式がある。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた市民主体の健康づくり

ア 生活習慣の改善に向けた支援の充実

市民自らが、これまで培ってきた生活習慣をより望ましいものへと改善していけるよう、情報を提供し、市民一人ひとりが生活習慣病の予防に取り組むことができるよう支援します。

イ 健康増進活動の促進

食生活改善推進員など、地域における健康ボランティアの活動を促進し、健康づくり活動の充実を図ります。また、市民が生涯を通じた

健康づくりに持続的に取り組むことができるよう、自主グループの育成やその活動に対する支援を行うほか、これらの団体と協働して健康づくり活動を推進します。

ウ 心の健康づくりの推進

家庭、学校、職場、地域といった生活の場のそれぞれにおいて、心の健康についての正しい知識の普及・啓発を図り、心の病気の早期発見、早期治療等の対策を推進します。

エ 女性の健康づくりの推進

女性特有のがんである「乳がん」と発症年齢が低年齢化している「子宮がん」について緊急対策を講ずるとともに、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。

オ 喫煙防止対策の推進

たばこの健康への影響について、正しい情報の提供に努めます。
また、妊婦や未成年者の喫煙防止や受動性喫煙排除のための環境づくり、禁煙希望者に対する支援など、喫煙防止策を推進します。

カ 飲酒の正しい知識の普及

多量の飲酒がもたらす影響についての情報の提供に努め、多量の飲酒や未成年者による飲酒の防止対策を推進します。また、不健康な飲酒に関する相談、支援体制を充実します。

キ 食育及び食生活改善の推進

乳幼児期から各年齢段階に応じた食に関する学習機会の設定や情報提供等を進めます。
また、地域、学校及び家庭で取り組む朝食の普及運動やふれあい料理教室などの食生活の改善に向けた取組を促進します。

(2) 生活習慣病の予防と早期発見

ア 予防思想の普及・啓発

市民が若いときから健康づくりの意識を持ち、高齢期になっても健康な生活を送ることができるよう、疾病の一次予防を重視し、「自分の健康は自分で守る」という主体的な健康づくりに取り組める環境整備に努めます。

また、生活習慣の形成の基礎となる小児期については、家庭、学校、地域が一体となって、正しい生活習慣の定着に取り組みます。

イ 健康診査の受診の促進

市民一人ひとりが、生活習慣病との関連の高いメタボリックシンドローム※の早期発見・早期治療を図るため、特定健診・長寿健診及びがん検診、人間ドックなどの各種検診の受診を促進します。

ウ 健康相談、健康教育等の充実

バランスのとれた食生活や適度な運動・休養といった生活習慣を市

民一人ひとりが自発的・積極的に身につけることができるよう、健康相談、健康教育、栄養指導など各種保健事業の充実を図ります。

※メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）⇒内臓脂肪の蓄積を原因として、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣症が発症、悪化する危険因子

(3) 健康づくり推進体制の充実

ア 健康づくり計画の策定

市民の健康づくりを効果的に推進するため、広く市民の意見を聴きながら、「健康さつませんだい21」※を推進し、健康づくりに関する施策を総合的に展開します。

また、市民の健康寿命の延伸を図るため、国の健康フロンティア戦略※に基づき、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の二つのアプローチにより、事業を推進します。

イ 健康づくりに関する適切な情報提供の充実

市民が、各ライフステージ毎に生活習慣病の特性・予防・治療に関する正確な知識を持ち、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康管理システムを活用した市民一人ひとりに応じた生活習慣病改善のプログラムを提供することにより、健康づくりの支援を行います。

ウ 関係機関との連携の強化

保健、医療、福祉、教育、職域など、健康づくりに関係する各機関の相互の連携を強化するとともに、健やか支援アドバイザー※など、地域のリーダーを育成します。

エ 保健師等の集約による健康づくりの推進

保健師・栄養士の集約により、複雑・多様化する健康問題に柔軟に対応するとともに、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、きめ細かな保健サービスの充実を図ります。

※健康さつませんだい21⇒21世紀の国民の健康づくりの指針として策定された「健康日本21」の基本理念に基づき薩摩川内市の市民が健康で元気に生活できる地域の実現のために、大きな課題となっている生活習慣や生活習慣病を食生活、運動など7つの分野ごとにそれぞれの取り組みの方向性と目標を定めた健康づくりの個別計画である。

※健康フロンティア戦略⇒生活習慣病予防と介護予防を進めていくための平成17年～平成26年の10年間の戦略的政策

※健やか支援アドバイザー⇒地域における健康づくり活動や保健事業への参加の呼びかけ、強力を行う地域の代表者のこと。

2 医療体制の充実

(1) 地域全体の総合的な医療体制の構築

ア 初期医療体制の整備

市民の身近なところで地域医療を担う“かかりつけ医”の定着と在

宅医療を促進します。

また、患者紹介など医療機関相互の有機的な連携システムの構築や診療所と病院の機能分担と連携の促進に努め、各地域の体系的な初期医療体制の整備に努めます。

イ 各地域の実情に応じた体制の整備

既存の医療施設も含め、都市文化ゾーンにおける総合的かつ高度な技術・設備を有する医療機関の充実を促進します。

また、甌島においては、住民に安定した医療サービスを提供するため、各診療所の経営統合を図りつつ、病院化、医療機器の整備及び診療科目の充実等を進めます。

ウ 人材の確保

市内外の高等教育機関をはじめとする関係機関との連携を深めながら、都市部において中心的な機能を担う医療施設や甌島における各診療所の医師をはじめとする医療従事者の確保に努めます。

エ 保健・医療・福祉のネットワークの形成

保健・医療・福祉サービスの一体的・効率的な提供を図るため、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等の有機的なネットワークの形成を進めるなど、各機関の機能分担及び連携を強化し、予防、治療、リハビリテーション、介護などのサービスを総合的に供給する体制の構築に取り組みます。

また、地域の保健・医療・福祉等に関する様々な情報を幅広く収集・提供する環境の整備に努めます。

(2) 救急医療体制の強化

ア 初期救急医療体制の整備

在宅当番医制の充実を図り、救急時に市民が安心して診療を受けられるよう、初期救急医療体制の整備に努めます。

イ 第二次救急医療体制の充実

入院治療を要する等の重傷救急患者に対応できる第二次救急医療体制の充実を図るため、都市部において中心的な機能を担う医療施設の確保を図ります。また、甌島においては、住民が安心して生活できるよう、医療機器等の整備や、本土への安定的な救急患者搬送手段の確保に取り組みます。

ウ 災害時救急医療体制の充実

災害の発生に備えて、災害時拠点病院の指定を行うほか、施設・設備の整備・充実、災害医療に関する研修・訓練の実施に努めるなど、災害時救急医療体制の充実を図ります。

(3) 感染症予防対策の充実

新型インフルエンザ，腸管出血性大腸菌（O-157等），結核など感染症のまん延を防止するため，保健所，医療機関等と協力して疾患や予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに，予防接種の接種率の向上を図ります。

また，新たな感染症などが発生・流行した場合に備え，防疫体制の強化など適切な体制の整備を図ります。

第2節 社会保障の充実

<現状と課題>

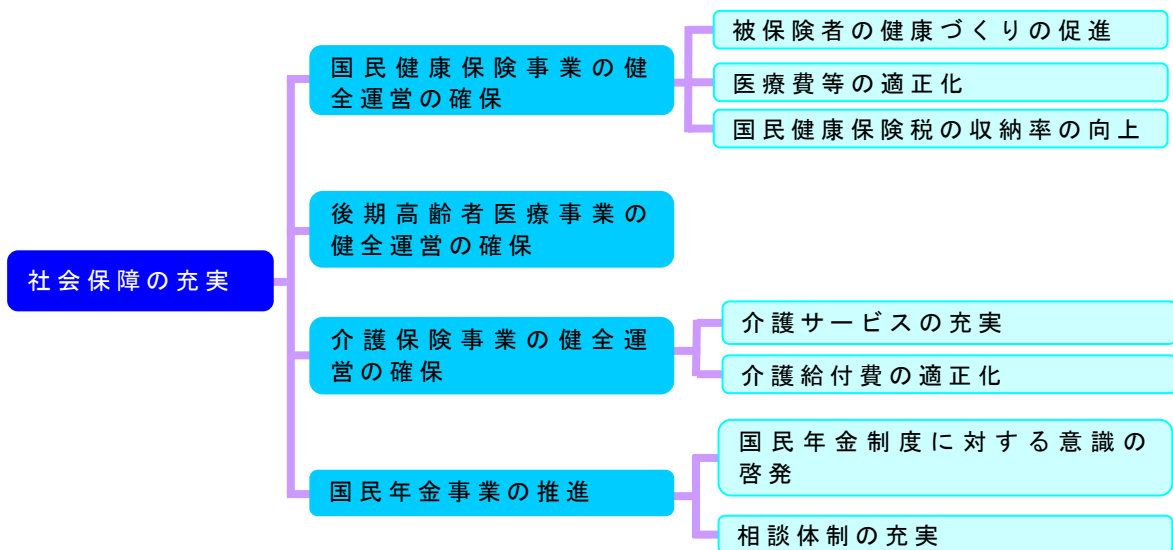
現在の我が国の社会保障制度は、病気や負傷、障害、失業、介護、高齢など、私たちの生活に深く組み込まれ、生活上の不安をもたらす様々な事態に幅広く対応しており、安心して安定した日常生活を送る上で不可欠なものとなっています。

しかしながら、国の財政状況が悪化する一方で、社会保障給付に要する費用が、少子・高齢化の進行や医療の高度化等に伴い、今後更に増大していくことが予想されるなど、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、子育て、児童福祉などの様々な観点から市民のニーズの変化に的確に対応しながら、将来の世代の負担を軽減し、安定的な社会保障制度を構築していくことが急務であり、今後は、市民一人ひとりの健康づくりを進めながら、各種サービスの充実にも努めるなど、市民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要があります。

また、国民年金については、少子・高齢化が急速に進む中、制度に対する不安感などを原因として、保険料の未納者が増加傾向にあることから、市民の年金制度に対する正しい理解を一層深め、国民年金への加入を促進する必要があります。

<施策の体系>



< 計画の内容 >

1 国民健康保険事業の健全運営の確保

(1) 被保険者の健康づくりの促進

被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、特定健診・特定保健指導、疾病予防事業など保健事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで、国民健康保険の健全な運営を図ります。

(2) 医療費等の適正化

国民健康保険事業の健全運営を目指し、適用事務や医療費の適正化に努めます。

(3) 国民健康保険税の収納率の向上

国民健康保険制度に対する理解を促進し、自主納付意識の高揚に努めるとともに、被保険者間の公平性が確保できるよう国民健康保険税の適切な賦課や収納率の向上に努めます。

2 後期高齢者医療事業の健全運営の確保

自らの健康管理についての意識の啓発をはじめ、保健師等による訪問指導や医療費通知、長寿健診等保健事業を通じて医療費の適正化に努め、後期高齢者医療事業の健全な運営を図ります。

なお、国による制度廃止等の動きに対応するため、県及び後期高齢者医療広域連合との連携を図り、情報収集に努め、的確な対応を行うこととします。

3 介護保険事業の健全運営の確保

(1) 介護サービスの充実

介護が必要な高齢者等が、必要なときにサービスを受けられるよう、新たなサービス体系の確立や適正な介護サービスの提供及び広報の充実に努めます。

(2) 介護給付費の適正化

介護保険事業の健全運営を目指し、認定事務や介護給付費の適正化に努めます。

4 国民年金事業の推進

(1) 国民年金制度に対する意識の啓発

年金制度の主旨や重要性等の広報を行い，加入の促進に努めます。

(2) 相談体制の充実

関係機関との連携の下に，国民年金についての相談体制の充実に努めます。

第3節 地域福祉社会の形成

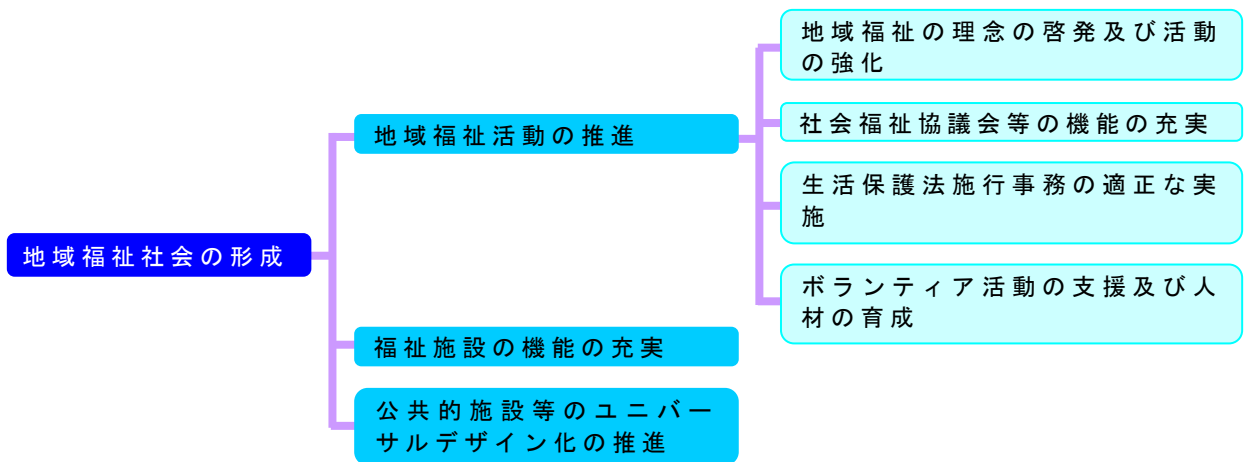
<現状と課題>

急速な少子・高齢化の進行による核家族化，高齢者世帯の増加等に伴い，家庭における介護機能の低下や地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいます。

このような中で，すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには，それぞれが相互扶助の原点に立ち返り，高齢者及び障害者（児）や母子（父子）家庭に対する支援，児童の健全な育成などに積極的に取り組みながら，地域に住む人々が共に助け合い，支え合う思いやりのある地域福祉社会を構築することが求められています。

また，市民のボランティア意識が高まりをみせつつある中で，市民参画の下に人にやさしいまちづくりを進め，豊かな福祉社会を築いていくためには，地域ボランティア活動等に対する意識の醸成や活動基盤の充実を図ることが必要です。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化

地域に住む人々が共に助け合い，支え合う地域福祉の理念の啓発と学習機会の推進と，次の世代へ地域福祉活動を続けていくために，地域ぐるみで助け合いの輪をつくり，社会的弱者を地域で支援する地区コミュニティ協議会及び民間事業者等との連携による地域見守り体制（地域ネットワーク）の充実を図ります。

また、高齢者クラブ※の活性化を図るとともに、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー等の連携を強化し、地域における福祉活動を支える体制づくりを促進します。

※高齢者クラブ⇒地域を基礎とするおおむね60歳以上の高齢者の自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」の三大運動とともに、文化伝承活動や世代間交流等の地域を豊かにする活動等を行っている。

(2) 社会福祉協議会等の機能の充実

地域福祉を積極的に推進していくため、その中心的役割を果たす社会福祉協議会など関係機関の機能の充実を図り、地域社会における福祉ネットワークづくりを目指します。

(3) 生活保護法施行事務の適正な実施

必要な生活水準の確保など援護を要する市民の生活の維持と自立を支援します。

(4) ボランティア活動の支援及び人材の育成

市民が共に助け合い、支え合う地域社会システムの構築の一環として、NPO、福祉ボランティア等の活動を支援するとともに、その中核となる人材の確保・育成に努めます。

2 福祉施設の機能の充実

福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したりハビリテーション施設の整備・充実に努めるほか、より地域に密着した福祉サービスの提供を進めるため、地域の協力を得て、既存施設の有効活用を図ります。

3 公共的施設等のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害を持つ人が、不便なく安全に安心して暮らすことができるような環境づくりを進めるとともに、既存の公共施設やサービスやシステム等における障壁の除去（バリアフリー）を進めます。

また、公共施設に限らず不特定多数の市民が利用する民間施設等についても、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの採用を促進します。

第4節 高齢者福祉の充実

<現状と課題>

我が国においては、医療技術の高度化、食生活の変化等による平均寿命の延伸等に伴い、65歳以上の高齢者人口は、総人口の22.1%（平成21年版高齢社会白書）を占め、その後も高齢化率の上昇が続いています。

さらに、現在、全国平均よりも高齢化率が高い本県の中でも、本市の高齢化率は県全体の平均を上回る値となっています。

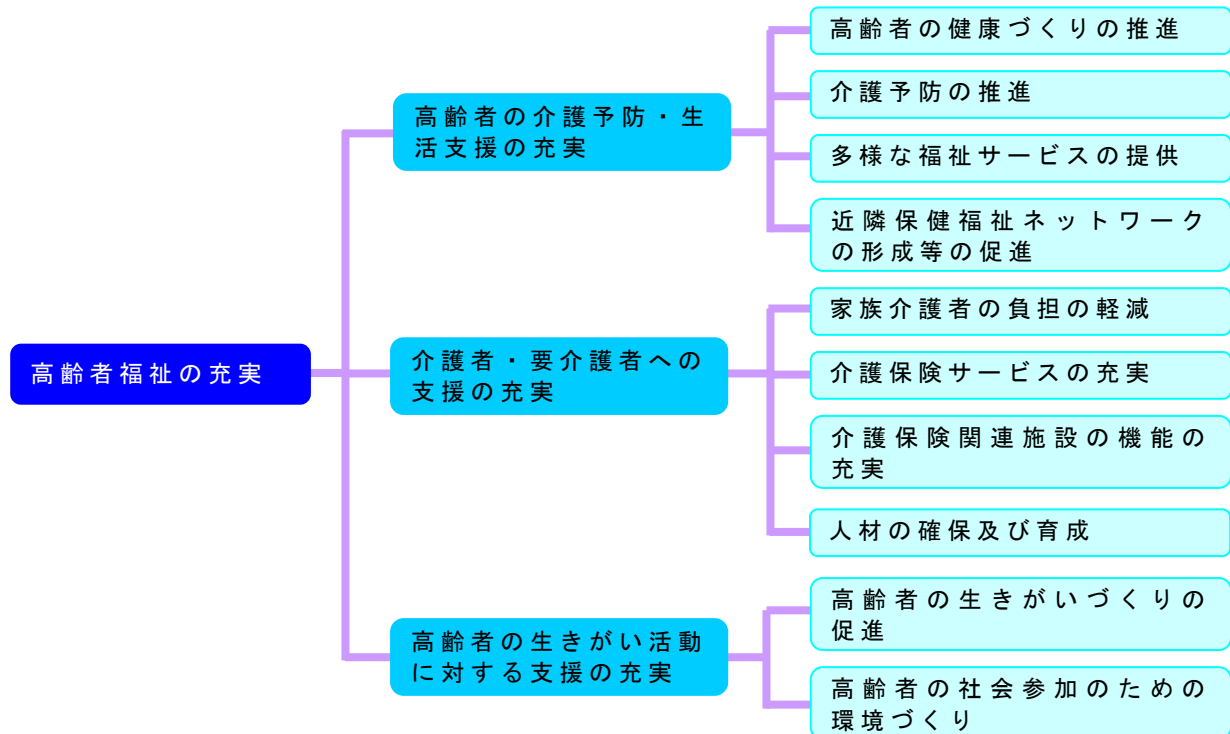
今後、こうした状況の中で、75歳以上の後期高齢者や独居高齢者及び認知症高齢者等の要介護高齢者の割合が着実に増えていくものと予想されます。

他方、家族形態や生活習慣・意識、就業形態、居住形態などの多様化により、各家庭における高齢者介護の機能が低下しており、今後は、増大する高齢者介護のニーズに対応するため、家庭、地域、行政などが一体となって、高齢者を支える社会を築き上げることが急務となります。

また、高齢者が就労やスポーツ・趣味を通じて、社会活動に参加し、健やかで自立した生活を営むことは、地域社会全体の活力を維持し、いきいきとした地域づくりを進める上でも、重要な課題です。

このため、高齢者が安心して暮らせる生活・家庭環境、医療体制等の整備を推進しつつ、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会活動に参加できる環境づくりを進めるなど、より広い視点に立った高齢者福祉施策を総合的に講じていくことが求められます。本市においても、「薩摩川内市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターによる地域支援事業の推進、地域密着型サービスの提供等、様々な施策を展開する必要があります。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 高年齢者の介護予防・生活支援の充実

(1) 高年齢者の健康づくりの推進

健康づくり事業との密接な連携を図りながら、高年齢者の健康診査、健康教育、介護予防等の充実に努めます。

また、地域の高年齢者が気軽に参加できるスポーツ教室や高年齢者クラブなど、グループ活動を行いやすい環境の整備を進め、高年齢者の自主的な健康づくりを促します。

(2) 介護予防の推進

介護予防事業については、保健師を集約することにより健康づくりと介護予防を一元化し、さらに、福祉施策と連携するなど、市民にわかりやすく利用しやすい介護予防事業の推進を図ります。

高年齢者の介護予防の課題である認知症対策については、認知症サポーター等のボランティアを養成し、見守り体制を推進しながら講演会等の実施により認知症予防の普及・啓発を図ります。

また、地域包括支援センターと連携し、高年齢者の相談窓口の充実に努め、高年齢者が安心してすごせる環境整備を図ります。

さらに、高年齢者自身が介護予防としてボランティア活動を通じ、地域貢献や社会参加を行うことを目的とする介護予防ボランティア制度の充

実に努めます。

(3) 多様な福祉サービスの提供

高齢者のニーズに応じ、給食サービスやおでかけ支援など、多様なサービスを適切かつ効率的・継続的に提供できるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を深め、総合的な福祉サービスの提供体制の構築を図ります。

(4) 近隣保健福祉ネットワークの形成等の促進

高齢者などの要支援者が地域社会の中で自立して暮らしていけるよう、民生委員・児童委員，健やか支援アドバイザー，地区コミュニティ協議会，自治会，ボランティア団体等の連携を促進し、近隣保健福祉ネットワークの形成を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めます。

2 介護者・要介護者への支援の充実

(1) 家族介護者の負担の軽減

要介護者と共に暮らしながら介護を行う家族の身体的・経済的な負担を軽減するため、地域で取り組む介護保険制度の理解講座や介護講習，介護用品支給など介護者の負担軽減のための取組を促進するとともに，介護手当の支給など介護慰労事業等の支援策の充実を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続することが可能となる在宅介護サービスなど，地域のそれぞれの特性に応じた地域密着型の介護サービスを促進します。

(3) 介護保険関連施設の機能の充実

高齢者に対する包括的・継続的なケアを行っていくため，地域における在宅介護の拠点として，各地域の介護保険関連施設の機能強化を図ります。

また，各介護保険関連施設のネットワーク化を図るとともに，利用者にとって選びやすい介護サービスについての情報提供等に努めます。

(4) 人材の確保及び育成

高齢者介護等の担い手となる人材の計画的な確保及び育成に努めるとともに，研修制度の充実等を通じてその資質の向上を図ります。

3 高齢者の生きがい活動に対する支援の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりの促進

高齢者クラブなど各種団体の取り組む文化・学習・趣味・創作活動，スポーツ・レクリエーション活動，高齢者の経験や知識を活かしたボランティア活動等を支援することにより，高齢者の生きがいづくりを促進します。

(2) 高齢者の社会参加のための環境づくり

ふれあいいきいきサロン※などの高齢者間の交流や児童との世代間交流など，様々な交流の場の創出を図り，高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりを進めます。

また，シルバー人材センター等の活動を支援し，高齢者の能力や体力に応じた就労機会の拡大に努めます。

※ふれあいいきいきサロン⇒家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に，身近な集会所などに集まっていただき，レクリエーション等を通じて地域の仲間づくり等の活動の場をつくるもの。自治会・地区コミ等の単位で開催されている。

第5節 子育て支援・児童福祉の充実

<現状と課題>

人々の意識や価値観が多様化し、核家族化等が進行する中で、結婚・出産年齢の上昇、住環境の変化や教育費の増加など様々な要因により、少子化の傾向が顕著になっています。少子化の進行は、将来の人口の減少のみならず、若年労働力の減少による社会・経済活力の低下、高齢化の進行とあいまった社会保障制度の負担の増大など、多方面に深刻な影響を与えることから、喫緊に解決すべき重要な課題となっています。

一方、子育ての経済的、精神的負担により、仕事と家庭の両立に不安を持つ親が増加し、さらには、親の養育環境により、子ども自身の成長に悪影響が生じるなどの懸念が指摘されています。

子どもたちが個性豊かに、健やかに育まれる社会を構築するためには、個人の選択の自由を尊重しつつ、親が安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えていくことが従来以上に必要となってきます。

児童福祉法は、児童福祉の理念として、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」と定めています。また、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と、その公的責任を明記しています。

さらに、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」では、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と基本理念が示されており、今後、家庭、地域、行政などが一体となって「子育て支援社会」を築くことが求められています。

本市においても、「次世代育成支援対策地域行動計画」等に基づき、地域が各家庭の子育てを支援する体制を構築し、親の不安や負担を解消・軽減することにより、子どもが一人の人間として尊重されながら健やかに育つまちづくりを進めていくことが必要です。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

(1) 各家庭における育児に対する支援の推進

ア 母子保健の充実

一人ひとりの子どもたちが健康に生まれ、健やかに生活するために「薩摩川内市母子保健計画」を推進します。

また、ライフステージごとに「かがやけ思春期」，「夢ふくらむ妊婦期」，「笑顔いっぱい育児期」を目標に，妊婦健診・乳幼児健診の実施，思春期ふれあい事業，父親教室等の充実を図ります。

イ 各地域の育児支援体制等の整備

健全な子どもの育成のために地域で取り組んでいる子育てサークル，子育てサロン等の取組を支援するため，地域子育て支援センターの充実に努めるとともに，民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動を促進するなど，子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

さらに，子育てが健全で明るい家庭で行われるよう，児童・家庭児童相談機能の充実を図るとともに，県との連携の下，家庭環境に恵まれない児童の支援・保護に努めます。

ウ 子育ての負担・不安の軽減

育児の負担や不安の軽減のための訪問指導や育児相談の実施など，育児支援に努めます。

また，子育てに要する経済的負担を軽減するため，国の子ども手当等の周知を図るとともに，保育料の軽減のほか，就学援助，幼稚園就園奨励費など，経済的支援を進めます。

その他，市独自の助成事業として子ども医療費助成制度の実施などを行い，経済的支援を進めます。

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

ア 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、乳児保育，延長保育，一時保育，休日保育，子育て支援センター，病児・病後児保育事業などの各種保育サービスの充実・強化に取り組みます。

特に，保育事業に関しては保育定数の見直しを行い，「待機児童ゼロ作戦」を推進します。

イ 放課後児童クラブの拡充

保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため，地域の放課後児童クラブ運営委員会等の設立を支援し，既存の公共施設等の利用を検討するなど，放課後児童クラブ未設置の地域へのクラブの設置を推進し，待機児童の解消を推進します。

さらに，市放課後児童クラブ連絡協議会と連携し，指導員研修会の支援を行い，資質の向上を図ります。

ウ 子育てと仕事が両立できる就業環境の整備

仕事をしながら安心して子育てを行うことができるよう，育児休業制度，育児休業給付などの周知・啓発に努めるとともに，ファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育事業等の充実により，子育てと仕事の両立を支援します。

また，出産・育児等によりいったん退職し，再就職を希望する人々を支援するため，公共職業安定所等と連携しながら，情報の提供，相談・指導体制の充実等を図ります。

(3) 子どもを取り巻く社会環境の改善

ア 児童の健全な育成を図る体制の構築

子育てにおける家庭・学校・地域の連携を強化し，児童の健全な育成のための地域ネットワークづくりを進めます。

また，薩摩川内市要保護児童対策地域協議会では，保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・協力体制づくりに取り組み，要保護児童の早期発見や適切な保護及び要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援に努めます。

さらに，各地区青少年育成会との連携を図りながら，青少年の健全な育成にとって障害となるような有害物の除去など，社会環境の浄化活動を推進します。

イ 子どもが伸び伸びと遊べる場の確保

子どもたちが地域において，健全に伸び伸びと遊べる環境を整備するため，身近な公園など遊び場の充実を図るほか，ふれあい体験学習や世代間交流等を通じて，子どもたちが異なる年齢の児童や高齢者と

ふれあいながら，自主性や社会性を高める環境づくりを進めます。

ウ 子どもの安全の確保

子どもに対する交通安全教育を充実するほか，家庭，学校，地域における事故防止，安全の確保に対する意識の啓発に努めます。

また，家庭，学校，地域が一体となって取り組む子どもの事故防止策を促進するとともに，防火水槽や長年放置された防空壕の付近で子どもが遊び，事故を起こすことがないように，埋戻し等の対策を講じます。

第6節 障害者（児）福祉の推進

<現状と課題>

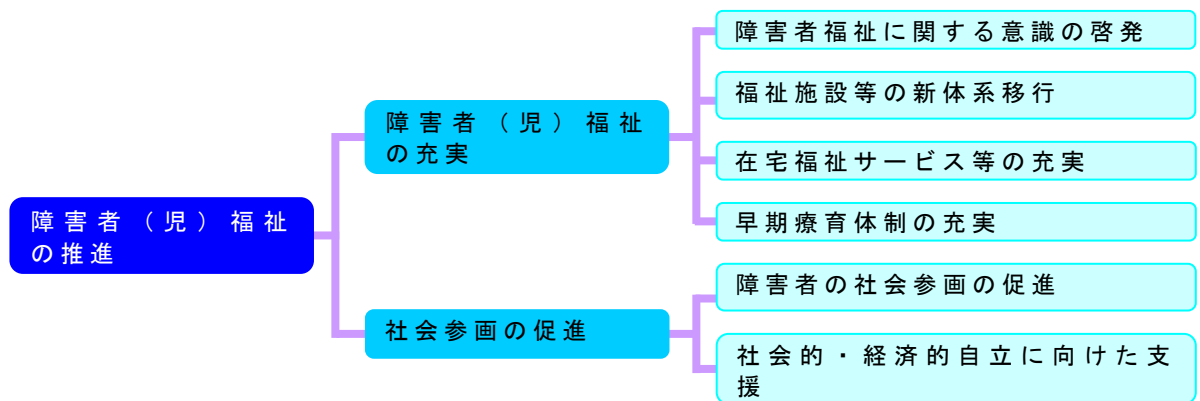
近年，障害を持つ人も持たない人も，社会の同じ一員として，家庭や地域の中で共に安心して生活するという考え方（ノーマライゼーション）が定着しつつあり，障害を持つ人たちの意見が社会基盤の整備等に取り入れられるようになってきました。また，障害者自身の社会参画に対する意欲も高まりを見せています。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され，制度の大幅な見直しを実施されました。

このようななか，本市では平成21年度から「薩摩川内市障害福祉計画第2期計画」に着手し，社会の一員として障害者の人権が尊重され，すべての市民が家庭や地域で共に安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを積極的に進めることや障害者自立支援法における施設の新体系への円滑な移行を進めるための支援策が必要となっています。

なお，障害者自立支援法については，平成25年8月までに廃止されることとなり，平成21年12月には障害者制度の集中的な改革を行うため，内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。今後は，国の動向等を注視しながら対応に努める必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 障害者（児）福祉の充実

(1) 障害者福祉に関する意識の啓発

地域で取り組む友愛訪問事業など，障害者との交流により，障害者に

対する理解を深め、障害者への協力を促進するとともに、あらゆる機会を通じて障害者や障害者福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

(2) 福祉施設等の新体系移行※

障害者の自立した生活に必要な介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスを確保するためには、サービス提供事業者となる福祉施設等が安定して事業を運営できることが必要であり、経営基盤の安定及び新体系移行に必要な支援を行います。

また、質の高いサービスを安定して提供するために、人材の処遇改善や良質な人材の確保に必要な支援を行います。

※新体系移行⇒これまで分かれていた身体・知的・精神障害に関する福祉サービスについて、一元化した福祉サービス（身体・知的・精神）を行う施設体系への移行のこと。

(3) 在宅福祉サービス等の充実

家族の介護負担を軽減し、障害者が家庭や地域において安心して快適に生活できるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、多様なニーズに応じた障害者の在宅福祉サービスの周知を図るとともに、その充実に取り組みます。

また、障害者への補装具、日常生活用具の給付・貸与など、利用者の立場に立った生活の支援に努めるほか、相談窓口の充実を図ります。

(4) 早期療育体制の充実

保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実を図ります。

また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。

2 社会参画の促進

(1) 障害者の社会参画の促進

障害者の社会参画を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

(2) 社会的・経済的自立に向けた支援

障害者の社会的・経済的自立と社会参画を支援するため、様々な学習機会の提供や鹿児島障害者職業能力開発校などの関係機関との連携を図

り，職業能力の向上に努めます。また，公共職業安定所等と連携しながら，事業者の理解と協力を求め，障害者の就業機会の拡大及び雇用条件の改善に努めます。

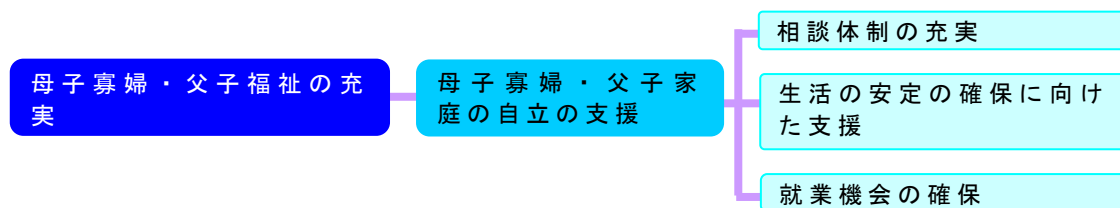
第7節 母子寡婦・父子福祉の充実

<現状と課題>

近年、離婚の増加等により、母子寡婦・父子家庭が急増しています。昨今の厳しい経済情勢の中で、これらの世帯においては、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な場合も多く、その自立を促進することが最も重要な課題となっています。また、生活面からも、様々な支援策を講ずることが求められています。

こうした社会的・経済的に不安定な状態に置かれている世帯を支援するためには、就業機会の確保を図るだけでなく、地域社会が一体となって、それぞれの置かれた状況の把握に努め、相談・指導体制の充実、経済支援、子育て支援など、生活実態や地域の実情に応じた、きめ細かな対策を展開していく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 母子寡婦・父子家庭の自立の支援

(1) 相談体制の充実

母子寡婦・父子家庭のそれぞれが置かれた状況を的確に把握し、様々な悩みにきめ細かに対処するため、関係機関や民生委員・児童委員等との連携の強化、多様な相談体制の充実を図るとともに、諸制度の情報提供に努めます。

(2) 生活の安定の確保に向けた支援

社会的に弱い立場にある母子・寡婦家庭、不安定な生活を強いられる父子家庭などに対し、各種事務手続の簡素化や児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等助成制度の充実を図るとともに、保育所等における母子寡婦・父子家庭の優先的な入所など、関係機関等との連携を図りな

がら、それぞれの家庭の実情に合わせた支援を行います。

また、子育て等の面においては、地域の民生委員・児童委員による支援に加え、地域と家庭の関わりが希薄化している現状の中で、これらの家庭を含めた生活・社会基盤の弱い家庭に対し、地域が支え、見守る支援体制の構築を促進します。

(3) 就業機会の確保

母子寡婦・父子家庭に対する事業者の理解を促進するとともに、公共職業安定所等との連携の下に、それぞれの職業適性、就業経験等に応じた適切な助言を行う就業相談、就業情報の提供等を行い、就業機会の拡大と雇用条件の改善を図ります。

第3章 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

第1節 生涯学習の推進

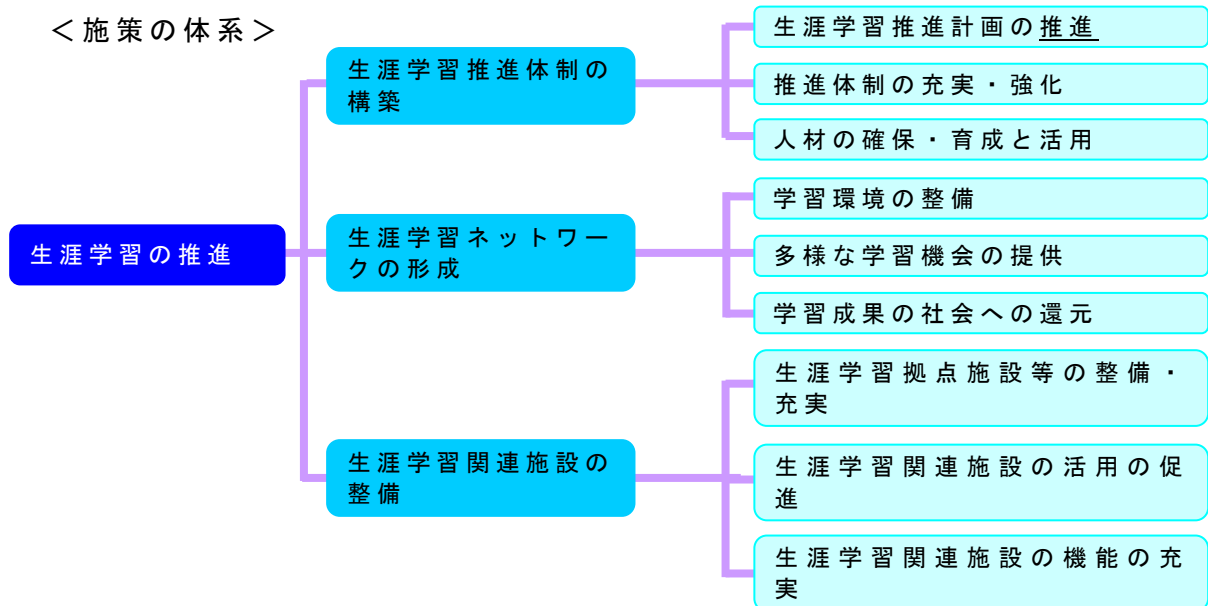
<現状と課題>

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴う人々の価値観の多様化により、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識を持つ市民が増えてきています。このような状況の下、学びたいという意識を持つ市民が「いつでも、どこでも、誰でも、何でも」学習できる生涯学習社会の実現が重要になってきています。

また、生涯の各期を通じて自らの資質を高め、新しい知識や技術を取得した市民が、その学習成果を地域活動や文化活動の中で活かしていくことも求められています。

本市においても地区コミュニティ協議会等を通じて各種の施策を展開していますが、多様な学習のニーズに即した、より具体的な推進計画づくりが必要となっています。

今後とも、社会の変化に応じた多様な学習機会の創出や情報提供等を進め、生涯学習の充実に努めるとともに、「市民が主役の生涯学習」という観点から、生涯学習プログラムの体系化、情報通信技術を活用した在宅学習の推進、大学等の民間を含めた生涯学習の場のネットワーク化等の施策を総合的に展開していくことが必要です。



< 計画の内容 >

1 生涯学習推進体制の構築

(1) 生涯学習推進計画の推進

生涯学習に関する具体的な施策の体系的な展開を図るため，“地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり”という基本方針に基づき、「薩摩川内市生涯学習推進計画」（平成20年度～平成26年度）を策定しており，この計画に基づいて，生涯学習を推進するための行動プログラムを確立します。

(2) 推進体制の充実・強化

行政関連部門や市民，各種民間団体等の連携・協働による生涯学習推進体制の構築を図ります。

また，総合的な生涯学習関連施策を効率的・効果的に推進するため，生涯学習推進本部の活動を強化し，その組織の充実を図ります。

(3) 人材の確保・育成と活用

ア 講座等の講師の確保・育成

講座・講演会の講師の育成や学習プログラムの開発，運営に際して適切なアドバイスなどを行う専門的な技術を持った人材の確保・育成に努めます。

イ 地域づくりを担う人材・組織の育成と活用

生涯学習活動の推進により，地域づくりを担う人材と組織の育成に努め，併せて，地域の人材やまちづくり団体，ボランティア団体及びNPO等の組織を積極的に活用します。

また，地域の人材や組織の能力向上を支援し，地域の担い手育成を図ります。

ウ 情報発信力を有する人材・組織の育成

活力ある地域づくりを進めるためには，魅力ある情報発信が欠かせません。市民による地域情報の収集と発信・活用のサイクルを構築し，市民が市民に教え合う，人から人への「知の還流」を実現することで，情報発信力を有する多様な人材と組織の育成を行います。

2 生涯学習ネットワークの形成

(1) 学習環境の整備

ア 情報ネットワークの形成

学習機会の充実と学習内容の多様化・高度化を図るため，生涯学習

に関する各種情報を収集・整理し，学習の内容・方法，施設の状況など適切な学習情報の提供ができる情報システムの整備を進めるとともに，ICT講習会の開催等により市民の情報通信技術の向上を図ります。

イ 地域学習活動の促進

地域において社会教育及び生涯学習の推進の中心的役割を担っている地区コミュニティ協議会，PTA等の研修等を積極的に支援するとともに，団体，グループ・サークル相互の連携を促進します。

また，地域住民の自主的で創造的な生涯学習活動を支援するため，地区コミュニティ協議会を中心に，市民が企画運営段階から参加でき，それぞれの学習成果を活かせる地域学習活動を促進します。

(2) 多様な学習機会の提供

ア 体系的な学習プログラムの構築

環境学習，地域学習，健康学習など，各自のライフステージに応じた学習ニーズを的確に把握しつつ，継続的な学習プログラムの整備を図ります。

また，少子・高齢化，高度情報化の進展や余暇の増大に対応した生涯学習プログラムのほか，高齢者・子どもを対象にした講座など，体系的な生涯学習の在り方について検討を進めます。

さらに，高等教育機関との連携・協力の下，社会人の循環学習※ニーズへの対応に努めます。

※循環学習⇒「生涯循環学習」ともいう。さまざまな人生コースを歩む人々が生涯にわたって必要に応じて自由に「社会生活（就業）」と「学習生活（就学）」を交互に営み，社会人としてのキャリア・アップ，人間としての自己実現要求の充足，市民としての知識・技能の習得などを行っていくこと。

イ 情報通信メディアの活用

教育情報衛星通信ネットワークやインターネットなど，情報通信メディアを活用した生涯学習の普及を図ります。

(3) 学習成果の社会への還元

市民が生涯学習によって得た学習成果や高齢者の豊かな経験・知識・技能をボランティア等の活動を通じて社会に還元できるよう，人材バンクの充実等諸条件の整備に努めます。

また，「すてきびと」※や情報発信力を有する地域における人材の育成，活用及び確保のための取組に対する積極的な支援に努め，社会への参画及び還元を促します。

※すてきびと⇒専門知識や技術を持った人材を「すてきびと」として登録し，知識や技術を市民の生涯学習に活かそうとするもの。

3 生涯学習関連施設の整備

(1) 生涯学習拠点施設等の整備・充実

各地域において生涯学習の推進の中核的役割を担う拠点施設として、生涯学習拠点施設等の整備及び機能の充実を図ります。

また、既存の生涯学習関連施設の情報通信機能や文化拠点機能の強化に努め、施設間のネットワーク化を図ります。

さらに、川内駅周辺については、文化施設、生涯学習推進施設に加え、商業施設を集積した複合拠点施設の整備を検討します。

(2) 生涯学習関連施設の活用の促進

コミュニティセンター、川内文化ホール、入来文化ホール、中央公民館、地域公民館、中央図書館、川内歴史資料館、少年自然の家、せんだい宇宙館、川内まごころ文学館、祁答院生態系保存資料館（アクアイム）など、生涯学習関連施設の活用を促進します。

(3) 生涯学習関連施設の機能の充実

図書館においては、引き続き、蔵書の充実及び視聴覚（A V）資料の整備を図ります。また、近隣市町住民が利用できる広域利用の仕組みづくりを推進します。さらに、図書館の電子化推進に向けた研究・検討を進めます。

また、移動図書館車の巡回により、図書館サービスの充実に努めるとともに、団体貸出文庫（配本所）の充実を図ります。

視聴覚ライブラリーにおいては、視聴覚機器等の整備・充実を図りながら、視聴覚教育を支援します。

川内歴史資料館においては、収蔵品等の照会に対応できる情報通信システムを活用した検索システムを構築するなど、機能の充実に努めます。

中央公民館・地域公民館においては利用者の安全を配慮した施設整備を推進するとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代の、様々な学習ニーズに対応できるよう、高度情報化など機能の改善・充実を図ります。

第2節 社会教育の促進

<現状と課題>

近年，社会情勢は急激に変化し，社会教育を取り巻く環境も大きく流動しています。

特に，核家族化や都市化の進展に伴い，地域連帯感の希薄化や個々の価値観やニーズの多様化，生活様式などの変化により，家庭や地域の教育力の低下が懸念され，社会の変化に対応した，多様な社会教育の推進体制の整備を図ることが求められています。

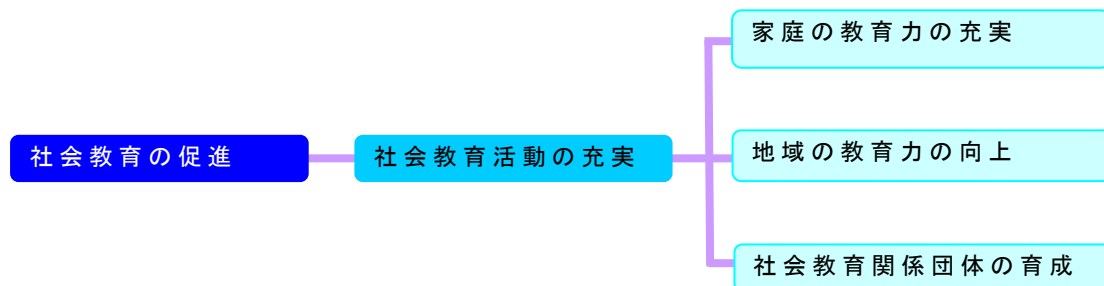
家庭は，子どもたちが最も身近に接する社会です。家庭での教育は生活能力や基本的倫理観などの基礎を育む全ての教育の出発点であり，親等に対する成人教育や子育て支援という観点から，社会全体の問題として積極的に家庭における教育力の充実を図っていくことが求められます。

また，地域で大人と子どもの触れ合う機会が減り，地域における子育てのための社会環境は後退しています。

このため，家庭や学校，地域の連携を深め，地域で子どもを育む地域力の再生が求められています。

豊かなくらしや健やかな子どもの育成を図るため，PTAや子ども会などの社会教育関係団体が自主的・主体的に活動していますが，家庭や地域社会の教育力の向上を図るためにも，今後，ますますこれらの団体が果たす役割は重要になっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 社会教育活動の充実

(1) 家庭の教育力の充実

ア 家庭の教育力の向上

アンケートなどを通して家庭環境や子どもを取り巻く様々な問題などの実態把握に努め，現状に応じた家庭の教育力向上に資するための

各種子育て講座や講演会等の充実に努めます。

また、各幼・小・中学校における家庭教育学級※等において、家庭教育手帳※の活用を含めて積極的支援を図るとともに、子育てに対する相談や、母親同士が共通した悩みを話せる機会として子育てサロン※の拡充に努めます。

イ 読書活動の推進

親子による読書は、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣を醸成します。

また、家庭は読書活動の基礎を築く上で最も重要な役割を果たす場所です。

このため、「ブックスタート※」事業の継続や、乳幼児期から児童生徒期を通じて、子どもが家庭において読書習慣を身につけ定着させていくことができるよう「親子20分読書」、「朝読み・夕読み」などの読書活動の推進に努めます。

※家庭教育学級⇒幼稚園，小・中学校を拠点として，保護者同士が子育てについての教養を高めることや学習したいことを自ら企画し，計画的・継続的に活動を行っていくもの。

※家庭教育手帳⇒乳幼児期の子どもを持つ保護者の方々が，親子のきずなを深め，心豊かな子どもを育てていくことや，小学生から中学生の子どもを持つ保護者の方々がその成長過程に応じて，家庭での教育やしつけに関して，それぞれの家庭で考えていただくための資料のこと。

※子育てサロン⇒子育てに不安を抱える親たちを支援するため，育児に関する相談や子どもとの遊び等関わり方についてのアドバイスを行う憩いの場のこと。

※ブックスタート⇒ゆとりをもって健やかな子育てができるよう，絵本を通して赤ちゃんと一緒に楽しい時間を持ってもらうため，健診の際に絵本を贈る活動のこと。本市においては，乳幼児の3ヶ月健診前後に，母子保健推進員が家庭訪問をする際に，お母さんに絵本を渡して，読み聞かせをしてもらうようにしている。

(2) 地域の教育力の向上

ア 地域の教育力の向上

地域には、自然や伝統文化があり、また、地域で暮らす人々の中には、子どもたちをたくましく豊かに育てる場所や人材などが多くあります。

特に高齢者の豊かな知識や経験は、子どもの育成に活かすことにより、地域の活性化を生み出す力にもなります。

このため、自然や伝統文化・人材等を活用し、地域において開催される自然体験・生活体験などの学習活動の支援に努めます。

また、自然に直接触れ自然から学べる自然観察などの学習環境づくりを促進します。

イ 家庭・学校・地域の連携強化

社会全体で子どもを育てるために、家庭・学校・地域等の連携協力のための体制を強化し、安全・安心な地域の確保が図られるよう支援

するとともに、家庭・学校・地域等を結ぶ連携支援のための地域によるネットワークづくりの充実に努めます。

(3) 社会教育関係団体の育成

P T Aや子ども会などの社会教育関係団体は、積極的に自主的・主体的に活動を行っており、地域の活性化や青少年の育成、家庭や学校・地域の教育力の向上に果たす役割は大きいものがあります。

今後も会員の資質向上や組織強化のため、指導者養成のための研修会等の開催や団体活動の充実に努めます。

第3節 人権の尊重

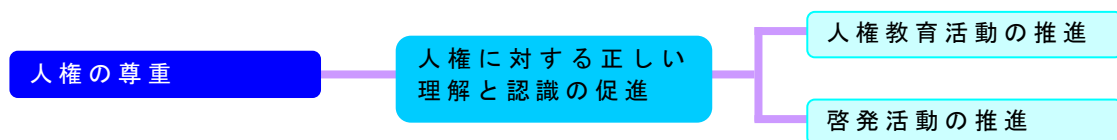
<現状と課題>

私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴う様々な問題が少なからず存在します。これらの問題に共通していることは、本人の責任ではないにもかかわらず、何らかの差別意識によってそれぞれの基本的人権が侵害されていることです。

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障されています。人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい理解と認識を得るためには、人権問題を人々が身近な問題としてとらえるよう、地域・学校などあらゆる場において教育活動を展開する必要があります。また、人権問題を正しく理解するため、積極的な人権問題への取組や啓発・広報活動を進め、人権に対する市民の意識の高揚を図ることも必要です。

今後も、市民一人ひとりが正しい理解と認識の下に不断の努力を行い、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指していかなければなりません。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 人権に対する正しい理解と認識の促進

(1) 人権教育活動の推進

高齢者学級，家庭教育学級，企業内研修，「人権の花」運動等あらゆる場において，人権教育活動を推進し，人権問題の正しい理解を促進します。

(2) 啓発活動の推進

人権啓発強調月間や人権週間を通じて積極的に人権問題の啓発・広報活動を行い，人権に対する市民の意識の高揚に努めます。

第4節 幼児教育・学校教育等の充実

<現状と課題>

近年、人格形成期における心の未発達が原因と思われる児童生徒の事件やいじめ、不登校などが社会問題となっています。「まちづくりの原点は人づくり」であり、心豊かで他人を思いやる優しい心を持った人間を育成する教育が求められています。

こうした中、幼児教育については、基本的な生活習慣などを身に付ける家庭での教育と家庭だけでは体得できない集団での教育との両方が必要とされます。また、地域との関わりの中で、郷土を愛する子どもを育てていくことが求められます。

学校教育については、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するなど「生きる力」の育成を基本としながら、各地域の実情も踏まえ、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底に努め、児童生徒にとって魅力ある教育を展開することが重要です。特に、一人ひとりの個性を尊重し、かつ、多様な能力を伸ばしつつ、思いやりのある人間性豊かな心身ともにたくましい児童生徒を育成することが求められます。

また、校外学習を含めた体験学習を積極的に推進し、家庭や地域の教育機能を高めながら、学校と家庭及び地域との連携を強化していくことも大切です。

教育施設については、大規模改修等の老朽校舎対策に加え、国際化、高度情報化、バリアフリー等の新たな社会の潮流はもちろん、地域住民による生涯学習のための利用等の面でも的確に対応できるような施設・設備の整備・充実が必要です。

さらに、障害のある児童生徒に対しては、それぞれの状況や個性に応じた教育の推進、教育相談や就学指導の充実、教職員の資質の向上、健常児と共に教育を受けられる環境づくり等が求められています。

また、小・中学校の学校規模については、少子化の進展に伴い児童生徒の減少による小規模化が進み、複式学級を抱える極小規模校はさらに増加する傾向にあります。教育上、学校にはある程度の集団が必要であることから、児童生徒にとって適切な教育環境を整えることが求められています。

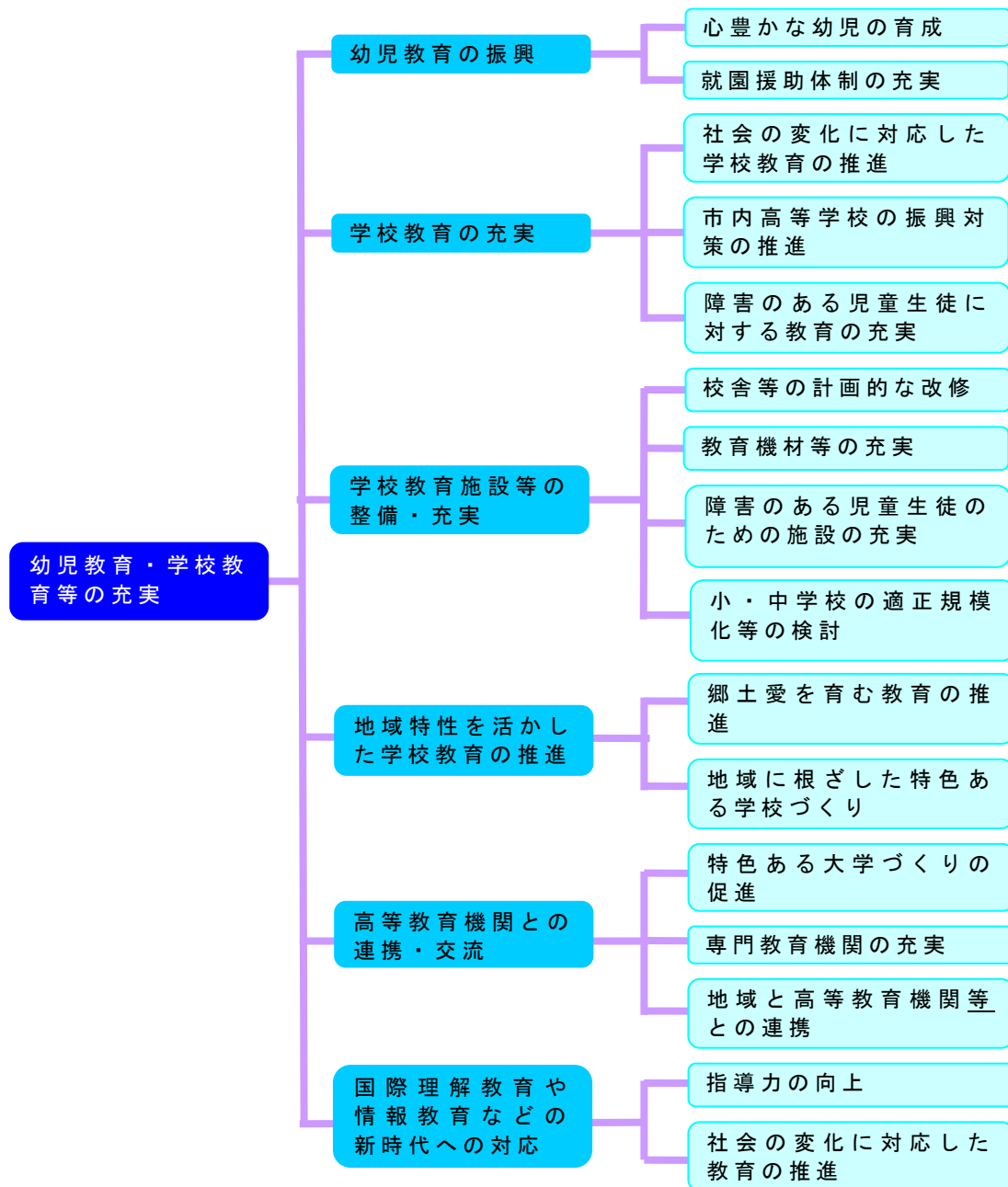
このほか、高等学校教育に関しては、地域との連携や特色ある教育活動を推進し、高等学校の活力や専門性、教育水準の維持向上を図っていくことが必要です。

高等教育については、日々変動する社会情勢に的確に対応できる人材の育成が必要です。

また、学生・生徒が充実した学校生活を送るため、教育内容を充実させ、特色を出すことも求められます。

特に，大学等においては，市民の多様な学習ニーズにこたえ，地域と共生する開かれた高等教育機関として，公開講座等の実施・充実が求められています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 幼児教育の振興

(1) 心豊かな幼児の育成

集団でのふれあいや体験の中で、幼児一人ひとりの個性を伸ばし、心身の健やかな発達が促されるよう、教育内容や指導方法の改善・充実に

努め、また、地域との交流、小学校や保育所との連携を図りながら、郷土を愛する心豊かな幼児の育成を目指します。

(2) 就園援助体制の充実

女性の社会参画の進展、核家族化や少子化の進行など子どもを取り巻く環境の変化に対応した幼児教育体制の充実に努め、幼稚園就園助成等により保護者の経済的負担の軽減を図ります。

2 学校教育の充実

(1) 社会の変化に対応した学校教育の推進

ア 小中一貫教育の推進

9年間の義務教育の区切りを「4・3・2制」の教育段階に見直し、中期を中心とした教員の授業交流、児童生徒の交流活動等を推進し、小学校から中学校への円滑な接続や、地域の人材を活用した「小学校英語教育」の充実、各学校の特色ある教育活動の推進を図るため、連携型の小中一貫教育の充実に努めます。

また、基礎学力の向上を基本としつつ、それぞれの学校による創意工夫を活かした教育課程の編成を支援し、新設教科である「コミュニケーション科」の取組の推進により、人間関係形成力や表現力の向上を図る指導に努めます。

イ 「生きる力」を育む学習指導の充実

子どもたちの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決できる「生きる力」を培うため、自然体験学習や社会体験学習、読書体験を活かした学習活動のほか、観察・実験、見学・調査、ものづくりなどを通して、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、判断できる体験重視型の学習を展開します。

また、コンピュータの活用、習熟の程度に応じた指導や社会人講師の導入など、効果的な学習指導法を推進し、一人ひとりの能力や適性に応じ、楽しく学べる、分かりやすい授業の実施に努めます。

ウ 学校保健の推進及び学校における安全の確保

児童生徒の基礎体力・運動能力の向上を図るとともに、食生活をはじめとする望ましい生活習慣の習得など、家庭と連携した健康教育の充実に努めます。また、校内事故に対する安全管理や交通安全指導を行うとともに、地域のボランティア等と連携を図りながら、登下校時の安全確保に努めます。

エ 体育活動の充実

児童生徒が自ら楽しめる体育学習を展開するとともに、学校外の日常的なスポーツ活動や地域スポーツクラブ活動への積極的な参加を促

進し、心身共にたくましく、協調性を持った児童生徒の育成を図ります。

オ 教育相談の充実

「心の居場所」としての保健室の機能の強化やカウンセリングルームの設置を進め、子どもが悩みや問題を相談しやすい環境を整備します。また、子どもの心のケアの充実に取り組み、心の教室相談員による適切な指導や相談などに努めることを通じて、不登校・いじめ対策の一層の充実を図ります。

さらに、学校と家庭・地域社会・関係機関との連携を強化し、地域全体として“子どもを見守り育てていく体制”を整えます。このほか、県と協力して、スクールカウンセラーや保健・医療の専門家等との連携の強化に努めます。

カ 学校給食の充実

学校給食衛生管理の徹底を図り、栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。

また、地場産物の積極的な活用や米飯給食の充実による食育の推進を図ります。

キ 教職員の資質の向上

児童生徒の健やかな成長を図るため、授業における実践を通して教職員の指導技術の向上を図るとともに、体験的な研修を含め各種研修を充実させ、常に子どもや地域と共にあり、自らの資質向上に意欲的に取り組む教職員の育成に努めます。

また、教職員人事評価制度の実施や資質の向上を必要とする教員への対処など新たな人事管理に適切に対応し、市民の信頼にこたえられるよう努めます。

(2) 市内高等学校の振興対策の推進

ア 特色ある高校教育の促進

豊かな教養と高度な専門知識や技術の習得が可能となるよう、時代のニーズに対応した特色ある高等学校教育の展開を促進します。

また、私立高校への助成を行うなど就学環境の充実を図ります。

さらに、旧樋脇高校の跡地活用策については、地元住民等関係者の意見を十分に聴きながら、有効活用が図られるよう県教育委員会等と協議します。

イ 奨学金制度の充実

優秀な人材の育成を図るため、市内高等学校の在校生への特別奨学資金の給付のほか、高等学校、大学等の在学生に奨学資金の貸付けを行う奨学金制度の充実努めます。

(3) 障害のある児童生徒に対する教育の充実

ア 障害のある児童生徒への教育内容等の充実

障害のある児童生徒については、一人ひとりの能力を最大限に引き出し、成長させ、社会的自立の可能性を伸ばしていくため、特別支援学級、通級による指導教室等において、それぞれの障害の状況に応じた適切な特別支援教育を推進します。

イ 障害のある児童生徒に対する理解の促進

障害のある児童生徒と他の児童生徒や地域の人々との交流を進め、相互理解を深めながら、すべての子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、障害のある児童生徒と特別支援教育に対する市民の理解を促進します。

ウ 障害のある児童生徒の教育相談体制の整備

保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた適切な指導や教育相談ができる体制を整備するとともに、障害のある児童生徒の保護者に対する継続的な教育相談の実施に努めます。また、障害のある子どもを持つ保護者に対して、特別支援教育に関する啓発・指導を行います。

エ 教職員の指導力の向上

特別支援教育に関する基本研修や専門研修などの充実を図るとともに、その教育に携わる教職員の資質や指導力の向上に努めます。

3 学校教育施設等の整備・充実

(1) 校舎等の計画的な改修

耐震化等をはじめとする校舎の大規模改造・改築、特別教室の整備、屋内運動場の新增改築、プールの改築、スロープ等の設置など、中長期的な視点から計画的に教育施設の整備・改修を進め、ゆとりある豊かな心を育むことのできる学習環境の確保を図ります。

(2) 教育機材等の充実

技術の進歩を続けるパソコンなどの情報教育機材や校内LAN※、視聴覚機材等の教育機材の更新を行い、国際化、情報化に対応できる教育環境の整備に努めます。

※LAN⇒Local Area Network の略。公衆回線とは別に、同一ビル内などの比較的限定された区域内で、多数のコンピュータなどを回線によって相互に結合し、データなどをやり取りする通信ネットワークシステム

(3) 障害のある児童生徒のための施設の充実

障害のある児童生徒の状況に応じた適切な学校施設・設備の整備・充

実を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を図り、障害のない児童生徒と共に教育を受けることのできる環境づくりに努めます。

(4) 小・中学校の適正規模化等の検討

児童生徒のための適切な教育環境整備のために、地域の実情に即した望ましい学校規模の在り方を検討し、保護者や地域の理解を得ながら、学校の統廃合や小中一貫校の設置、通学区域の見直しなど、学校の再編等を進めます。

4 地域特性を活かした学校教育の推進

(1) 郷土愛を育む教育の推進

郷土の恵まれた自然環境や豊かな歴史・文化に触れながら、先人の業績や生き方に対する理解を深めるなど、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を展開します。

(2) 地域に根ざした特色ある学校づくり

児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進を基本としながら、地域の特色を活かし創意工夫をこらした各学校の主体的な運営を促し、地域の人材等を活用した「薩摩川内元気塾」事業による講演会等の実施など、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。

5 高等教育機関等との連携・交流

(1) 特色ある大学づくりの促進

鹿児島純心女子大学の特色を活かした、看護師、管理栄養士、教職員、保育士や認定心理士の養成や同大学大学院を活かした臨床心理士、養護教諭の養成など次代を担う人材の育成や社会人入学制度の実施による、高等教育機関としての機能の充実を要請します。

(2) 専門教育機関の充実

川内職業能力開発短期大学校や川内市医師会立川内看護専門学校の機能の充実、公開講座の実施など専門的で高度な教育機能の地域への開放を働きかけます。

また、川内職業能力開発短期大学校については、今後も優れたものづくり人材の育成を行うため、現在の全国ネットワークを維持できるよう努めます。

(3) 地域と高等教育機関等との連携

鹿児島純心女子大学，鹿児島大学及び国立天文台VERA入来観測局などの高等教育機関等が有する人的資源や施設を活用した公開講座の開催や学生・教員の派遣による教育連携事業の展開などにより，地域に開かれた高等教育機関等としての活動の充実を要請するとともに，学生によるボランティア活動や各種地域行事への参加など地域に密着した多様な活動を支援します。

また，鹿児島純心女子大学・川内職業能力開発短期大学校・川内市医師会立川内看護専門学校などの高等教育機関の相互交流や，これら高等教育機関と市内企業・行政機関との産学官の連携を推進します。

6 国際理解教育や情報教育などの新時代への対応

(1) 指導力の向上

教職員の専門的研修のほか，国際化，情報化に対応した各種研修の充実や計画的・継続的な自己研鑽を通じて，実践的指導力と人間的魅力を兼ね備えた幅広い教育活動を展開できる教職員の育成に取り組みます。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

情報教育機材の整備とともに，学ぶ意欲，思考力，判断力，表現力を高められるような学習ソフト・教材を充実させ，テレビ会議システムを活用した学校間の交流を積極的に進めるなど，情報教育の質の向上に努めます。また，外国語指導助手（ALT）の活用等により，国際化への理解と対応力を高める教育を進め，新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。

第5節 青少年の健全育成

<現状と課題>

次世代を担う青少年を、明るく健やかにたくましく育てていくことは、大人の責務であり、すべての市民の願いであります。

しかしながら、高度情報化社会の進展や少子・高齢化社会の到来、生活意識・様式の多様化など、急激な社会環境の変化の中で、青少年の生活習慣の乱れや規範意識の低下、問題行動、人間関係の希薄化など大きな社会問題となっています。

また、近年、インターネットや携帯電話の情報メディアの急速な普及により、トラブルや犯罪などに巻き込まれる青少年が増加しています。

本市では、心身ともに健全で人間性豊かな青少年を育み、活力ある地域社会を築いていくために、青少年育成市民会議を中心に地域の青少年（健全）育成会や地区コミュニティ協議会と連携しながら各種施策に取り組んでいます。

我々大人が、子どもの目標となり得る人間としての自覚をしっかりと持ち、組織的・計画的に家庭・学校・地域による連携を強化し、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す様々な体験活動や安全・安心な社会実現のための各種取り組みを積極的に展開していくことが求められています。

<計画の体系>



<計画の内容>

1 青少年の健全育成

(1) 青少年を育む市民運動の促進

ア 市民意識の啓発

社会全体が共通の理解と認識をもって青少年を育む市民活動を展開できるよう、意識の啓発を図るとともに、各種活動への市民の積極的な参加促進や安全・安心な地域社会の実現に努めます。

特に青少年育成市民会議を中心に地区青少年（健全）育成会や地区コミュニティ協議会をはじめ民間団体・企業，家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成運動を推進します。

イ 補導活動の充実

青少年の犯罪や非行を防止するため，主任児童委員，保護司，少年愛護委員等による相談活動や地域と連携した安全パトロール，補導活動の充実に努めます。

ウ 相談体制の充実

青少年の悩みについて，いつでも気軽に相談に応じられるよう，相談窓口の普及啓発に努めるとともに，様々な相談に対応できる体制づくりと，学校をはじめ児童相談所，警察署など関係機関との連携強化に努めます。

(2) 青少年活動の促進

ア 青少年団体活動の促進

地域の活性化や青少年の健全育成を積極的に推進するため，子ども会や高校生クラブなどの青少年団体活動を支援するとともに，指導者やジュニア・リーダー※等の育成に努めます。

また，ふるさとを愛するための活動や各種奉仕活動を支援するとともに，地域の活性化に繋がる取り組みについて検討します。

イ 社会参加・体験活動，交流活動の促進

体験活動を通して仲間づくりや地域の人々を敬いふるさとを愛する心を培うために，様々な地域や場所に青少年を派遣し，豊かな人間性を育む事業を展開するとともに，地域や各種団体が行う自然体験・生活体験・社会体験活動等を支援します。

特に国際化の進展により，次代を担う青少年の育成には異文化交流，外国生活体験は将来的に視野の広い豊かな人間性を育むことから，これらの活動の充実に努めます。

※ジュニア・リーダー⇒指導される子どもたちの年齢に近い若者のリーダー

第6節 地域文化の保存・継承

<現状と課題>

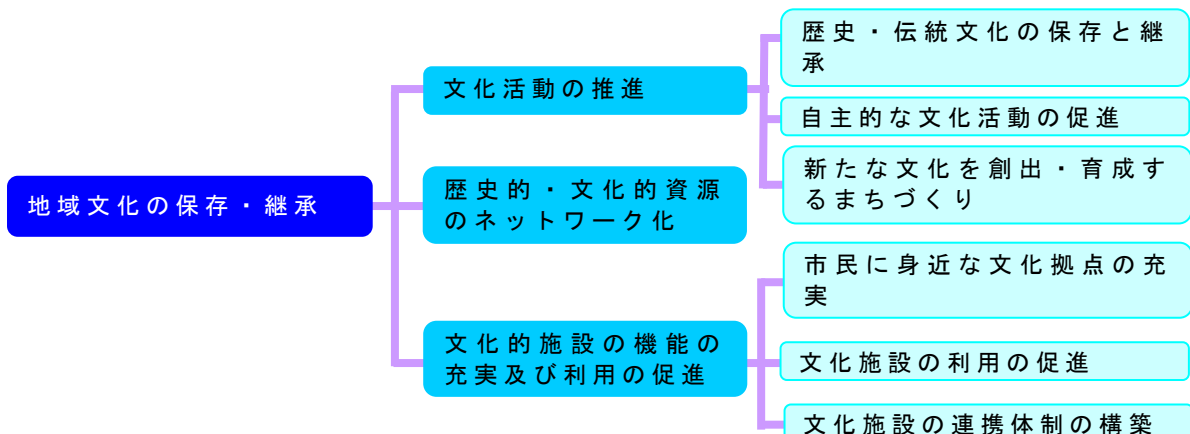
本市は、南九州の中心地として大宝2年（702年）に薩摩国府が設置されたという古い歴史を有するまちです。ニギノミコト伝説の可愛山陵、国指定史跡の「薩摩国分寺跡」・「清色城跡」や国選定重要伝統的建造物群保存地区「薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区」、国指定重要無形民俗文化財「東郷文弥節人形浄瑠璃」・「甌島のトシドン（ユネスコ無形文化遺産登録：平成21年9月）、400年余りの歴史を誇る県指定無形民俗文化財「川内大綱引」など、有形・無形の歴史的・文化的遺産や伝統文化が豊富に存在しています。これらは、すべての市民の共通の財産であると同時に、郷土の歴史・文化を理解するための素材として、また、地域に根ざした文化的環境を構築し、地域の独自性を確立するための貴重な資源として、極めて重要なものであることから、それぞれの存在を改めて見直し、その保存・継承に対する理解と意識の高揚を図る必要があります。

しかしながら、こうした歴史・文化という「かけがえのない財産」への市民の意識はいまだ十分に根付いているとはいえず、その存在についてもあまり知られていない状況にあります。

このため、未来に向けた新しい文化を創出していくための素材（市民遺産）として、市民への周知のあり方も含め、積極的にこれらの歴史的・文化的資源の保存・活用を図っていくとともに、地域に埋もれたままの有形・無形の文化財を掘り起こすなど、新たな方策を講じることも必要です。一方、埋蔵文化財については、開発事業との関係において適切かつ速やかな対応と保護体制の確立が課題となります。

また、市民の芸術文化活動への欲求の高まりにこたえ、学習機会の充実と活動又は発表の場の確保に努めること等により、より豊かできめ細かな文化活動を促進するとともに、文化的施設の機能の充実及び利用の拡大を図っていくことが必要です。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 文化活動の推進

(1) 歴史・伝統文化の保存と継承

ア 伝統文化の保存・継承

古くから地域に伝わる芸能・風俗，行事などの伝統文化については，発表や披露の場を積極的に開拓し，地域の青少年の参加・体験型学習の材料として活用するなど，地域ぐるみで保存・継承を促進し，必要に応じて文書や映像としての記録・保存を進めます。

また，地域で取り組むふるさとマップ，史跡マップの作成など，地域の伝統芸能・行事，文化財等を掘り起こし，地域の宝としてまちづくりに活かす取組を支援します。

市内の小学校高学年生から中学生を対象に結成された文化財少年団が，地元の文化財や歴史を探訪学習することで，地域の文化財に対する理解と保存継承に対する認識を深めます。また，社会科の学習に文化財マップを活用し，現地学習を支援します。

イ 文化財の調査・保存・活用

開発行為等により滅失するおそれのある埋蔵文化財については，発掘調査等を実施するとともに，開発との十分な調整を図りながら保護に努めます。また，民間保有の有形文化財については，散逸やき損を防ぐため，所蔵者に対し寄贈・寄託への協力を求め，記録・保存を図ります。さらに，学術的価値や地域的重要性の高い文化財については，国・県・市による指定に努め，有形文化財の修理・復元による展示・公開を図るほか，史跡の環境整備等を進めます。

ウ 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりの推進

伝統芸能・行事，文化財等を活かしたまちづくりを振興するほか，地域文化の情報発信を促進します。

(2) 自主的な文化活動の促進

市文化祭への市民の自主的な参加を促すとともに，芸術文化に関する発表会やフェスティバル等を開催し，市民が一体となった新たな文化活動の成果を発表する機会の創出や，文化活動団体間の相互交流の促進に努めます。

(3) 新たな文化を創出・育成するまちづくり

文化・芸術に親しめるよう，触れる機会や参加する機会の充実を図るとともに，イベントや活動団体の情報発信を進めます。

また，薩摩川内市ならではの自然環境や風土をいかした新たな文化・

芸術活動を発掘し創造への支援を行います。

2 歴史的・文化的資源のネットワーク化

可愛山陵・新田神社，薩摩国分寺跡史跡公園，横岡古墳公園，藤川天神・臥竜梅，史跡清色城跡，薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区，倉野磨崖仏，大宮神社，藺牟田池の泥炭形成植物群落，亀城跡，下甌島の武家屋敷通り，川内歴史資料館，川内まごころ文学館，各郷土館をはじめ，本市が有する歴史・文化的資源を活かし，文化財マップを活用した史跡・文化財探訪ルートを設定して，本市における観光・レジャー分野の振興という観点も視野に入れたネットワーク化を図ります。

3 文化的施設の機能の充実及び利用の促進

(1) 市民に身近な文化拠点の充実

川内文化ホールや入来文化ホール，生涯学習拠点施設，図書館等の文化施設について，市民に身近な地域文化活動の拠点として位置付け，その機能の強化を図ります。また，市民や子どもたちに郷土の歴史，文化，自然など実物に触れられる学習機会を提供することにより，ふるさとを再発見し，郷土愛や地域の連帯感を育むことができるよう，川内歴史資料館，川内まごころ文学館，各郷土館，史跡公園などの施設や埋蔵文化財発掘現場などを歴史学習の拠点として位置付け，その積極的な活用を図ります。

(2) 文化施設の利用の促進

各文化施設が，市民の多様なニーズに沿った，より使いやすいものとなるよう，利用形態や運営方法の改善に努めるほか，バリアフリーなど施設・設備の改善を進めます。

(3) 文化施設の連携体制の構築

文化施設における収藏品等の有効活用を図るとともに，各施設の個性や特徴を活かした魅力ある企画を実施できるよう，市内外の文化施設間のネットワーク化を図ります。

第7節 スポーツの振興

<現状と課題>

スポーツは、健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を育むとともに、生きがいのある健康で文化的な生活を営む上で、大きな役割を果たすものです。

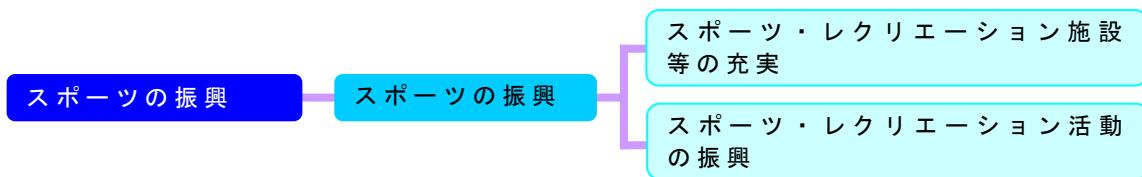
自由時間の増大や健康志向の高まりなどに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心とニーズは、一段と高まっており、活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりはもちろんのこと、自己研鑽や仲間づくりなど多様化・高度化しています。

このため、市民の誰もが年齢や身体状況に応じてスポーツ活動を楽しむことができるよう、それぞれのライフステージや能力に応じたスポーツ活動の普及・定着を図り、青少年の心身の健全な発達や市民の健康の維持・増進を促進することが重要になります。

本市では、地域ぐるみで取り組んでいるホッケーの競技会をはじめ、全市的な各種スポーツ大会から各地域・地区レベルのものまで多彩なスポーツイベントが行われていますが、市民のスポーツ活動に対するニーズはますます多様化することが予想されます。

今後は、競技スポーツや学校体育の振興はもとより、すべての市民がそれぞれの状況に応じて多様なスポーツ活動を行うことができるよう、各施設等の利活用を図るとともに、身近な地域レベルでの環境の整備や自主的な組織活動の促進、指導体制の充実等に努めていく必要があります。

<計画の体系>



<計画の内容>

1 スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション施設等の充実

ア スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民が、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行う

ことができるよう、中心的な拠点施設である総合運動公園等の充実を図るとともに、その適切な維持管理に努めます。

また、小中学校の屋内運動場、グラウンドなど学校施設の開放を進めるとともに、市民が身近にスポーツを楽しむことができる公園、広場等の地域施設の充実を図ります。

さらに、市民の健康志向の高まりに対応するため、民間活力によるスポーツ・レクリエーション施設の整備を促進します。

イ 野外活動空間の整備

寺山をはじめ川内川河畔、各地の海水浴場・キャンプ場など、豊かな自然環境を活かした野外活動空間の整備を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

ア 情報提供と参加機会の拡大

スポーツやレクリエーションに関する行事の案内を積極的に行うなど、広く市民に情報を提供し、市民ニーズに対応したスポーツ交流やレクリエーション活動への参加機会の拡大に努めます。

イ スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

市民の生涯学習活動や高齢者・障害者の社会参画活動の手段として重要な役割を果たしているレクリエーション活動の振興を図ります。

また、親子の心のふれあいを促進するため、誰でも参加できるファミリー型のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努め、スポーツ参加人口の拡大を目指します。

さらに、各地域・地区で実施されている各種スポーツ活動の充実を図ります。

ウ 各種団体の育成

市体育協会やスポーツ少年団の充実・強化を図るとともに、各種競技団体やレクリエーション協会等の活性化に努めます。

また、総合運動公園施設や地域体育施設の利活用を促進し、日常的なスポーツ活動や健康づくり活動を促進するため、幼児から高齢者を対象とした「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

エ 競技力向上の推進

各種競技大会の開催や専門的なスポーツ教室の実施により、学校体育関連団体、スポーツ少年団、社会人クラブチーム等の競技力の向上に努めます。

また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進し、心身の健全な発達とスポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、各種スポーツ・レクリエーションの全国大会、九州大会等への参加や、市内でこれらを開催するに当たって必要となる経費等の助成を行います。

オ 野外活動の促進

市内の野外活動施設等の有効活用を図り、ハイキングや水上スポーツなどを通じた多様な自然とのふれあいを促進します。

カ スポーツ合宿等の誘致

スポーツを活用した地域振興を図るため、プロチームをはじめとするスポーツ合宿や各種大会の誘致などに取り組むとともに、合宿所の確保に努めます。

第8節 交流活動の推進

<現状と課題>

近年，社会経済活動が地球的規模で展開されるとともに，インターネット等の情報通信技術や移動体通信の普及により，時間と距離の概念が大きく変化しています。それに伴い，市民レベルでの国際的な交流活動が活発に展開されるなど，あらゆる分野で国際化が進んでいます。

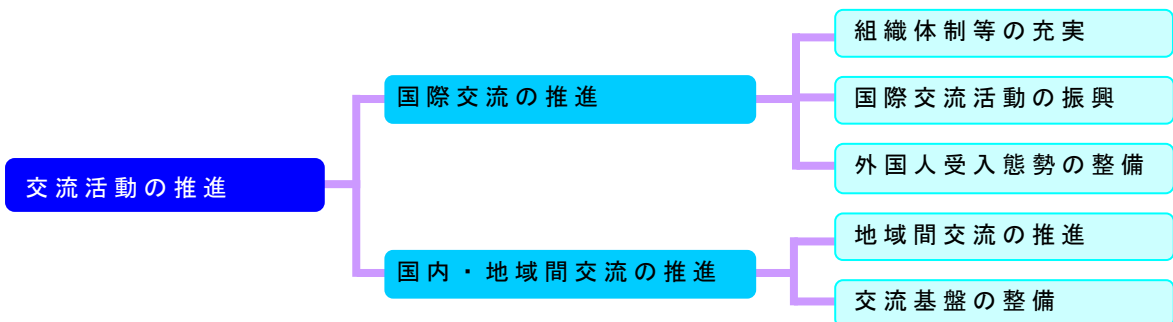
本市では，中国江蘇省常熟市及び中国上海市嘉定区馬陸鎮と友好都市交流を進めており，スポーツ，文化，経済など幅広い分野で相互交流活動を展開しています。民間においても，「からいも交流」をはじめとして，諸外国との交流を行っています。

とりわけ大韓民国慶尚南道昌寧郡とは，「大綱引」を接点とした民間交流が積極的に行われています。

今後とも，国際交流センターを活動拠点として，鹿児島純心女子大学等関係機関との連携を図りながら，国際交流を幅広く推進するとともに，これらの交流を担う民間団体等の育成を図る必要があります。

また，国内の各地域との間の人・物・情報の活発な交流は，他地域との結びつきを深め，地域に活力とにぎわいを創出し，地域の活性化の起爆剤となることが期待されています。本市においても，川内川流域市町との交流活動等を進めているところですが，今後は，市外の地域との交流のみならず，市民の一体感の醸成を図る観点から，市内の各地域間の交流・連携を積極的に進めるなど，多様な地域間交流の推進に取り組む必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 国際交流の推進

(1) 組織体制等の充実

ア 民間交流団体の育成

市民の自主的な国際交流活動を促進するため、国際交流を行う市民団体に対する支援に努めます。

また、市国際交流協会の会員の増加を図るとともに、同協会の事業の積極的な展開を促進します。

イ 国際化を担う人材の育成

市民の国際理解を深め、国際化を担う人材の育成を図るため、国際交流員（C I R※）を活用した外国語講座や国際理解講座などを実施し、外国語と外国文化に通じた市民の育成に努めます。

※C I R⇒「国際交流員」（Coordinator for International Relations）の略称。国際交流員は国が行うJ E Tプログラムにより地方公共団体へ派遣され、交流担当部局等で国際交流活動に従事する。

(2) 国際交流活動の振興

ア 多様な国際交流の推進

中国、韓国をはじめ、世界各国間において、経済交流や芸術、文化、スポーツ、技術など、各分野での市民、企業、地域などの多様な主体による国際交流の展開を図ります。

さらに、鹿児島純心女子大学との連携により、地域住民等と留学生との交流を促進します。

イ 友好都市交流の推進

市国際交流協会を主軸とした関係団体等との連携を図りながら、友好都市である中国常熟市^{じょうじゅくし}と公式訪問団の受入・派遣を行い、各分野における交流の充実を図ります。

青少年交流においても、常熟市のほか、友好交流のある上海市嘉定区^{まろちん}馬陸鎮等とのスポーツや文化交流を行い、次世代の国際化社会を担う国際人の育成に努めます。

また、韓国昌寧郡^{しょうねいぐん}との交流については、相互交流による調査を行いながら、友好都市協定締結を目指します。

ウ 地域密着型の市民交流活動への支援

世界各地からのホームステイ受入れなど、民間団体による自主的な国際交流活動を促進するとともに、日中友好の船「新鑿真」を利用した中国旅行を支援しながら、市民の国際感覚の醸成を図ります。

(3) 外国人受入態勢の整備

外国人留学生やホームステイ研修生等の受入れを促進するため、国際交流協会を主軸とした通訳やホームステイ先のボランティア登録や、日本語講座による外国人への語学支援等を行います。

また、外国語を併記した観光案内パンフレットを配布するとともに、市内各所における公共施設等の案内標識の充実、生活ガイドブックの作成、市ホームページや広報紙等を通じた広報活動を推進するなど、外国人にも暮らしやすい生活環境の整備を図ります。

2 国内・地域間交流の推進

(1) 地域間交流の推進

ア 市内の各地域間の交流・連携の推進

市民の一体感を醸成し、相互効果によってそれぞれの地域の活性化を図るため、青少年交流をはじめとして、市内の各地域間の交流・連携活動の活性化に積極的に取り組みます。

イ 他地域との交流の推進

川内川、国府・国分寺、祭り、文学、特産品など、共通のテーマを有する地域との交流を推進するとともに、学校・団体・グループなどを単位とした自発的な地域間交流を促進します。

また、広域的な視点に立った多様な交流・連携のネットワークづくりを進めるほか、他の地域とのイベントの共同開催など、地域特性、歴史・文化などを軸とした多様な交流の展開を図ります。

さらに、各地域の観光や文化の振興等を図る観点から、農業体験学習などを通じて市内の農山漁村地域と市外の大都市地域との交流を促進し、他地域との交流機会の創出に努めます。

(2) 交流基盤の整備

地域間の交流・連携を促進するための基盤として不可欠な広域交通網や情報通信網の整備を促進します。

また、総合運動公園、唐浜キャンプ海水浴場、川内川宮里公園など、本市の持つ資源を活かした交流拠点の整備・充実を図ります。

第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

第1節 防災・生活安全対策の充実

<現状と課題>

■自然災害

近年の相次ぐ台風の襲来や集中豪雨，地震や土砂災害の発生は，我が国の国土が，自然災害に対していかに脆弱であるかを浮き彫りにしています。

本市は，台風の常襲地帯である九州南部に位置していることに加え，九州の三大長流の一つである川内川が本土を東西に貫流し，山岳部や島しょ部が存在するなど地形の変化に富んでおり，水害，土砂災害，津波・高潮など，様々な災害が発生しやすい状況にあります。特に，平成18年7月に発生した鹿児島県北部豪雨災害において，川内川流域で極めて広範かつ甚大な被害が発生し，死者1人，180戸の住家損壊，橋梁流失等の甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところです。こうした中，すべての市民の生命と財産を守り，市民生活の安全と安心を確保することは，行政の基本的な責務であり，本庁・支所間相互の綿密な連携の下に，きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと基盤整備が極めて重要な課題となっています。

他方，大災害はいつ起こるか分からないことから，市民の側においても，「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち，自主防災意識を高めていくとともに，災害の発生状況に応じた災害対策の確立など，市民が安心して生活できる地域防災体制の確立が必要となっています。

■原子力安全対策

本市に立地する川内原子力発電所は，1号機が昭和59年に，2号機が昭和60年にそれぞれ営業運転を開始して以来，今日まで関係機関の厳重な安全管理の下に運転が続けられています。

しかし，内外の原子力発電所の事故やトラブル，地震による影響等により，原子力に対する国民の信頼を得るまでには至っていません。

今後，国民の信頼を確保するためには，国や電気事業者をはじめとする関係機関が緊密に連携し，徹底した危機管理意識を持って，原子力発電所の安全運転を継続していくことが必要です。本市としても，国や九州電力株式会社などの関係者に対し，安全対策・事故防止対策の強化及び危機管理意識の徹底，積極的な情報公開を強く求め続けていかなければなりません。

また、日頃から環境放射線調査を促進し、原子力発電所の安全性・運転管理等の情報を適切に市民に提供するとともに、国・県・市が一体となった防災体制の整備に努め、一層の安全性と信頼性を確保することで、安全・安心な市民の暮らしを守っていく必要があります。

このほか、こうした原子力発電所の安全と信頼の確保を前提として、電気事業者に対しても、地域社会の一員として、産業振興や人材育成の取組に積極的に参加するよう求め、原子力発電所と地域との共生を図っていくことが必要であると考えられます。

■ 消防・救急

本市は、これまで川内原子力発電所、川内火力発電所を含む石油コンビナート等特別防災区域等において想定される特殊災害についての様々な対策を講じてきました。

しかしながら、人的災害・自然災害にかかわらず、災害は複雑化の一途にあり、南九州西回り自動車道の開通や新幹線の全線開通により交通体系や交流人口も変化し、併せて少子高齢化社会に伴うゴールド集落支援等、消防を取り巻く環境は更に変化していくものと予想されています。

今後、ますます複雑・多様化、大規模化するであろう災害に対応した消防・救急・救助活動を実現するためにも、消防庁舎と施設の整備、資機材の充実を図るとともに、消防職員の資質の向上及び技術の高度化を図っていく必要があります。

また、消防団については、活動しやすい環境づくりを推進しながら、消防団活動に対する市民の理解と認識を高めるとともに、活動の活性化と団員の資質の向上が必要となっています。

災害時要援護者対策では、地域と密接な関係を持つ消防団の存在は不可欠であり、国民保護法も見据えた活動が要求されてきます。

また、近年の住宅火災防火推進に伴う住宅用火災警報器の設置促進、高齢者福祉対象施設の防火安全対策、本市の火災件数の半数を占めるたき火や火入れ等によるその他火災対策、これらの諸施策を図っていくことが急務となっています。

さらに、救急活動については、高齢化を背景として急病人が増加しており、救急救命士の養成や高規格救急車の配備など、救急活動の高度化を進めるとともに、現場における救命処置が効果を発揮できるよう、市民の普通救命講習受講を促進し、助かる命を救うため、市民、救急隊、医療機関の救命の連鎖をさらに強固なものとし、救命率の向上を図ります。

■ 消費者問題

市民生活を取り巻く環境は、近年、社会経済の発展に伴い、大きく変化しています。様々な生活用品やサービスが生み出され、消費生活も豊かになりましたが、その反面、多種多様な商品の氾濫と販売競争の激化により、消費者の適切な選択を困難なものにしています。

このような状況の中、消費者問題も複雑化・多様化してきており、訪問販売や通信販売、インターネットを利用した取引等によるトラブル、振り込め詐欺等が数多く発生し、被害者も若年層から高齢者まで広範にわたっています。

このように拡大する消費者問題に対処するため、情報の迅速な収集と提供を行い、消費者が自らの選択で主体的な行動を行えるよう支援することが必要となります。

■ 交通安全・防犯

車社会の進展や都市環境、社会構造の変化による道路交通量の増加に伴い、これらに対応した総合的な交通安全対策が必要となっています。

交通安全は市民にとっての切実な願いであり、本市においても、行政と市民・企業とが一体となって交通事故の防止に取り組んでいますが、本市の交通事故発生件数は、平成20年において529件と、依然として多く、中でも、追突事故や交差点出会い頭事故が多い状況です。

その原因としては、前方不注意等の運転手の緊張感の欠如といった「漫然運転」による事故が全体の約7割を占めています。また、高齢者が被害者、加害者になるケースが多く見受けられます。

今後は、人と車とが共存する安全で快適な交通環境を実現するため、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が望まれるとともに、交通状況の変化に対応し、市民が安全に安心して暮らせる社会の形成に向けて、ハード・ソフト両面にわたる交通安全対策の推進が必要です。

また、市民が安全に安心して暮らしを営むためには、互いに信頼でき、犯罪のない明るい地域社会を築いていくことが必要です。しかしながら、全国的な傾向として、凶悪犯罪や青少年による衝撃的な事件が増加しています。

本市においては、このような事件や傾向は表れていないものの、安全・安心な市民生活を確保するためには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみでの防犯活動を推進するとともに、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という防犯意識を高めていくことが必要です。

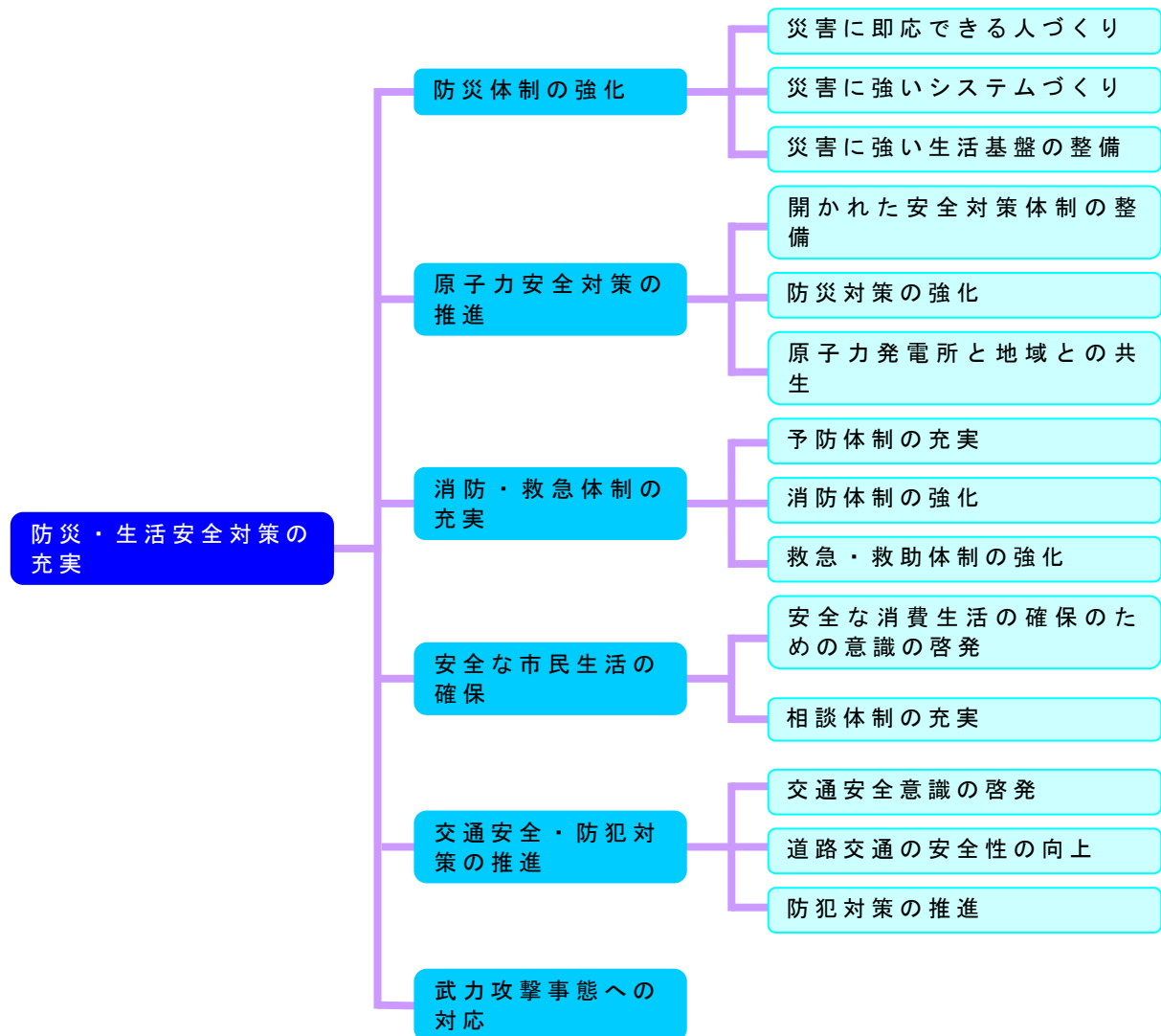
■ 国民保護計画

平成13年9月の米国同時多発テロを契機として、平成15年6月にい

わゆる武力攻撃事態対処法が、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立しています。

これにより、本市においても、平成18年度に、万一の武力攻撃事態等に対処するため「薩摩川内市国民保護計画」を策定し、随時、見直しを行っています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 防災体制の強化

(1) 災害に即応できる人づくり

ア 防災意識の普及・啓発

風水害，地震等の様々な災害時に安全で的確な避難行動が行えるよう防災マップや洪水（高潮）避難地図を作成・配布し，危険箇所，災害発生予想箇所，浸水想定区域，避難所の周知を図るとともに，講習会・研修会の開催，学校での防災学習や広報による啓発活動を推進し，防災知識の普及や市民の防災意識の高揚に努めます。

イ 防災訓練の実施

災害発生時に迅速で的確な対応が行えるようにするため、国・県その他の関係機関と協力し、総合的な防災訓練を実施するほか、地域や事業所ごとの防災訓練の実施を促進し、初期消火、避難誘導、救出・救護活動など自主防災力の向上に努めます。

ウ 自主防災組織の育成

市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神と連帯感に基づいて、自治会又は地区コミュニティ協議会を単位として自主防災組織※の結成を促進し、災害の未然防止など地域ぐるみでの防災活動を促進します。

エ 災害ボランティアの育成

県、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、薩摩川内市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの確保・育成に努めます。

また、災害時において、ボランティア活動相互の円滑な協力体制が確立されるよう、活動拠点や資機材の提供など活動環境の整備を検討します。

※自主防災組織⇒「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という、地域住民の意識と連帯感の共助に基づき、地震、風水害、火災などの災害が発生した時に地域で自主的に防災活動を行う組織のこと。

(2) 災害に強いシステムづくり

ア 危機管理体制の強化

あらゆる災害に即応できるように、職員の対応能力を高めるとともに、初動体制から警戒体制・災害対策本部体制時において、「薩摩川内市地域防災計画」に基づいて災害対応ができるように、危機管理体制の強化に努めます。

イ 避難体制の確立

災害時に市民を安全に避難させるため、災害の種類や地域特性を考慮して、避難所、避難場所、避難路等を選定します。

特に、災害時の要援護者に対する支援体制及び役割を定めた災害時要援護者避難支援計画を策定するとともに、災害時要援護者ごとの個別支援計画を作成し、避難に当たっては、地図情報システム及び個別支援計画を有効に活用し、消防団や自主防災組織等との連携を深め、避難体制の確立を目指します。

ウ 災害の影響を受けやすい人々の安全確保対策

災害の影響を受けやすい高齢者・障害者・乳幼児・病人等の安全を確保するため、行政機関のうち防災部門・民生部門・福祉部門の相互

協力や地域住民等との緊密な連携を図り，対象者の把握，避難訓練の実施など災害時要援護者に配慮した防災体制の整備に努めます。

エ 情報通信体制の整備

災害を未然に防止し，被害を最小限に食い止めるため，市内全戸に防災行政無線の戸別受信機を設置するほか，雨量観測システム，河川情報システムなどの防災情報システムの整備・充実を図るとともに，テレビ，ラジオ，インターネットなどを活用した正確で迅速な防災情報の収集・伝達に努めます。

オ 物資確保体制の確立

災害時に必要となる土木資材等の水防倉庫等への計画的な備蓄に努めます。

また，食料や生活必需品などの災害用応急物資については，本庁・支所に分散配備するなど備蓄の充実に努めます。

カ 迅速な救援・復旧体制の確立

災害時に市民の不安を取り除き，速やかなライフラインの復旧と生活の安定を確保できるよう，防災関係機関や事業者等との連携により，初期活動体制の確立を図るとともに，救急・救助，緊急輸送，医療，物資供給などの救援体制の構築を図ります。

また，災害時における感染症の発生やまん延を防止するため，防疫体制の充実に努めます。

(3) 災害に強い生活基盤の整備

ア 河川改修の促進等

集中豪雨や台風などによる川内川の氾濫を防ぐため，天辰地区・大小路地区の引堤など川内市街部改修や，川内川流域での危険箇所の河川改修を促進します。

さらに，都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため，河川施設の適切な維持・修繕等により機能的で信頼性の高い施設機能の保守に努めます。

河川管理についても，河川パトロールを活かして危険箇所等の情報を提供するなど適切な対応に努めます。

イ 都市下水路・排水施設の整備

市街地における浸水被害を防止するため，向田・中郷・平佐ポンプ場及び都市下水路の適正な維持管理に努めます。また，その他の地域においても，浸水防止のための施設整備等に努めます。

ウ 各種危険区域の整備

水害による浸水予想箇所，砂防指定地域や崩壊のおそれのある危険箇所，地すべり箇所，土石流発生箇所など危険区域の実態を把握し，ハード・ソフトの両面から防災・減災対策事業を進めるとともに，が

け地近接危険住宅の移転を促進します。

エ 海岸保全施設の整備

津波や高潮等の災害に備え、平常時から海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを行い、漏水や破損箇所の把握に努め、応急対策事業による計画的な整備を検討します。

オ 建築物の不燃化・耐震化の促進

市街地や木造住宅の密集地における建築物の不燃化と耐震化を促進するなど、災害に強い都市空間の形成に努めます。

また、公共施設についても、市民が安心して利用できるよう耐震化を推進します。特に、災害時の避難場所となる学校施設については、新耐震基準への適合改修に積極的に取り組みます。

カ 防災空間の確保

一時避難場所や広域避難地となる農地、公園、広場等の整備や保全に努めるとともに、避難路や緊急輸送路となる道路の整備や資機材・水防倉庫、耐震性貯水槽、消防水利となる水路・ため池等を整備し、防災拠点の強化を図ります。

2 原子力安全対策の推進

(1) 開かれた安全対策体制の整備

ア 安全対策の強化の要請

市民の安全・安心・信頼の確保と環境の保全を図るため、九州電力株式会社に対し、川内原子力発電所の情報公開及び徹底した安全運転をはじめ、設備の品質保全や保守管理の充実・強化等を強く要請します。

また、トラブル等発生時における再発防止対策、広報の充実や安全協定書に基づく通報連絡等のほか、従事者に対する日常からの安全教育、危機管理意識の周知・徹底を要請します。

国に対しては、通常運転管理や定期検査時等の管理監督の強化、原子力安全文化の醸成・定着、国民の信頼を確保する事故防止策の実施等を強く要請し、原子力発電所の安全運転の確保を図ります。

イ 運転状況等の情報提供

川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果等に関する情報を広く市民に提供するとともに、国・県と協力して、原子力に関する知識の普及啓発等に努めます。

(2) 防災対策の強化

ア 防災訓練の実施

防災業務関係者に対する教育・訓練を徹底するとともに、国を中心

に市・県が一体となった実践的かつ効果的な防災訓練を実施します。

イ 異常事象対策の充実

川内原子力発電所に異常事象が生じた場合に備えて、「避難等措置計画」を毎年更新するとともに、市民への避難所等の周知を図ります。

また、原子力災害に即応するため、放射線防護資機材・医薬品等の備蓄・配備を促進します。

なお、川内原子力発電所に異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの多様な情報媒体を活用して、迅速、正確かつ分かりやすい情報提供を行います。

ウ オフサイトセンター※の機能の充実

迅速な防災対策を行う現地対策本部機能を持つオフサイトセンターについて、その機能の充実と運営体制の強化を図るため、関係機関との連携の強化に努めます。

※「オフサイトセンター」⇒原子力災害時に、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の現地災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置などを講じ、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための、緊急事態応急対策拠点施設のこと。

(3) 原子力発電所と地域との共生

電気事業者に対し、地域社会の一員として、産業振興や人材育成の面で積極的にまちづくりに参画するよう求めます。

3 消防・救急体制の充実

(1) 予防体制の充実

ア 防火意識の高揚

春・秋の火災予防運動を効果的に展開し、広報紙、防災行政無線、消防車両等による積極的な火災予防広報を行うとともに、イベント開催等のあらゆる機会を通じて防火の呼びかけを行い市民の防火意識の高揚に努めます。

また、事業所等における自衛消防隊や自治会等の自主防災組織への指導の強化促進を図ります。

イ 住宅防火対策の推進

高齢者世帯の住宅防火診断等を通じて防火指導の強化を図るとともに、住宅火災による死傷者の減少を目的として、火災の早期発見・初期消火に優れた効果を発揮する住宅用火災警報器、消火器等の住宅用防災機器の普及を促進します。

ウ 防火管理体制の充実

消防法に規定する防火管理者を定めることが義務付けられている事業所等については、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報

及び避難の訓練等を指導するとともに、従業員等に対する防火教育の徹底を促進し、防火管理体制の充実を図ります。

エ 事業所の防火安全対策の推進

あらゆる事業所等に対し、消防職員による立入検査を強化するとともに、消防用設備等の適正な維持管理や避難路及び避難施設の維持管理並びに火気取扱い等の指導を徹底し、消防法令違反の是正指導及び違反処理の充実・強化を図ります。

オ 危険物災害の防止

危険物施設の設置者や保安監督者に対する研修会の開催や災害時の応急対策指導を実施するなど、保安意識の高揚を図ります。

また、立入検査等を通じて法令基準の遵守を促進し、保安防災体制の強化を図ります。

カ 火災原因調査体制の充実

火災原因を明らかにすることが火災の予防につながることから、火災原因調査技術の習得や調査体制の充実を図るとともに、調査結果を集計・分析し、効果的な火災予防体制の確立を図ります。

(2) 消防体制の強化

ア 消防組織の強化及び消防庁舎等の整備

大規模化・複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するために、防災関係機関・団体等と連携を密にし、更なる消防組織体制の強化を図り、消防庁舎及び消防・救急無線のデジタル化を含めた通信機器設備等について、年次的に新築・改修等の整備を進めます。

イ 消防資機材の充実

災害発生時の市民の消防需要に的確に対応するため、はしご車・ポンプ車等の消防車両及び各種資機材の軽量化を図り、計画的な整備・強化に努めます。

ウ 消防職員の資質向上

各種災害や救急・救助活動の高度化に対応するため、体系的な実務研修の実施など消防職員の技術・資質の向上に努めます。

エ 消防団の活動環境の充実・強化

消防団員の充足率100%を確保するため、女性や青年層の消防団活動への積極的な参加を図り、団員確保の方策を実施し、被雇用者消防団員が活動しやすい環境づくりを進めます。

また、「消防団活性化計画」（仮称）を作成し、消防団の活動環境の改善等、更なる活性化対策を展開しながら、消防団員の資質の向上を図ります。

特に消防団の車庫・詰所の年次的な整備を進め、自然災害や国民保護法等に基づく避難誘導等の災害時要援護者対策が万全に実施できる

防災拠点づくりを推進します。

オ 消防水利の確保

防火水槽の年次的な設置・拡充を進めるとともに、消火栓の設置等関係部局と連携して、消防水利の確保に努めます。また、飲料水兼用の防火水槽の必要性について関係部局とともに研究し、無蓋防火水槽の安全性確保のため有蓋化を進めます。

(3) 救急・救助体制の強化

ア 救急業務の高度化の促進

高度化する救急活動に対応するため、救急救命士の計画的な養成・配置と高規格救急車の増強を推進するとともに、救急救命士運用隊の増強に努めます。

また、消防・防災ヘリの積極的活用やドクターヘリの導入に向け、医療機関との緊密な連携を図り、救急体制の更なる充実に努めます。

イ 救助業務の充実・強化

複雑化・多様化する救助活動に対応できるように各種訓練等を実施し、救助隊員の資質の向上を図ります。また、資機材の整備に努め、いかなる災害が発生しても対処できる体制を構築します。

ウ 救命率の向上

救える命は確実に救えるよう、市民の誰もが救命処置ができるよう普通救命講習を積極的に展開し、医師会をはじめ医療機関等との連携をさらに強固なものとし、救命率の向上を図ります。

さらに、救急隊員の応急処置の質の確保を図るため、メディカルコントロール体制※を更に推進し、救急救命士をはじめ救急隊員の資質の向上を図ります。

※メディカルコントロール体制⇒救急現場において、救急救命士等が応急処置等を実施する場合、医師が指示、指導、助言、検証し、救急活動の質を保障すること。

4 安全な市民生活の確保

(1) 安全な消費生活の確保のための意識の啓発

消費生活講座や各種広報により、適切な消費者情報の提供に努め、自主的で合理的な消費行動のとれる消費者意識の啓発や正しい知識の普及に努めるとともに、若者から高齢者までの幅広い年齢層に応じた消費者教育の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

県をはじめ関係機関との連携を図りながら、架空請求、振り込め詐欺、

多重債務等の消費生活問題に関する相談に対して、迅速かつ的確に対応できる体制の充実を図ります。

5 交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全意識の啓発

ア 交通安全教育の推進

「交通安全教育指針」に即した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、対象者の年齢に応じた技能・知識の習得を促進します。

特に、子どもの交通安全教育については、生涯教育の一環として、心身の発達などに対応した体系的な教育活動を推進し、交通安全対策の徹底と交通安全意識の高揚に努めます。

また、高齢者に対しては、高齢者の特性や交通事故の実態を踏まえた交通安全教育を推進します。

イ 交通安全運動の推進

交通事故の防止を図るため、地域、PTA、職域、交通安全協会、警察等との連携を強化し、交通安全思想の普及・徹底を図るとともに、各種交通安全行事を通じて、思いやりと譲り合いの心を育て、ルールとマナーを守り、正しく実践していく交通安全運動を展開します。

ウ 交通被災者の救済

交通事故による被災者を救済するため、関係機関と協力しながら、相談業務の充実を図るとともに、交通災害共済制度の加入促進を図ります。

(2) 道路交通の安全性の向上

ア 交通安全施設等の整備

歩行者の安全と交通の円滑化を図るため、学校の通学路や福祉施設周辺の生活道路等の計画的な点検を実施するとともに、歩道、信号機、横断歩道、ロードミラー、ガードレールなどの交通安全施設等の整備に努めます。

イ 道路交通環境の整備

道路機能の維持・向上を図り、快適で安全な交通環境を確保するため、交通事故多発路線や危険箇所を把握し、道路の新設・拡幅、交差点の改良、歩車道の分離・改良などを進めます。

また、交通事故の要因となる市街地での違法駐車を抑制するため、市営駐車場等の利用を促進します。

(3) 防犯対策の推進

ア 防犯意識の高揚

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目指すため、「安全・安心まちづくり条例」に基づき、市内の関係機関との連携・協力の下、「安全・安心まちづくり」を積極的に進めるとともに、毎月第3日曜日を「市民安全・安心の日」とし、市民参加による防犯運動や広報活動を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

イ 防犯体制の強化

地域に密着した防犯活動を展開するため、地域ごとの自主防犯組織の育成に努め、警察をはじめ、学校やPTA等との連携強化による、地域ぐるみの防犯体制の確立を図るとともに、地域と一体となった防犯対策の推進に努めます。

ウ 防犯環境の整備

暗がりにおける犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を促進します。

6 武力攻撃事態への対応

外国から武力攻撃を受けるような有事に備え、薩摩川内市国民保護計画に基づき、国・県や関係機関との連携を深めるとともに、全国瞬時警報システムの整備や複数の避難実施要領のパターン作成を行い、万一の有事の際に、計画どおりに住民の避難・救援等が行えるよう努めます。

第2節 環境対策の充実

<現状と課題>

■ 自然環境

貴重な自然や生態系を守り、次世代へ引き継ぐことは、現代を生きる私たちの使命であり、あらゆる場面で人と自然との関わり方を問い直し、利便性や効率性のみを重視した生活様式や産業活動を改めていくことが求められています。また、人々のうるおいや安らぎを求める志向が強まる中で、身近な自然とのふれあいを充実させていくことが必要となっています。

本市は、川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園、甌島県立自然公園や風光明媚な海岸線、市域を縁取る緑の山並みなど、豊かな水と緑の自然に恵まれています。

特に、希少野生動植物種であるベッコウトンボが生息し、平成17年11月に、重要な湿地の生態系を保全する「ラムサール条約」に登録された藺牟田池や、世界的にも珍しい微生物の生息する貝池、国内でも珍しいカラフトワシの飛来地である川内川下流域などについて、今後、貴重な生態系を保全しながら、自然とふれあう場として積極的に利活用を図る必要があります。

美しく雄大な自然のすばらしさと偉大さを再認識し、環境への負荷の少ない生活を実践することで、自然環境や地球環境の維持・保全を進めつつ、その活用を図るなど、人と自然との共生を目指した地域づくりを進めていく必要があります。

■ 環境問題

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化に伴う生活排水問題や自動車公害などの都市・生活型の環境問題を顕在化させ、様々な側面からの環境保全対策が求められています。

また、近年、この社会経済活動やライフスタイルの変化により地球温暖化の進行やオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題や、ダイオキシン類等の科学物質、アスベストなどを原因とする健康被害など、多様で複雑な環境問題も生じています。

このような環境問題は、私たちの日常生活、事業・経済活動から生じているものが多く、行政、市民・事業者、各種団体等の連携の下、それぞれの主体が担う役割と責任を果たし、環境への負荷を低減するための取組を進めていく必要があります。

■ エネルギー対策

電気，ガス，石油などのエネルギーは，あらゆる経済社会活動に深く関わっており，市民生活の維持・向上にとって欠くことのできないものです。

一方，石油や天然ガスなど化石燃料の消費の増大が地球温暖化を進行させていることが人類共通の大きな問題となっています。このため，我が国では，平成17年2月の「京都議定書」の発効を受けて，「京都議定書目標達成計画」を策定し，平成20年から平成24年までの間に，二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%以上削減をするための施策を積極的に推進しているところであり，さらに，平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%削減するという高い目標を表明し，また，政策の位置付けや基本的な方向性を明らかにする「地球温暖化対策の基本法」を制定する動きもあります。

こうしたことから，本市においても，公共施設や民間施設での省エネルギー対策や環境への負荷の少ない新エネルギーの導入をさらに積極的に進めていくことが必要です。

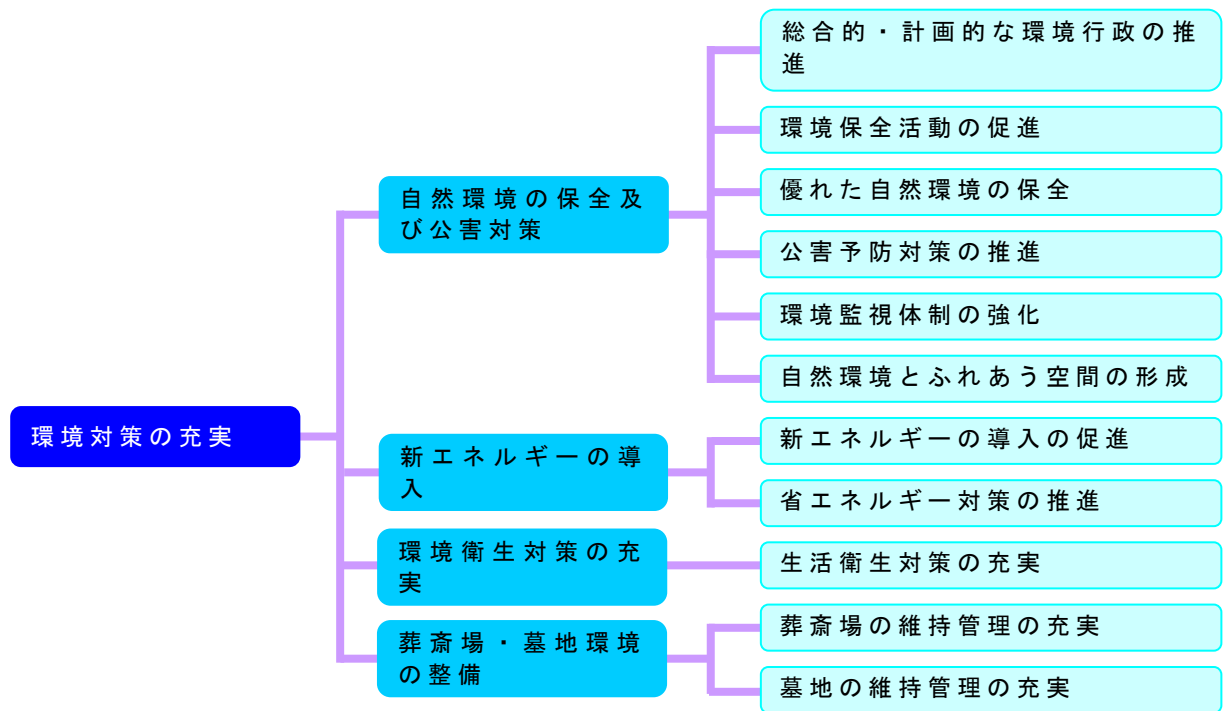
■ 生活衛生

清潔で快適な生活環境は，健康的な生活を支える基礎となるものです。

しかし，食中毒事故や衛生害虫等の発生など，日常生活を取り巻く衛生環境には，様々な問題が見られます。

このため，快適な暮らしの確立に向けて，公衆衛生，環境衛生に対する市民の理解と意識の高揚を図り，行政・関係団体・地域住民などが連携・協力して，衛生的な生活環境の確保に取り組んでいく必要があります。また，葬斎場の利便性の向上や市民の需要に応じた墓地の適正な維持管理に努める必要があります。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 自然環境の保全及び公害対策

(1) 総合的・計画的な環境行政の推進

美しく豊かな自然環境を保全し、市民が将来にわたってその恩恵を享受できるよう策定した「薩摩川内市環境基本計画」に基づいて環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能な社会の構築を目指します。

また、積極的に環境行政を推進するため、市が率先して地球温暖化対策や環境保全対策を推進するとともに、環境行政の推進体制の整備に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

ア 生涯学習等と連動した環境教育の推進

市民一人ひとりが地球環境に配慮した具体的行動をとることができるよう、生涯学習の一環として環境学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携しながら、環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。

また、自然体験や野外活動、施設見学など体験・参加型の環境学習

の推進に努めるとともに、こどもエコクラブ活動など学校や地域における環境教育・環境美化活動の推進体制の充実を図ります。

イ 環境に配慮した消費行動の促進

環境にやさしい消費行動が定着するよう広報・啓発活動を進めるなど、市民と行政とが一体となって環境美化意識の醸成に努めます。

ウ 環境保全活動に対する支援

自然環境の保全や生活環境の美化など、市民、地域、事業者、行政等の連携による身近な地域の環境の保全に向けた取組を進めます。

また、市民相互の情報・意見交換を行うことができる体制づくりを進め、環境美化や快適環境（アメニティ）づくりのための市民活動等を支援します。

(3) 優れた自然環境の保全

ア 地域生態環境の保全

地域の生態系や動植物等の分布状況などを把握しながら、地域生態環境の保全に取り組みます。

特に、希少種ベッコウトンボが生息し、ラムサール条約の登録湿地となっている藺牟田池については、ブラックバス、ブルーギルなどの外来生物が生態系に与える影響を的確に把握しながら、駆除等の対策を講じるとともに、捕獲したブラックバス等のリリース（再放流）を禁止するなど、貴重な自然環境や生態系の保全に努めるとともに、これらを環境学習等の場として積極的に活用していきます。

また、約30億年前に出現し、学術的にも貴重であるとされる微生物「クロマチウム」が見られる貝池、カラフトワシをはじめとする珍しい鳥が飛来する川内川下流域等についても、自然環境保全の取組を進めるとともに、積極的な情報発信に努めます。

さらに、市内の海岸に産卵のため上陸するウミガメ等を保護するとともに、鳥獣保護区の設定等を通じて、希少な野生生物の保護に努めます。

イ 水環境・緑環境の保全

地域生態環境の保全や人と自然との調和・共生という観点から、多様な生物の生息・生育の場としての水と緑の自然環境の大切さについて意識の啓発を図ります。

また、変化に富む白砂青松の海岸部、市街地を悠々と流れる川内川をはじめとする河川、希少生物が生息する藺牟田池や貝池をはじめとする湖沼などの水環境の保全を図ります。さらに、緑の持つ多様な機能の充実を図り、市民に快適な環境を提供するため、「薩摩川内市緑の基本計画」に基づき、山林、河川、海辺、田園等の緑地の保全に努めます。

(4) 公害予防対策の推進

ア 都市型・生活型公害の防止に向けた啓発

生活排水等による水質汚濁，自動車等から排出される窒素酸化物・浮遊粉じん等による大気汚染，自動車・工場等による騒音・振動など，都市型公害や生活型公害の防止に向けた意識の啓発を図ります。

イ 公害発生源の対策指導

大気汚染物質・水質汚濁物質の排出や騒音，振動，悪臭等の発生の抑制を図るため，随時，測定・実態調査を行い，排出源の特定・指導に努めます。

また，農薬・化学肥料の適正な利用や有害化学物質の適正な管理・処理を促進し，土壌汚染や地下水汚染，汚染物質飛散等の公害の未然防止に努めます。

(5) 環境監視体制の強化

ア 調査・監視体制の強化

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭等はもとより，アスベスト等の新たな環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう，県等との連携のもとに，調査・監視体制の強化を図ります。

また，市民からの要望・苦情に対し，迅速かつ適正な対応に努めます。

さらに，アスベスト問題については，使用施設でのばく露や解体時の飛散等による健康被害が発生しないよう関係機関とも連携しながら，必要な対策の実施や啓発に努めます。

イ 指導・規制の強化

市内事業所等に対し，各種環境関連法令等に基づく規制の遵守，環境改善を指導し，生活環境の保全と公害の未然防止に努めます。

(6) 自然環境とふれあう空間の形成

ア 水辺環境のふれあい空間づくり

宮里地区などにおける河川敷，川内川市民緑地，一級河川八間川「水辺の楽校」等を活用して，自然とふれあえる水辺の空間を確保するとともに，海辺で自然とふれあえる空間づくりを進めます。

イ 緑のふれあい空間づくり

各地域の緑地の保全を図り，自然とふれあう野外体験や自然観察・自然学習活動の拠点となる緑のふれあい空間づくりを進めます。

2 新エネルギーの導入

(1) 新エネルギーの導入の促進

ア 新エネルギーの普及・啓発と導入の促進

地球温暖化対策を積極的に推進するため、太陽光・風力などの自然エネルギー、ごみ焼却熱などのリサイクルエネルギー等の新エネルギー※の導入に向けた市民や事業者への普及・啓発を積極的に進めるとともに、国の施策による補助制度の利活用に必要な情報の提供に努め、市民や事業者の負担の軽減に努めます。

また、国の環境政策の動向等を見極めつつ、新エネルギーの導入に向けた具体的方策や支援策等の導入について調査・研究を行います。

イ 公共施設への導入の推進

環境に配慮したまちづくりを進めるため、新エネルギーの公共施設等への導入を進めます。

※新エネルギー⇒太陽光・熱・風力などの自然エネルギー，ごみ焼却熱などのリサイクルエネルギー，エネルギーの高効率利用，電気自動車などのクリーンエネルギーの利用などを含めたエネルギーの総称

(2) 省エネルギー対策の推進

ア 省エネルギー意識の高揚

地球温暖化対策を推進する上では、化石燃料によるエネルギーの利用を低減していくことが重要です。このため、公共施設等への省エネルギー設備の導入等を進めるとともに、市民や事業者が自主的に省資源・省エネルギー対策に取り組めるよう必要な情報の提供に努めながら、市民意識の高揚を図ります。

イ 環境にやさしい交通手段の普及

市民の理解と協力の下、低公害車の普及や自動車排気ガス等の排出抑制運動を積極的に推進するとともに、環境にやさしい交通手段や燃料の普及と利用の促進に努めます。

3 環境衛生対策の充実

(1) 生活衛生対策の充実

ア 食品衛生対策の推進

遺伝子組換え等の食品の製造・加工技術の高度化や国際化などによる輸入食品の増加などに対応して、県の検査機関、保健所等と協力し、有害食品や食品成分情報などの収集・提供を図るなど、食品の安全性の確保に努めます。

イ 環境衛生対策の推進

衛生的で美しいまちづくりを進めるため、市衛生自治団体連合会との連携や市民、地域、事業者の協力の下に、衛生害虫の駆除活動を促進するほか、緑化・美化の推進、空地の適正管理、不法投棄の防止、空き缶等のごみの散乱防止に努めます。

ウ 動物の適正な飼育の推進

動物愛護精神の高揚及び飼い主のマナー向上を図るため、ペットの適正な飼育に関する知識の普及・啓発に努めます。

4 葬斎場・墓地環境の整備

(1) 葬斎場の維持管理の充実

市営葬斎場の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境の保全と利用者の利便性の向上に努めます。

(2) 墓地の維持管理の充実

市営墓地利用者の利便性の向上を図りながら適正な維持管理に努めます。

第3節 ごみ処理の充実

<現状と課題>

物質的な豊かさや経済効率・快適性・利便性が追求される中でもたらされた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境負荷増の主な原因となっています。地球環境問題や資源・エネルギー問題が顕在化している今日、私たちは、否応なくこうした社会経済システムやライフスタイルの見直しを迫られています。

他方、廃棄物の処理・処分に関しても、全国的な最終処分場の逼迫、不法投棄の横行などに対する対策が大きな課題となっています。

このため、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な資源循環型社会を構築する観点から、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）※の取組として、ごみ減量や徹底した分別収集が進められてきました。

本市では、川内クリーンセンターにおいて、ダイオキシン類の削減を図るため、24時間運転により焼却処分を行っていますが、社会生活の多様化とともに、ごみの質にも変化が表れています。

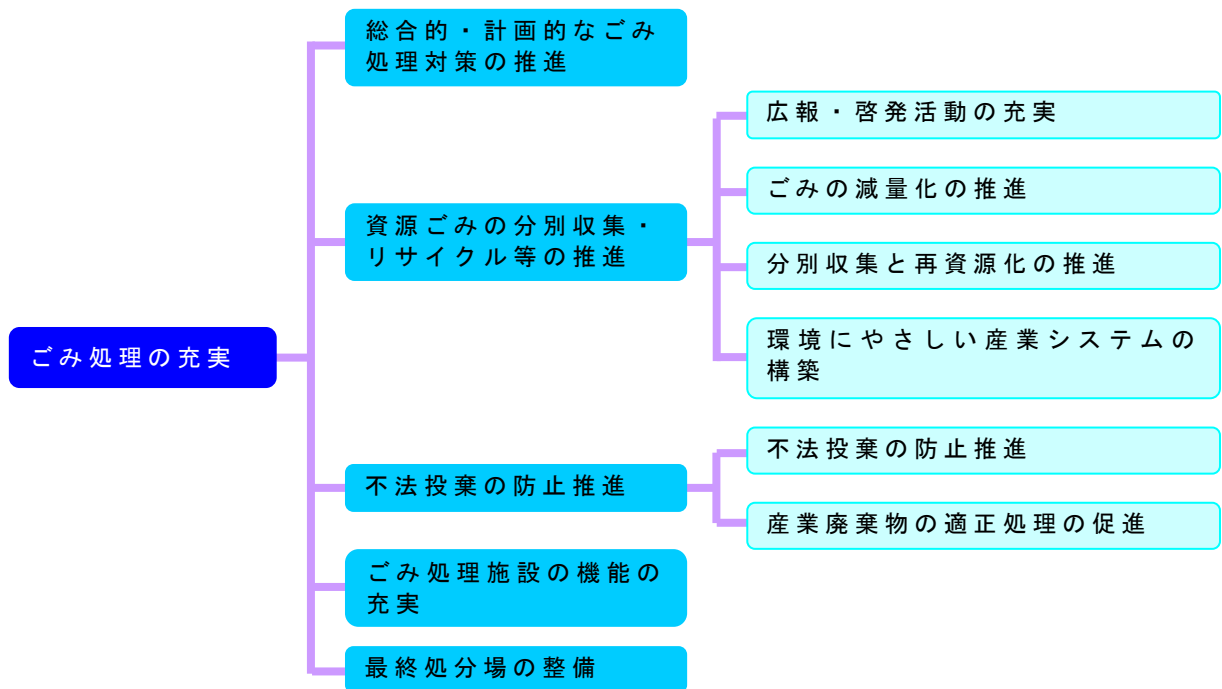
ごみの減量と再資源化をより一層進めていくために、市民・事業者が、ごみの発生・排出の抑制、マナーの向上などについて認識を深められるよう、情報提供と啓発活動を進めるとともに、中長期的な視点から計画的なごみ処理の推進体制を確立する必要があります。

また、適正な廃棄物処理を推進するため、廃棄物処理施設及び最終処分場の整備とそれらの施設の適正な運転管理に努めていく必要があります。

さらに、閉鎖した最終処分場については、引き続き地下水等の調査を実施し、適正閉鎖に向けて年次的に取り組む必要があります。

※ 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）⇒リフューズ（発生を絶つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）のこと。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 総合的・計画的なごみ処理対策の推進

ごみの排出の抑制，ごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を行うため，「ごみ処理基本計画」に基づき，総合的・計画的なごみ処理対策の推進に努めます。

2 資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進

(1) 広報・啓発活動の充実

市民や事業者のごみの適正処理に関する理解とごみの減量化・再資源化に向けた意識の啓発を図るため，広報・啓発活動を充実します。

(2) ごみの減量化の推進

廃棄物となる部分の少ない商品の選択や再生品の利用を促進し，ごみの発生を抑制します。

(3) 分別収集と再資源化の推進

ビン・缶類，ペットボトル，紙類等を積極的に再資源化するため，分別収集の一層の徹底と効率化を図ります。

また、「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集や「家電リサイクル法」に基づく廃家電製品のリサイクルシステムの周知と定着を図ります。

(4) 環境にやさしい産業システムの構築

次世代の先端ビジネスとして環境産業を育成するとともに、従来の製品を供給する製造業などの動脈産業とリサイクル業など静脈産業との連携・一体化を促進し、廃棄物ゼロの実効ある産業システムの構築を目指します。

また、建設工事においては、再生材や環境にやさしい資材の積極的な利用、建設残土などの建設副産物の設計から処理に至るまでの適正管理を促進し、廃棄物の発生抑制と再利用を図ります。

3 不法投棄の防止推進

(1) 不法投棄の防止推進

環境美化推進条例等に基づき、ごみのポイ捨てや組織的な不法投棄等について、市民や事業者等の意識の啓発を図るとともに、監視体制の強化や情報提供の推進により、不法投棄の未然防止に努めます。

(2) 産業廃棄物の適正処理の促進

事業活動によって排出される産業廃棄物の処理については、事業者の責任において適正な処理が行われるよう、県と一体となって指導するとともに、排出事業者に対し処理計画の作成や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用を徹底するなど、自主管理体制の強化を促進します。

4 ごみ処理施設の機能の充実

ダイオキシン対策を施した焼却施設、粗大ごみ処理施設や水処理施設などクリーンセンターの適正な維持管理に努めるとともに、ストックヤードなど分別収集やリサイクルに対応した施設の整備を行い、ごみ処理機能の充実を図ります。

また、老朽化の進む川内クリーンセンターについては、延命化を図りながら、新施設の整備の可能性についても調査・研究を行います。

さらに、甑島の3施設については、島内で発生した廃棄物を適正に処理するため、下甑島のごみは統合化を行い下甑クリーンセンターで処理します（鹿島クリーンセンターは休止）。また、上甑島のごみはこれまでどおり上甑島クリーンセンターで処理します。

5 最終処分場の整備

ごみの適正な処理を図るため、最終処分場の計画的な整備及び適正化についての調査・検討を行います。

第4節 下水道・生活排水処理対策の推進

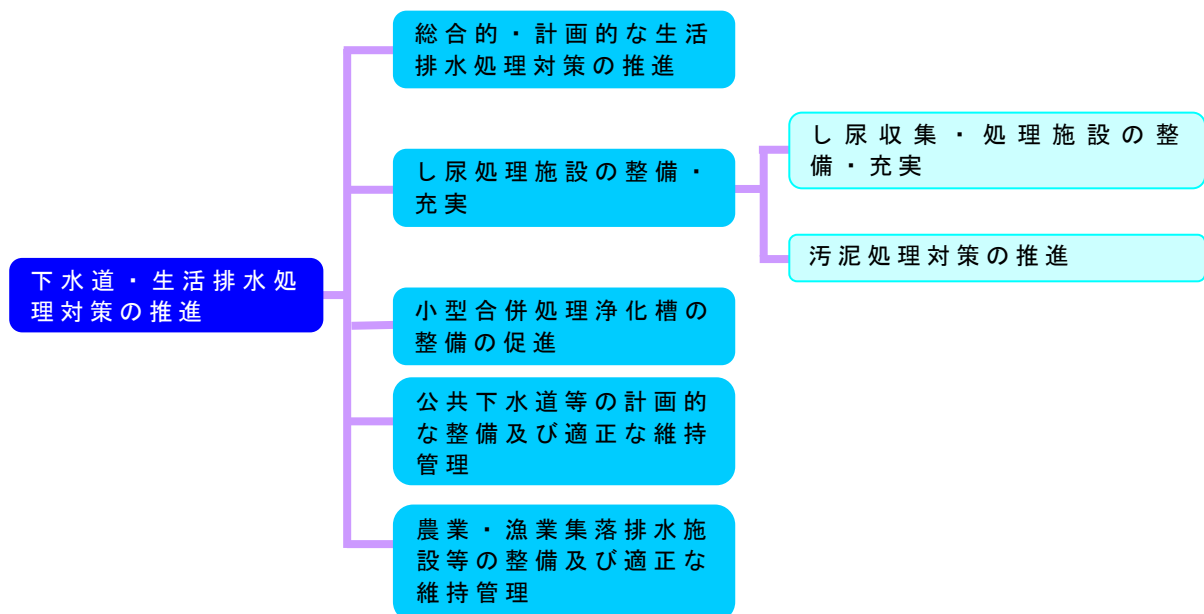
<現状と課題>

本市の河川の汚れは、各方面からの環境浄化の努力により、一時期より改善されたとはいえ、市街地の中小河川では、汚濁が常態化しています。

本市では、市内の各河川・海域の水質浄化と地域生活環境の改善を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業等を計画的に進めています。また、小型合併処理浄化槽の設置整備事業により、その設置件数も着実に増加しています。

こうした河川等への水質負荷の軽減を図る水質改善事業は、いずれも長い年月と多額の費用を必要としますが、快適な生活環境の確保と水質の改善を進めるため、事業の早期完了と普及を目指して、今後とも精力的に取り組んでいく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 総合的・計画的な生活排水処理対策の推進

一般家庭から排出される生活排水による公共用水域の水質汚濁を解消するため、「生活排水処理基本計画」に基づき、総合的・計画的な生活排水の安全処理を推進し、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めます。

2 し尿処理施設の整備・充実

(1) し尿収集・処理施設の整備・充実

し尿処理形態の多様化の下，より効率的で計画的な収集体制を確保するとともに，環境センターの適正な維持管理に努めます。

また，川内環境センターの老朽化に対応するため，汚泥再生処理センターの整備・運営事業に取り組みます。

(2) 汚泥処理対策の推進

し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥と公共下水道終末処理場等の排水処理施設から発生する汚泥を資源として捉え，炭化製品に再資源化します。

3 小型合併処理浄化槽の整備の促進

公共下水道，農業集落排水事業等の集合処理区域外については，小型合併処理浄化槽設置整備事業により，小型合併処理浄化槽の整備や単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への切替えを促進するとともに，浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努めます。

4 公共下水道等の計画的な整備及び適正な維持管理

住宅や事業所，店舗等が集積している地域について，公共下水道基本計画に基づき，下水道施設の整備を図るとともに，適正な維持管理に努めます。

併せて，下水道に関する広報・啓発に努め，供用区域内の水洗化を促進します。

5 農業・漁業集落排水施設等の整備及び適正な維持管理

農村，漁村において住宅等が集積している集落の生活環境及び水質の改善を図るため，設置している農業・漁業集落排水施設の利用を促進するとともに，これら施設の適正な維持管理を図ります。

同様に，永利地区及び鹿島地区においては，コミュニティプラントの適正な維持管理に努めます。

また，地域住民の理解・同意を得た地域については，下水処理施設の整備に努めます。

第5節 安定した水・温泉利用対策の充実

<現状と課題>

本市は複数の水道施設を有しており，河川等からの表流水と地下水等を水源としています。

水は，人間が生命を維持する上で欠くことができないものであり，すべての市民に対し，安全でおいしい水を安定的に供給するためには，水道施設の拡充と維持管理の強化を進めながら水道経営を実現していく必要があります。

現在の水道施設は昭和中期に整備されたものが大半であり，施設の経年による更新時期が到来しているため，計画的な更新を進めていく必要があります。

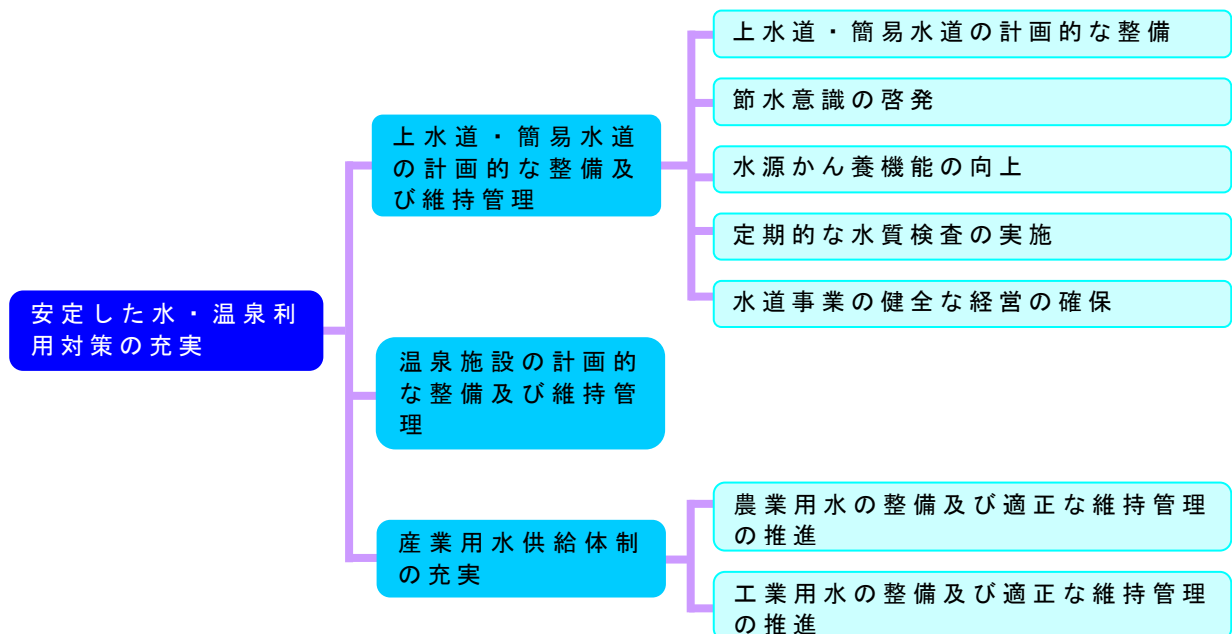
また，水を大切にするという意識の啓発のほか，水源かん養林の保護を進めていくことも重要です。

また，本市の温泉については，平成21年3月31日現在で180の源泉を有し，うち67の源泉が利用されています。

公衆浴場については，50施設が温泉利用となっています。

これら温泉施設や，産業用水施設等の整備と適正な維持管理が求められています。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理

(1) 上水道・簡易水道の計画的な整備

生活用水の安定的な供給体制の維持・充実を図るため、先端技術の導入等により上水道・簡易水道施設の適切かつ計画的な整備を進めます。

また、配水施設や管路などの水道施設について老朽化対策や耐震化の面から計画的な更新・整備を進め、効率的な管網の整備及び給水サービスの向上に努めます。

(2) 節水意識の啓発

水は限りある資源であることから、水道週間などを通じて市民の節水意識の啓発に努めるとともに、水道漏水箇所の早期発見、漏水対策などの節水対策を進めます。

(3) 水源かん養機能の向上

健全な水循環機能を維持・増進するため、森林の計画的かつ適正な育成を進めます。川内川上流地域と連携して、緑のダムともいえる水源林保全・整備を推進し、水源かん養機能の向上に努めます。

(4) 定期的な水質検査の実施

清浄な飲料水として、常に安心して飲用できるよう、水道水について、人体に有害な物質が含まれていないか定期的な水質検査を実施し、安全でおいしい水の供給に努めます。

(5) 水道事業の健全な経営の確保

上水道事業、簡易水道事業のうち、条件が整ったものについて、順次事業統合を行い、経営の合理化と効率化に資するとともに、水道施設の効率的な整備・維持管理を行い、安全な水の安定供給に努めます。

また、旧市町村の地域毎に異なっている水道料金等について、利用者間の負担の公平を期すため、料金等の統一を行い、受益者負担の原則のもと、適切な水道料金体系の構築に努め、水道事業の経営安定化を図ります。

2 温泉施設の計画的な整備及び維持管理

各地域の公営温泉施設や分湯施設の適正な維持管理や老朽施設の計画的更新を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づ

くりに努めます。

また、入来温泉場地区土地区画整理事業地内にある、アゼロ湯、紫垣湯については、区画整理事業に伴い、新たな施設整備の必要があり、魅力ある施設整備を進めます。

3 産業用水供給体制の充実

(1) 農業用水の整備及び適正な維持管理の推進

農業用水については、県営かんがい排水事業（川内川右岸地区）で敷設した配管やポンプ場の適切な維持管理に努めるとともに、ほ場整備など農業生産基盤整備を推進します。

また、老朽化した農業用河川工作物（堰）等の適正な維持管理を進めます。

(2) 工業用水の整備及び適正な維持管理の推進

川内地域の工業用水については、県営かんがい排水事業等との共用施設部分について適切な維持管理に努めるほか、水需要の動向を見極めながら、専用施設の整備の在り方を検討するとともに、その利用の促進を図るため、企業誘致及び関係機関等と協調した工業団地の整備に取り組みます。

また、入来地域の工業用水については、安全で安定的な供給を確保するために施設の適正な維持管理に努めます。

第5章 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

第1節 薩摩川内経済圏の創出

<現状と課題>

市町村合併前においては、農林水産業の振興などの産業振興施策の多くは、域内の製品の販路を域外に求める形で進められてきました。これは、各市町村のみの市場では、市場規模が小さかったことによるものです。

今後は、10万人都市としての市場規模を活かし、自立した薩摩川内経済圏を創出することが可能となりました。

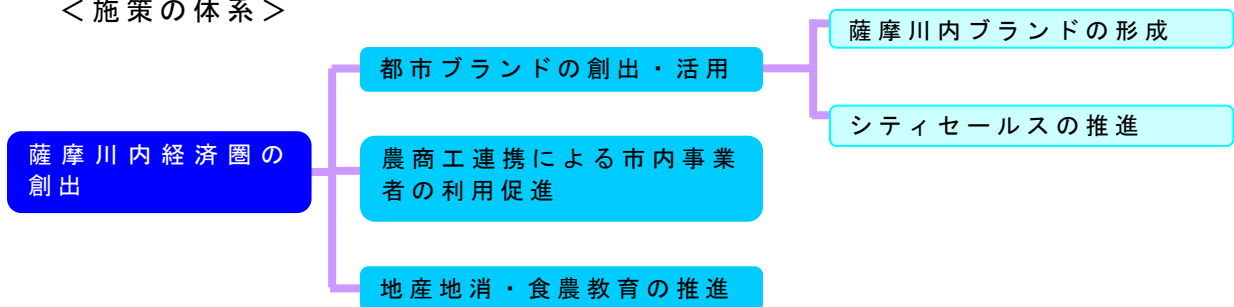
特に島しょ部では、本土への輸送時間がかかることから、鮮度面での不利もありますが、川内甑島航路の開設に向けた調査・研究を進め、流通・販売体制を確立することで、10万人市民が市内事業者を積極的に利用できるようになれば、消費購買力の市外流出に歯止めをかけることができるだけでなく、市内に新しいビジネスチャンスが生まれることとなります。

また、地元生産者の顔の見える「地産地消」の取組を10万人市場で推進することによって、市内の農林水産業が一体となって、自然の生態系を活かした環境にやさしい産地づくりを目指すことも可能となり、安全・安心な食材供給基地としての地位が確立されることも期待できます。

このような地産地消を推進することで、付加価値の高い薩摩川内ブランドが形成され、他の地域とは違うまちとして地域外の人々に選択され、地域外の資金・人材を呼び込むような持続的な地域経済の活性化が図られ、大都市やアジアの市場を開拓していくことや、さらには、市民の一体感の醸成に寄与することも期待されるところです。

また、産業構造の変化や技術革新・情報化、勤労者の就業意識の変化などが進んでいることから、自立した薩摩川内経済圏を創出すると同時に、企業・関係機関と協調しながら、雇用・就業条件の拡大や情報通信技術を活用した遠隔勤務などの就業形態の多様化に対応していくことも課題となります。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 都市ブランドの創出・活用

(1) 薩摩川内ブランドの形成

本市の魅力的な商品・サービスの発見・育成・開発を図るため、特産品コンクールの実施や特産品の推奨品化を行います。

また、特に有力なものをトップブランドに認証するなど、品質の向上に努めます。

このような薩摩川内ブランドの形成については、薩摩川内ブランド推進会議による検討を行い、各種事業の展開を図ります。

(2) シティセールスの推進

統一キャッチフレーズである「薩摩川内スピリッツ」やロゴマークを活用し、多様なメディア等による宣伝活動や市内外でのイベント活動等を実施します。

また、市民、コミュニティ協議会、観光団体、経済団体及び各種団体等と幅広く連携を図りつつ、本市ならではの魅力ある資源や話題性のある最新情報等を総合的かつ戦略的に発信していくことで、本市の知名度や好感度の向上を図り、各種コンベンションやスポーツ合宿等の誘致、企業誘致の実現を目指します。

2 農商工連携による市内事業者の利用の促進

産業間の連携強化により、地域経済の活性化に努めるため、農林水産団体や商工業団体等による農商工連携を推進し、市民による市内事業者の積極的な利用を推奨し、活力ある地域づくりを目指します。

3 地産地消・食農教育の推進

「薩摩川内市食育・地産地消推進計画」に基づき、市民に地元農産物の魅力を感じてもらうため、直売所と連携し、安全・安心な農産物の地産地消活動に取り組むとともに、市民や子どもへの農業とのふれあいを体験させる食農教育活動を通して、農産物の販売促進に努めます。

第 2 節 農業の振興

<現状と課題>

わが国の農業を取り巻く情勢は、国際的には農産物の自由貿易化が加速し、多種多様な輸入農産物が増加する中で、農産物価格の低迷や農業用資材の高騰化により、農業経営は厳しく国内自給率も40%と低迷しています。また一方では、消費者の安全・安心志向が高まり、食の大切さが大きくクローズアップされる時代となっています。

一方、本市の農業を取り巻く状況は、農家人口の減少と農家の高齢化や後継者不足に伴い、農業生産力が低下し耕作放棄地が年々増加しており、環境への影響が懸念されているところです。このような厳しい環境の中、本市では、水稻を中心に園芸重点7品目である「らっきょう」「ごぼう」「ゴーヤー」「いちご」「やまのいも」「きんかん」「ぶどう」を含む野菜、果樹、工芸作物、花き、畜産など多様な農業が取り組まれています。

今後、農家の所得向上と経営安定を図るためには、これらの作物を組み合わせた複合経営を推進するとともに、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用に努めることが必要です。また、環境に配慮しながら地域特性を活かした魅力ある農産物の生産と活力ある地域農業を推進していくことが重要です。

また、農山村地域の活性化を図る上では、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流を推進する取り組みが必要です。

さらに、畜産では、景気後退による畜産物価格の低迷により肉用牛繁殖・肥育、養豚、酪農、養鶏の全畜種にわたって厳しい経営状況が続いていますが、和牛子牛価格は全国トップクラスを維持しており、特に高齢繁殖農家の生きがいと生産意欲は健在です。したがって、今後とも家畜の改良増殖や防疫対策、受胎率向上対策、自給飼料確保等の生産性向上に努めることが必要です。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 農業経営の強化

(1) 経営感覚に優れた担い手の育成

平成19年度に策定した「第1次薩摩川内市農業振興基本計画」において、本市の農業施策の重点的な対象となる経営感覚に優れた担い手の確保対策を基本方針としている。

これを踏まえ、認定農業者の育成へ向けて、認定農業者制度の啓発・普及活動を通して、新たな認定農業者の確保に努めます。

また、今後の地域農業を維持していくためには、地域での共同作業体制を構築する必要があることから、各集落での営農組織による協業化と法人化を推進します。また、後継者やU I Jターン※者による就農者及び他産業からの新規参入者の育成と団塊世代の定住化促進による就農への誘導に努めます。

さらに、農業経営や農村地域活動の中で女性の果たす役割も重要であり、農産物の加工から販売までの第6次産業※化を推進しながら、共同経営者として農業に参画する女性農業者の育成を図ります。

これらを踏まえ、重点品目を中心とした複合経営を推進し、経営感覚に優れた担い手の育成を図ります。

また、今後の農業振興へ向けた国の基本政策や方針等を踏まえた、農家の育成に取り組みます。

※U I Jターン⇒大都市から地方への人口還流を「Uターン」現象という。いったん東京や大阪などの大都市に就学または就職した人が郷里に戻る形の労働力異動のことである。戻りたくとも就業の場が極めて少ない地域もあり、その場合、郷里の近くの地方都市で就職する「Jターン」現象も多くなっている。また、大都市の学生や住民が地方に就職・転職することを「Iターン」ともいう。

※第6次産業⇒農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで農業者所得の向上を図るもので、第1次産業から第3次産業までの数字を足した造語のこと。

(2) 農地の確保と利用集積の促進

「薩摩川内農業振興地域整備計画」に基づく農地の整備や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地の適切な管理を図ります。

また、農地の有効利用を推進するため、各種補助事業等を活用するとともに、情報通信技術を活用した農地の地図情報に基づき農地の流動化を進めながら、農業の担い手となる認定農業者等への利用集積を図ります。

(3) 環境にやさしい農業の推進

化学肥料，農薬等の適正な使用について啓発を図るとともに，「農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会」の活動をとおして，農業用廃ビニール，プラスチック及び残農薬等の適正処理を進め，環境にやさしい農業の展開を図ります。

2 農業公社の充実

農作業受委託事業（無人ヘリ防除・育苗・ライスセンター等）の充実，研修事業による新規就農者や後継者の育成，認定農業者や担い手農家への農地集積のための農地利用集積円滑化事業の充実を図り，本市農業の振興と農村の活性化を図り，農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展に寄与する農業の展開を図ります。

3 畜産振興対策の推進

(1) 畜産経営の基盤の強化

肉用牛（繁殖・肥育），酪農，養豚，養鶏の各経営において，新技術の活用及び優良家畜の導入等による家畜改良の推進及び経営規模の拡大に努め，生産性の向上と畜産経営の基盤の強化を図ります。特に本市の主幹作目である肉用牛（繁殖）の増頭を図り，畜舎建設や飼料畑造成等畜産補助事業を積極的に推進することで生産基盤の強化を図ると共に効率的な飼養体系の確保に努めます。

また，鹿児島黒牛の消費拡大を推進するとともに，営農体制の整備やヘルパー事業を推進し，ゆとりある経営を支援します。

(2) 飼料自給体制の確立

飼料自給率向上を推進するため，水稻農家と畜産農家の連携により，稲わら供給体制の整備を図るとともに，有機物堆肥の有効活用により，地力の増進と良質な粗飼料の生産を図ります。

また，飼料用稲を発酵させた粗飼料づくりについても支援します。

(3) 畜産環境対策の推進

適正な家畜排泄物処理施設の整備を促進します。また，家畜ふん尿を堆肥化して農地等へ還元するなど有機資源としての適切な管理・利用を図るとともに，地域内での有効利用に努めます。さらに，生ごみ等を含めたバイオマス資源の利活用を図るための堆肥化施設について，農家等の要望に対応して関係機関等と連携し，その整備を支援します。

(4) 家畜防疫体制の強化

法定伝染病の撲滅を図るため、消毒など農家の自主的な防疫対策を促進するとともに、各種ワクチンの接種等により、家畜の疾病や事故等の予防に努めます。また、家畜保健衛生所、農業共済組合との連携を強化し、関係機関と一体となった家畜防疫を進めます。

4 重点品目等の振興及び特産品の開発

(1) 園芸重点7品目の振興による産地形成

野菜・果樹における園芸重点7品目については、産地維持が困難な状況になっていることから、産地の維持及び拡大に取り組む農業者に対して、生産指導・各種補助事業を継続して実施するとともに、販売促進活動の支援を強化します。

また、産地を担っている認定農業者及び認定農業者を目指す担い手農家に対しては、生産指導・補助事業の支援を強化し、農業経営の安定による産地形成を図ります。

かごしまブランド指定品目
きんかん
園芸重点7品目
いちご，ごぼう，らっきょう，ゴーヤー，やまのいも，きんかん，ぶどう
(平成21年7月現在)

(2) 地域重点品目の推進

環境条件・気象条件等を有効に活用して栽培される地域重点品目についても、園芸重点7品目と同様に産地維持が困難な状況であることから、販売促進活動の支援を強化するとともに、産地を担っている担い手農家に対して、生産指導・補助事業の支援をさらに強化し、農業経営の安定による地域の特性を活かした品目のさらなる推進を図ります。

地域重点品目
茶，大豆，水稻（さつま雪もち），花卉，かんきつ類
(平成21年7月現在)

(3) 新たな振興作物の創出

新たな振興作物については、安定した農業経営が見込める作物の選定が不可欠であることから、生産者及び関係者からの情報収集に努めながら「薩摩川内市農林水産業技術連絡協議会」の活動を強化し、生産者と一体となった試験栽培・試験販売に取り組み、新たな振興作物を創出します。

(4) 加工特産品の開発・研究

市の豊かな地域資源を活かした、加工特産品の開発を促進するため、「市特産品協会」との連携を図りながら、加工特産品コンクールの開催や食の専門家による開発アドバイザー事業の取り組みと各種イベント等での販売促進に向けたPR活動に努めます。

また、農産物加工グループ等と連携し、園芸重点7品目等（らっきょう・ゴーヤー・ごぼう・やまのいも・いちご・きんかん・ぶどう等）を素材とした新たな特産品の開発に努めます。

5 農村地域の振興

(1) 活力ある農山村社会の形成

魅力的で個性あふれるむらづくりを目指した「共生・協働のむらづくり運動」を推進し、地域住民や都市住民にとって、ゆとりややすらぎを実感できる農村社会づくりの支援に努めます。

また、農村集落の活性化のため、都市住民など地域外の活力の導入や、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農村の交流活動、U・I・Jターナー者の定住促進など、集落外の多様な主体との連携による新たな「むらづくり」の形成を図ります。

さらに、農産物加工グループ等の活動拠点として、農産物加工センターの活用を促進します。

また、高齢農家の生産意欲の向上や農家所得の向上を推進するために、各地域の農林水産物直売所の活動を拡充させ、生産者と消費者のふれあいを促進し、交流人口の増加による活発な地域社会を形成しながら農山村地域の活性化と農業振興を図ります。

(2) 中山間地域等における農地の維持・保全

「農地・水・環境保全向上対策」を活用した農村環境の保全や、「中山間地域等直接支払制度」等を活用した耕作放棄地の発生防止を進めるとともに、農業委員や農業公社と連携しながら、農地流動化・農作業の受委託等を通じて優良農地の維持・保全に努めます。

(3) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の再生利用を目的とした、「薩摩川内市耕作放棄地対策協議会」活動をとおして、農振農用地域内の耕作放棄地のうち、軽微な整地作業で直ちに耕作することが可能な耕作放棄地の解消を当面の目標として、各種の補助事業等を活用した農地再生利用対策に取り組み、耕作放棄地の解消に努めます。

6 農業・農村基盤整備の推進

(1) 優良農地の確保・保全

優良農地の確保と保全を図るため、ほ場整備事業を推進するとともに、農業用水の確保や農業用排水施設の整備・改良を進めます。

(2) 農道の計画的な整備

農産物の流通の円滑化を図るための基幹農道をはじめ、一般農道等の計画的な整備を進めます。

(3) 農村生活環境の整備

農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業等の生活排水対策を実施するほか、農道舗装や用排水路等の整備を進めます。また、集落内の道路・公園など農業集落の生活基盤の整備に努めます。

(4) 土地改良区の育成

土地改良区の合併・解散等の指導を行うとともに、土地改良区の育成に努めます。

また、薩摩川内市土地改良区域外についても、農業農村整備事業導入時点で薩摩川内市土地改良区に地区編入するよう関係者及び受益者等に指導・助言を行います。

第3節 林業の振興

<現状と課題>

近年の森林・林業を取り巻く情勢は、外材輸入量の増加、木材価格の低迷、労働力の減少・高齢化等極めて厳しい状況にあります。本市でも手入れの行き届かない森林が増加しており、水源かん養の維持、山地災害の防止、地球温暖化防止、景観保全等公益的機能発揮の観点からも支障を来しかねない状況となっています。

そこで、本市においても、森林組合を中心に策定した「森林施業計画」に基づいて、除伐・枝打等の保育及び間伐の実施により森林の整備を進めています。戦後植栽されたスギ・ヒノキ等の人工林は、樹齡がかなり高くなってきており伐期を迎えています。

しかしながら、木材価格の低迷から通常の伐期で伐採しても収益が見込めず、伐採後の再造林がなされない懸念があります。

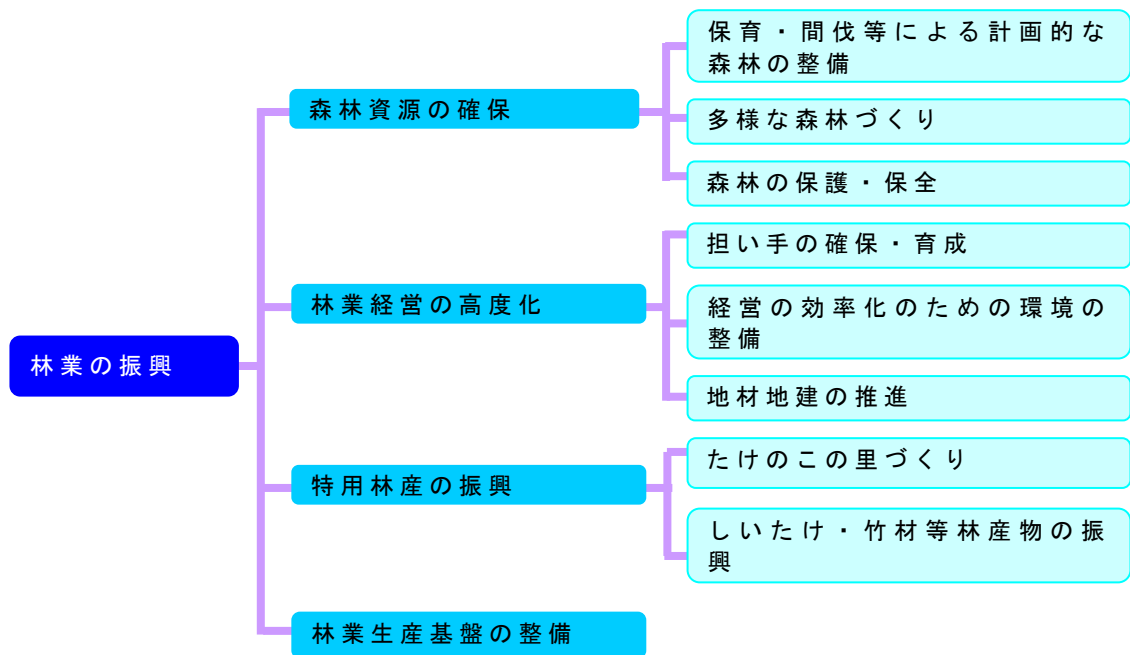
このようなことから、通常の伐期施業（40年～45年）から、伐期の到来した樹木を皆伐せずに間伐を繰り返し行う長伐期施業（通常の伐期の約2倍）に転換する施業の推進を図るとともに、分収林※の契約期間の延長にも取り組むことが重要となっています。

さらに、甌島では、人工林が小さな面積で分散しているため、施業の共同化が行いにくい状況にあり、シイ・カシ・ツバキ等を主体とした天然広葉樹が多く、これらを活かした広葉樹林の改良を行うとともに、必要に応じて山地災害防止のための施設を整備していきます。

今後、森林の経済的機能、公益的機能を持続的に発揮させるためには、林業労働力の確保、林業経営基盤の強化、林道・作業路等の生産基盤の整備を図り、適正な森林施業の推進を図る必要があります。

※分収林⇒森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の3者、または2者で分収林契約を結び、造林・保育したのち伐採してその収益を分け合う森林のこと。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 森林資源の確保

(1) 保育・間伐等による計画的な森林の整備

スギ・ヒノキ・クヌギ等の人工林について、下刈・除伐・枝打等の保育及び間伐を森林施業計画に基づいて計画的に実施するとともに、特に、間伐については利用間伐の促進に努め、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

(2) 多様な森林づくり

森林の立地条件や地域の特性を踏まえ、長伐期・複層林・天然広葉樹林の整備など多様な森林施業を進めます。さらに、市みどり推進協議会や緑の少年団等の育成に努めます。

(3) 森林の保護・保全

海岸沿いの防風・防潮機能を有する高度公益機能松林を守るため、薬剤の空中散布及び伐倒駆除を実施し、松くい虫による被害の拡大防止に努めます。

また、山地災害の未然防止と災害時の復旧を図るため、危険箇所の現地調査を行い、緊急性の高いところから優先的に治山事業を実施します。さらに、イノシシ・シカ等有害鳥獣による農林産物の被害が多く発生

していることから、猟友会による有害鳥獣捕獲体制の充実を図ります。

2 林業経営の高度化

(1) 担い手の確保・育成

今後の林業従事者の確保・育成については、森林組合を中心に作業班、林産班等の充実を図り、地元林家の要請にこたえるものとします。また、林業従事者の労働条件の改善や社会保障制度加入を進め、担い手の確保・育成に努めます。

(2) 経営の効率化のための環境の整備

本市においては、小規模な林家が多いことから、高性能林業機械の導入によって効率的な作業システムを確立するため、研修の実施や導入時の支援等を通じてその普及を図ります。

(3) 地材地建の推進

地域で生産・加工された木材を地域で使用する「地材地建」の取組を促進するため、市内産木材の需要の拡大に向けたPRの強化、木材加工企業との連携等を進めます。

3 特用林産の振興

(1) たけのこの里づくり

近年、生産者の高齢化や後継者不足等で管理が行き届かない竹林が多くなっていることから、荒廃竹林の改良等による基盤整備を通じて、早掘りたけのこのブランド化を進め、林家所得の向上に努めます。また、JAやたけのこ加工場等と連携して販路の拡大に努めます。

(2) しいたけ・竹材等林産物の振興

林産物の生産の振興を図るため、椎茸、ツバキの実、くりの実等の林産物の生産拡大を図ります。

特に、竹材、広葉樹の利用を促進するため、荒廃竹林・山林の整備やチップ等の生産に取り組む協業体・林業事業体等の支援・育成に努めます。

4 林業生産基盤の整備

木材の搬出や森林施業の効率化のため、「北薩地域森林計画」に基づいて、計画的に林道の開設・改良・舗装を実施するとともに、作業路や集材

路を開設するなど，林業生産基盤の整備を図ります。

第4節 水産業の振興

<現状と課題>

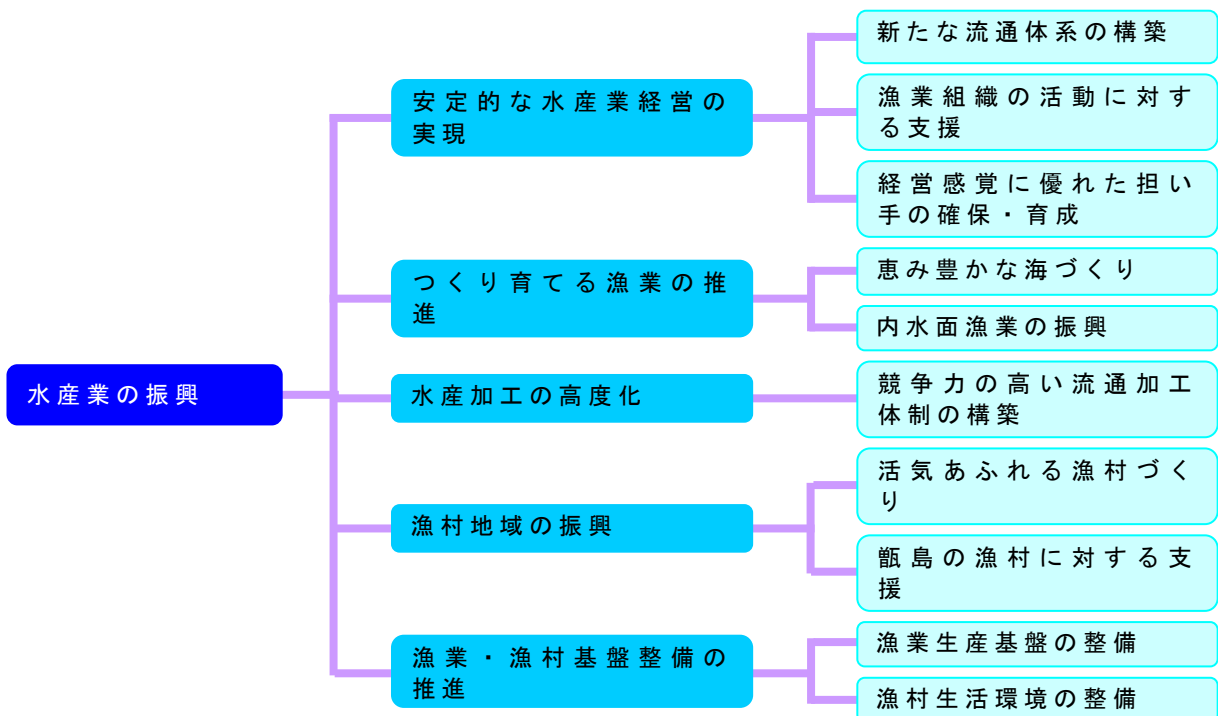
本市の漁業については、東シナ海を漁場として、川内地域及び甌島の4地域において船曳網漁、刺網漁、定置網漁及び吾智網漁を中心に営まれており、甌島では、夏場のアワビ漁やカンパチ、マグロ、シマアジ等の養殖も営まれています。特に、下甌の手打地区には、海洋深層水の取水地もあることから、農林水産物の高付加価値化等のための有効活用も推進されています。

また、川内川においては、鰻のシラス漁も営まれ、これを使った養鰻業も盛んに営まれています。

本市の漁業を取り巻く環境は、藻場の消失等による漁獲量の減少や、輸入水産物の増加による漁価の低迷、さらには、漁業就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況が続いています。

これらの課題を解決するため、漁協とも連携を図りながら、つくり育てる漁業をより一層推進し、水産資源の維持・増大を図ることが重要です。また、加工、流通体系の整備や、漁村の生活環境の整備と合わせ、後継者の育成及び新規就労者に対する支援等、担い手の確保に関する施策を展開していく必要があります。さらに、漁業経営の近代化や安定化を図る観点から、流通の拠点となる水産物地方卸売市場の整備も課題となってきます。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 安定的な水産業経営の実現

(1) 新たな流通体系の構築

地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図るため、キビナゴ、チリメン、ウナギ等の水産加工の高度化やブランド化を推進し、水産業経営の安定化を目指します。また、海洋深層水の有効活用や流通体制の強化等により、競争力のある水産業の確立を図ります。

(2) 漁業組織の活動に対する支援

漁業の健全な発展を図るため、漁業協同組合等が行う各種事業等に対し支援を行うとともに、厳しい状況にある漁業者及び漁業組織の経営の維持を図るための支援を行います。

(3) 経営感覚に優れた担い手の確保・育成

県が実施する体験学習の推進や、漁業青年部や生産グループへの支援、さらには、漁村社会をリードする青年漁業士や指導漁業士等の育成に努め、経済情勢等の変化に的確に対応できる担い手の確保・育成を図ります。

2 つくり育てる漁業の推進

(1) 恵み豊かな海づくり

ア 水産資源の維持・増大

水産資源の維持・増大を図るため、タイ、ヒラメ、アワビ等の種苗放流を計画的に進めるほか、アマモ等の敷設により、水域環境の改善に努めるとともに、藻場の食害となるシロウニ・ガンガセやサンゴの食害となるオニヒトデの駆除を促進します。

イ 養殖業の振興

つくり育てる漁業として、マグロ・カンパチ等の養殖業の支援を行います。

ウ 資源管理型漁業の推進

水産資源を適切に管理しつつ、持続的に利用するため、漁業者による自主的な資源管理型漁業の展開を促進します。

(2) 内水面漁業の振興

ア 水産資源の維持・拡大

川内川及びその支流の水産資源の維持・増大を図るため、共同漁業

権を持つ漁業協同組合が行う放流事業等に対する支援を行います。

イ 養鰻業の振興と販路の拡大

養鰻業の振興を図るため、薩摩川内うなぎのブランド化を推進するとともに、生産・加工・販売ルートの確立を支援します。

3 水産加工の高度化

(1) 競争力の高い流通加工体制の構築

ア 特産品等の販路の拡大

多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、安全・安心な水産物の生産及び付加価値のある加工品の新規開発等を促進します。また、加工業者と流通業界との連携を促進し、特産魚種のブランド化を進めるほか、情報通信を利用した地域ネットワーク及び販売ネットワークを構築し、販路の拡大に努めます。

イ 水産物流通体制の強化

水産物流通体制の強化を図るため、流通の拠点となる水産物地方卸売市場の具体化に向けた検討を進めるとともに、市場に求められる機能等についても、調査・研究を行います。

4 漁村地域の振興

(1) 活気あふれる漁村づくり

ブルー・ツーリズム等滞在体験型観光を推進するとともに、海洋性レクリエーションの振興を図ることにより、漁村の住民と都市の住民との交流を促進し、活力ある漁村づくりを目指します。

(2) 甌島の漁村に対する支援

甌島においては、漁村が担っている海域環境保全の役割の強化や海域が持つ多面的機能の維持・増大を図るとともに、離島漁業の再生を促進するため、離島漁業再生支援交付金を活用した活力ある漁村づくりに努めます。

5 漁業・漁村基盤整備の推進

(1) 漁業生産基盤の整備

漁港漁場整備長期計画等に基づき、安全で使いやすい漁港づくりを目指すとともに、豊かな漁場の維持・再生を図るための魚礁設置や藻場造成等を進め、漁港・漁場の一体的かつ計画的な整備の促進に努めます。

(2) 漁村生活環境の整備

漁村生活環境の改善を図るため、漁業集落排水事業等の生活排水対策の充実に努めるほか、集落内の道路・公園など漁業集落の生活基盤の整備に努めます。

第5節 商工業の振興

<現状と課題>

■商業・サービス業

本市の商業は、従業員数、商店数、商品販売額ともに減少傾向にあります。さらに、近年の車社会の進展や規制緩和、流通構造の変化により、郊外型の大規模小売店舗、ホームセンター、コンビニエンスストアの出店が相次いでいます。

中心市街地の商店街などは、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にあるため、薩摩川内市中心市街地活性化協議会、株式会社まちづくり薩摩川内を中心とした中心市街地の活性化を促進する必要があります。

今後、北薩の中心都市にふさわしい商業中心地として、にぎわいのある核を形成し、地域活性化の発信地として、まちづくりと一体となった個性と魅力ある商業集積が求められます。

また、市内小売業の大半を中小経営が占めているため、社会経済の変化に即応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化と経営の高度化を図ることも必要です。

さらに、中心市街地活性化に向けては、商業の活性化だけでなく、街なか居住促進のための取り組みも求められています。

また、経済のソフト化・サービス化が進む中、企業の外部委託（アウトソーシング）が拡大し、高度情報化に対応した情報サービス業などの産業支援機能の集積が求められるようになっていきます。

今後、経済社会の成熟化に伴う個人のライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景にした生活関連サービスに対する需要の拡大や、高齢化の進行に伴う医療・保健・福祉関連サービスに対する市民ニーズの高まりが予想されます。このため、新しいサービス産業の振興を図るとともに、本市への立地を促進していくことも重要です。

■工業

本市の工業は、事業所数では、県内第4位、従業員数・製造品出荷額では第3位という地位を占めています。事業所数、従業員数、製造品出荷額は共に減少傾向にありましたが、平成20年12月の調査では、微増に転じています。

製造品出荷額等による業種構成では、ICパッケージ・産業用機械部品・電子部品と紙・パルプの2業種で全体の4分の3を占め、地場業種で

ある食料品製造業は約1割弱となっています。

市内には、全国的にも著名な大企業も立地していますが、経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、景気の低迷等の影響を受け、経営環境は厳しい状況となっています。

特に、平成20年9月の米国発の世界的な金融危機は、本市の経済にも大きな影響を及ぼし、企業の収益の悪化等により、中小企業の生産活動にも大きな影響を与えています。

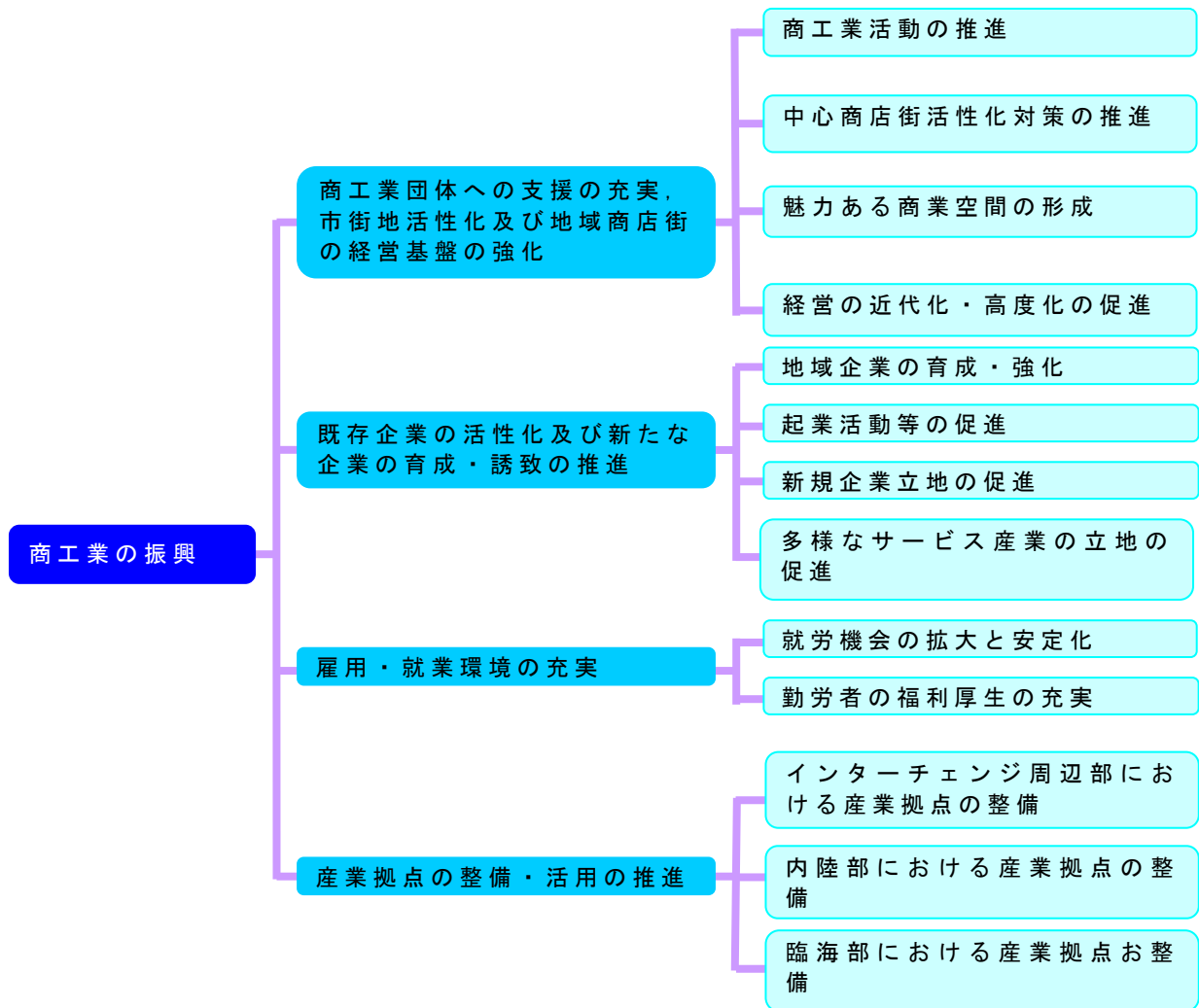
このため、地場産業については、近代化・合理化を促進し、成長力のある企業に育成していくことが必要です。

また、本市に設置されている川薩人材育成センター、川内職業能力開発短期大学校などを活用しながら、既存企業の技術等の高度化や新分野への進出の促進、新規成長分野におけるベンチャー企業等の起業化支援に取り組んでいくことも必要です。

立地企業による雇用の果たす役割は、地域経済にとって大変大きなものとなっています。このため、南九州西回り自動車道及び九州新幹線の整備によるインパクトや電源立地地域としての優位性を活かし、環境・新エネルギー産業等の今後の成長産業をはじめとする発展性のある業種の積極的な誘致を進めるとともに、既存産業との企業間連携の促進などにより、地域産業全体の振興を図っていく必要があります。

しかしながら、本市においては、新規企業の誘致を図るための工業団地の整備が喫緊の課題です。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 商工業団体への支援の充実，市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化

(1) 商工業活動の推進

ア 商工会議所・商工会との連携

商工会議所・商工会と連携のもと，商工業者への経営指導・相談の充実を図るとともに，商工業者の育成や起業化の支援に努めます。

イ 商店街組合等の育成・強化

小売業者等の経営基盤の充実・強化を図るため，商店街組合や商工団体の育成・強化に努めるとともに，意欲的な若手経営者などリーダーの育成に努めます。

ウ 融資制度等の充実

中小小売業が独創性・機動性を発揮しながら新たな営業の展開を図

ることができるよう、経営ノウハウ・技術・情報の取得などソフト面での取組を支援するとともに、中小企業の経営安定を図るために、経営資金等の利子補助を行います。

また、併せて国・県の融資制度の周知・紹介、相談等を実施します。

(2) 中心商店街活性化対策の推進

ア 中心商店街再生への支援

中心市街地のまちづくりの主体として設立された株式会社まちづくり薩摩川内が行う各種活性化事業に対して支援を行います。

また、商業の活性化と商店街におけるにぎわいの創出を図るため、空き店舗を活用した事業や新たに商業者等に対する意識動向調査等を行い、中心商店街の再生を目指します。

イ 商店街活性化イベント事業への支援

商店街におけるにぎわいの創出を図るため、国・県等の制度を活用しながら、商店街や株式会社まちづくり薩摩川内が行う各種イベント事業等を支援します。

また、個店の魅力を高めるため一店逸品づくりと併せたイベントを行い、商店街の振興、中心市街地の活性化を進めます。

(3) 魅力ある商業空間の形成

ア 機能的な商業空間の形成

市街地商業地におけるにぎわいのある商業核の形成と車社会に対応した機能的な商業空間づくりに努めます。

イ アメニティ豊かな都市環境の整備

美化・緑化と併せて、地域の歴史・文化を活かした歩行者空間の整備などに取り組み、楽しく快適に歩ける都市アメニティ（都市環境の快適性、魅力ある環境、生活の質など）豊かな都市環境づくりを進めるとともに、市街地においては、既存施設等の有効活用によるコンパクトな便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。

ウ 沿道・地域商業空間の整備

市街地周辺部の幹線道路沿道に形成されつつある商業・サービス集積地については、歩行者空間の安全性確保や、円滑な自動車交通を促進し、また、各地域の商店街については、地域社会と調和のとれた商業・サービス空間づくりに努めます。

(4) 経営の近代化・高度化の促進

ア 経営診断等の充実

既成の立地条件に依存した経営形態からの脱却のため、顧客分析など個別店舗の経営診断や指導の充実に努めるとともに、IT等の活用

による経営の近代化・高度化や事業の共同化，協業化を促進します。

イ 新たな流通・販売形態への対応の促進

顧客への適切な商品情報・知識の提供など販売周辺サービスの向上を促進するとともに，インターネット利用による電子商取引の拡大など新しい流通形態・販売形態への対応や販路の開拓を促進します。

2 既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進

(1) 地域企業の育成・強化

ア 経営基盤の強化

地場産業等の経営基盤の強化を図るため，経営の近代化，情報化等を促進するとともに，県・商工団体等の主催する各種研修会や県の専門家派遣等を活用しながら，経営者の意識の高揚や人材の育成に努めます。

また，国・県，商工団体等と連携・協力しながら，融資制度の紹介・充実を図ります。

イ 経営・技術の高度化の促進

市内中小製造業等の活性化，経営の高度化を促進するため，(財)かごしま産業支援センター，商工会議所・商工会等と協力して，経営情報の提供，経営診断・指導助言などの支援を推進します。

ウ 産学官連携の推進

県の試験研究機関，川内職業能力開発短期大学校等と連携し，新技術・新製品等の研究開発を促進するとともに，これらの機関における研究成果が，市内企業に対して技術移転・情報提供されるよう促します。

エ 販路の拡大の促進

物産展など地域産品の各種展示会や見本市等への出展を支援するとともに，かごしまビジネスサポートセンターやかごしま海外ビジネス支援センターなどの活用を通じて，大都市圏を始めとする県外・海外での営業活動や販路の拡大を促進します。

(2) 起業活動等の促進

ア 異業種交流の促進

技術や市場に関する情報交換，知識・資源の融合化による新商品・新技術の開発，販路開拓等を支援するため，企業間の異業種交流を促進します。

また，企業との研修会などを開催し，取引・業務範囲の拡大，業態転換などを促進します。

イ 起業活動・農商工連携への支援

竹細工、甲冑制作等固有の伝統技術と、新しい薩摩川内ブランドを構築するための独創的な製造技術、発想等を活かして新たな分野に取り組む起業家や新規事業を開拓しようとする地域企業に対し、技術開発・人材育成・融資等に関する制度や関係機関の紹介などの支援を行います。

また、本市の優良な資源を活かした新たな事業への取り組みを支援します。

さらに、海洋深層水については、農林水産物の高付加価値化等、その利活用について調査・研究を進めます。

(3) 新規企業立地の促進

ア 高速交通網に対応した誘致の推進

九州新幹線や南九州西回り自動車道等の高速交通網が、今後、更に充実することから、物流関連企業やIT関連企業等に対する積極的な誘致活動を展開し、インターチェンジ周辺や内陸部のハイテク拠点地区※等への進出及び定着を強力に働きかけていきます。

イ 新規成長産業等の誘致の推進

地球温暖化対策に対応するため、太陽光をはじめとする新エネルギー関連産業及び燃料電池や高性能蓄電池等の次世代自動車関連産業等の企業動向を注視しながら、進出の可能性のある企業への誘致活動を推進するとともに、ハイテク拠点地区等の立地条件を活かし、電子・情報通信技術関連産業の誘致、川内港を活用した物流・食品関連産業の企業誘致に取り組みます。

ウ 高付加価値産業等の誘致の推進

市内産業の高度化、業種構成の多様化等を促進するため、高付加価値型産業※や研究開発型企业※などの積極的な誘致に取り組みます。

エ 助成措置の有効活用

各種助成措置の充実及び有効活用を図りながら、企業誘致を積極的に推進します。

※ハイテク拠点地区⇒川内職業能力開発短期大学校及び高城農工団地周辺地区で、先端産業と技術教育機関の立地条件を活かして、次代を担う技術者の養成を図るとともに、周辺地区へのIT関連産業や支援機能等の立地を誘導するなど、ハイテク拠点としての充実・強化を図ることとしている。

※高付加価値型産業⇒独自の技術・ノウハウを持つことによって大きな付加価値を生み出すことができる産業。現状では情報通信関連の多くの企業が含まれるが、技術進歩、価値観、社会システム等の変化によって時代と共に主客交代する。

※研究開発型企业⇒独自の創造性に富んだ技術・ノウハウ等を持ち、研究開発を続けることによって常に新しい技術・製品を生み出そうとする企業

(4) 多様なサービス産業の立地の促進

ア 対個人サービス業の立地の促進

経済社会の成熟化，少子・高齢化の進行等に伴う市民ニーズの多様化に対応した文化・学習，保健・医療・福祉，観光，生活サービス等の様々な対個人サービス業の立地の促進に努めます。

イ 対事業所サービス業の立地の促進

企業の外部委託（アウトソーシング）の拡大への対応や企業の誘致環境の充実を促すため，情報処理，印刷・文書処理，人材派遣・業務代行をはじめとする産業支援型の対事業所サービス業の育成・強化を図るとともに，立地の促進に努めます。

3 雇用・就業環境の充実

(1) 就労機会の拡大と安定化

ア 円滑な雇用の促進

近年の経済雇用状況の悪化に対処するため、企業、ハローワーク等の関係機関と協調しながら、職業相談・情報提供機能の充実・強化を促進するとともに、再就職サポートや職業能力の開発など就業援助施策の充実を図り、UJIターン希望者や中高年齢者をはじめとする求職者の円滑な雇用の促進に努めます。

また、併せて、フリーター※やニート※に関しては、関係機関との連携を強化しながら、国等が実施する雇用対策等の周知を図ります。

イ 高齢者・障害者の雇用の促進

定年退職後における高齢者の雇用機会を確保するため、それぞれの生活態様に合わせた多様で適正な就業機会の確保を図ります。特に、高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの充実に努めるとともに、障害者の雇用については、法定雇用率の周知を図ります。

ウ 人材の育成と職業能力の開発

竹細工、甲冑制作等の伝統技術や新しい薩摩川内ブランド・地場産品等の製造技術を後世に伝えるための人材育成を促進します。

また、勤労者が職業生活の全期間を通じて、段階的・体系的に職業能力の開発・向上を図ることができるよう、生涯学習との連携を強化するとともに、川薩人材育成センター、川内職業能力開発短期大学校などの関係機関と協調しながら、能力開発に関する相談・情報提供の充実などに努めます。

併せて、障害者に対し、その能力に適する職種に就業するための基礎となる知識・技能の習得等により自立を促進するとともに、鹿児島障害者職業能力開発校と連携して、障害者の職業能力の開発等に努めます。

エ 男女雇用機会均等の促進

募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各段階において、男女が均等に機会を与えられ、平等に取り扱われるよう、関係機関との連携を強化し、企業、事業者等に働きかけます。

※フリーター⇒会社や団体組織に正社員や職員として所属せず、時給や日給による給与を主な収入源として生活する人のことをいう。恒常的なアルバイトを主な収入源とする人とほぼ同義である。特に10代後半から30代前半の年齢層に対してこの言葉を使う。フリー（英語）＋アルバイト（独語）を略した、和製語

※ニート⇒Not in Employment, Education or Training の略で、職に就かず、学校機関にも所属せず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す。1990年代末のイギリスで生まれた言葉

(2) 勤労者の福利厚生の充実

ア 適正な労働条件の確保

中途採用者、パートタイム労働者や派遣・契約社員などの増加に対応して、これらの職種における適正な労働条件の確保や中小企業における労務管理の改善の促進に努めます。

イ 就業形態の多様化への対応

情報化の進展に伴う遠隔勤務の普及など、就業形態の多様化に対応して、地域情報通信網の高度化等に努めます。

ウ 仕事と家庭生活の両立の支援

家庭的責任を担う勤労者が仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、企業による育児休業制度や介護休業制度の周知・啓発に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターの充実等地域における子育て支援機能や介護支援機能の充実・強化を図ります。

エ 勤労者福祉の向上

完全週休2日制の普及や年次有給休暇等の取得を促進するなど、労働条件の改善について周知を図るとともに、多様な有給休暇制度の導入を促進します。

また、中小企業における安全衛生、職場環境、福利厚生等の向上を促進するなど、働きやすい就業環境の確保に取り組みます。

4 産業拠点の整備・活用の推進

(1) インターチェンジ周辺部における産業拠点の整備

南九州西回り自動車道の薩摩川内都、高江（仮称）及び川内（仮称）の各インターチェンジの周辺部においては、企業活動の利便性や交通アクセスの向上などによる条件整備を進めるとともに、自然・住環境との調和など、地域の優位性を活かした工業団地の整備を検討します。

(2) 内陸部における産業拠点の整備

ハイテク拠点地区等における先端産業、高等技術教育機関の立地条件及び内陸部における企業立地基盤整備の可能性について、各種インフラ整備の状況を勘案しながら、用地の確保及び土地開発規制にかかる調査・研究を進め、地域住環境や農地保全に配慮した工業団地の整備を検討します。

(3) 臨海部における産業拠点の整備

重要港湾川内港の利活用及び南九州西回り自動車道の整備を見据え、海陸一貫輸送に重点を置いた物流・食品関連産業の拠点づくりを目指し、川内港背後地における関係機関等と協調した工業団地の整備に取り組み

ます。

第6節 観光の振興

<現状と課題>

今日の観光は、物見遊山的なただ「観る」だけのものから、「個人旅行」、「参加・体験型」、「目的型」へと変化した旅行スタイルといった、体験滞在型観光への移行が見られ、また、急速な高速交通網の発達、景気の低迷や規制緩和による旅行商品の低価格化などにより、様々な地域が入り乱れ、しのぎを削りあう地域間競争の時代にあります。

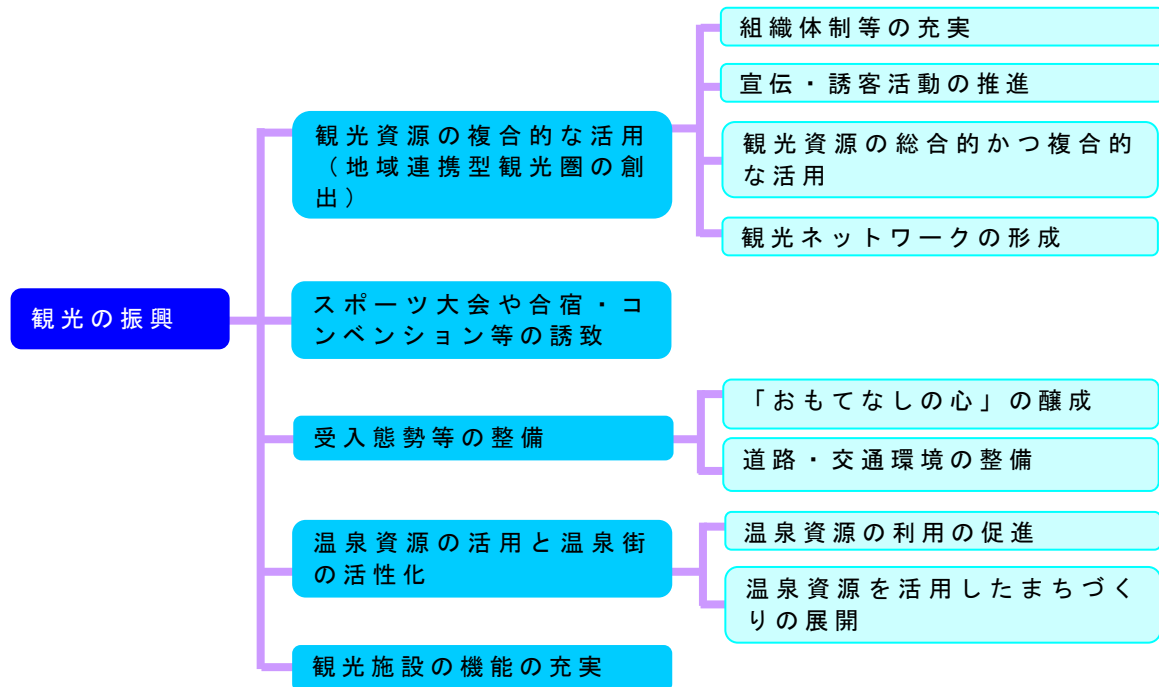
本市は、川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引等の催事、可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡史跡公園、史跡清色城跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、亀城跡等の歴史的・文化的資源、西方海岸・唐浜海岸、甑島等の変化に富んだ海岸と海水浴場、藺牟田池などの美しい景観、市比野をはじめとする豊富な温泉資源など、様々な観光資源に恵まれています。観光客の大半は日帰り客・立寄り客であり、経済的な波及効果が小さいのが現状です。

このため、九州新幹線の全線開業及び南九州西回り自動車道の開通による効果を最大限に活かすため、本市に存在する魅力ある地域資源を各地域が連携してネットワーク化することで、地域連携型観光圏を創出し、観光地としての魅力を圏域全体として高めるとともに、北さつまの観光拠点として、広域的な観光資源のネットワーク化を図りながら、観光産業の振興を図っていく必要があります。

特に甑島では、手つかずの自然や個性的な地域文化などの観光資源が数多くあるにもかかわらず、これらが有効に活かされていないため、今後の活用策を検討する必要があります。

さらに、ホテル旅館組合等との連携を図り、宿泊施設など観光客の受入態勢の強化に努め、交流人口の拡大を図ることも重要です。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 観光資源の複合的な活用（地域連携型観光圏の創出）

(1) 組織体制等の充実

ア 観光産業の振興

観光交流人口や観光消費の拡大を図るとともに、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進することにより、観光関連産業が本市経済を支える新たな産業として確立されることを目指し、薩摩川内市観光振興基本構想「薩摩川内よかまち・きやんせ観光プラン※」に基づく施策等の総合的展開を推進し、本市の観光産業の振興を図ります。

※ 薩摩川内よかまち・きやんせ観光プラン⇒観光の概念や枠組みを広く“地域との様々な人的交流”にとらえ、観光振興が本市にとって重要な取組であるという認識を地域や市民が共有し、地域ぐるみの推進体制により実現することを目指す計画のこと。

具体的には、薩摩川内の新しい観光イメージの創出により観光交流人口を拡大し、観光基盤の整備と観光関連産業の育成を図るとともに、本市を訪れる全ての人を「おもてなしの心」でお迎えする体制づくりを進める。

また、同時に、来訪者と市民が交流し、共に楽しむことで「住んでよく、訪れて楽しいまち 薩摩川内」を実現する。

イ 運営組織等の充実

観光振興の取組やイベント等の充実を図るため、観光協会や特産品

協会などの組織体制の強化を促進します。

(2) 宣伝・誘客活動の推進

ア 観光情報の提供

観光地としての知名度の向上に向け、分かりやすい観光パンフレットや各種ポスターの作成をはじめ、観光案内所、観光物産展、インターネット、きやんせふるさと館や道の駅等の特産品販売所、マスメディアなどあらゆる場を活用して、観光情報の積極的な発信・宣伝活動に努めます。

イ 旅行者・輸送機関等との連携

主要交通機関・旅行者等とのタイアップを図りながら、効果的な観光宣伝に努めます。

(3) 観光資源の総合的かつ複合的な活用

ア 自然環境の保全と活用

世界的に希少な微生物の生息する貝池がある長目の浜や、国内でも珍しいウミネコの繁殖地の南限となる鹿島断崖、カラフトワシなど珍しい渡り鳥の飛来地である川内川下流域、ラムサール条約の登録湿地になっている藺牟田池など、本市の持つ豊かな自然環境の保全に努めます。また、これらの様々な自然環境等の活用を通じて、観光振興を図ります。

イ 祭り・イベントの充実

川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引、市比野温泉よさこい祭り、ウミネコまつりなど、市民のみならず多くの観光客の参加を促すため、積極的な情報の発信に努めるとともに、より魅力あるイベントとなるよう創意・工夫に努めます。

ウ 参加・体験滞在型観光の振興

グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような自然体験滞在型観光の推進をはじめ、川内大綱引、薩摩川内はんやまつりなどの参加ツアーの促進や、観光農園など地域産業との連携による参加・体験滞在型観光の展開など、特色ある観光振興を図り、都市住民との交流を促進します。

エ 甑島の観光振興

離島の立地特性を活かし、離島ならではの「海の暮らし」や「島の生活」を体験交流資源として活用し、本市観光協会甑島案内所を拠点に、ブルー・ツーリズムの取組のほか、甑島の特異な自然景観や植生を活かした観光、半農半漁の生活やスローライフといった素朴な島内

の風景や人々との交流など、「島の魅力」を活かした体験交流メニューの発掘を行い、通年型観光を目指した振興策を推進します。

(4) 観光ネットワークの形成

ア 薩摩川内観光資源ネットワークの形成

九州新幹線や南九州西回り自動車道の全線開通を見据えた交流人口の拡大を図るため、海・山、川、湖、温泉や歴史的・文化的資源など市内の様々な地域資源を有機的にネットワーク化させた観光ルートの構築を進め、地域連携型観光圏の創出を目指します。

具体的には、甌島の美しい景観や雄大な海岸線、趣のある温泉街など、地域ごとに新たな観光資源の発掘に努めるとともに、既存のコミュニティバス等の活用によって、地域観光資源の多様な連携を図りながら、農林水産業の体験滞在型観光をはじめ、マリンスポーツ等の振興を図ります。

イ 広域観光ルートの形成

九州新幹線、南九州西回り自動車道などの高速交通網の充実に対応した観光振興を図るため、隣接県・市町との連携・協力を図りながら、広域観光ルートの形成に努めます。

ウ 歴史文化回廊ルートの設定

薩摩街道のほか、可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡史跡公園、史跡清色城跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、倉野磨崖仏、亀城跡など観光的価値を持つ歴史・文化ポイントを有機的に結んだ歴史探索ルートや歴史文化回廊ルートの形成を図ります。

2 スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致

全国的なスポーツ合宿やスポーツ大会、コンベンションや自然環境・歴史的・文化的資源を活かした研究活動などの誘致を図るとともに、フィルムコミッション事業を導入します。

3 受入態勢等の整備

(1) 「おもてなしの心」の醸成

本市を来訪した観光客等が快適に滞在し、交流活動等にいそしめるよう、関係機関と連携を図りながら、観光関連産業に従事する者はもとより、市民一人ひとりの意識の啓発を図るなど、「おもてなしの心」（ホスピタリティ）の醸成に努めます。

また、観光客等のニーズに的確に対応するため、観光ガイドの資質向上と体制の充実を図るため、各種講習会の開催や専門講師の派遣を行います。

(2) 道路・交通環境の整備

観光施設等へのアクセス向上を図るため、駐車場、案内標識の設置など道路・交通環境の整備に努めます。

4 温泉資源の活用と温泉街の活性化

(1) 温泉資源の利用の促進

市内各所で湧出する温泉については、事業者等との連携により、限りある資源として保全を図るとともに、医学的効用と保養の観点から、その利用の促進を図ります。

(2) 温泉資源を活用したまちづくりの展開

川内高城，市比野，入来，藺牟田等の各温泉街については、現在の素朴な雰囲気を持続・保全する方向で周辺整備を進め、趣のある温泉保養観光拠点としてPRを図ります。

また、これらの温泉街へのアクセスの向上を図る観点から、バス、タクシー等の交通サービスの充実を促進します。

5 観光施設の機能の充実

市内の特産品，土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能の充実を図るとともに、ネットワーク化を促進します。また、北さつまの観光拠点としてのイメージアップを図るため、温泉・宿泊施設やキャンプ場など観光客等が快適かつ気軽に利用できるようサービスの向上に努め、施設の整備・充実を促進します。

また、市内のホテル・旅館との連携による宿泊，滞在の機能の充実を図ります。

第6章 都市力を創出するまちづくり

第1節 住環境の整備

<現状と課題>

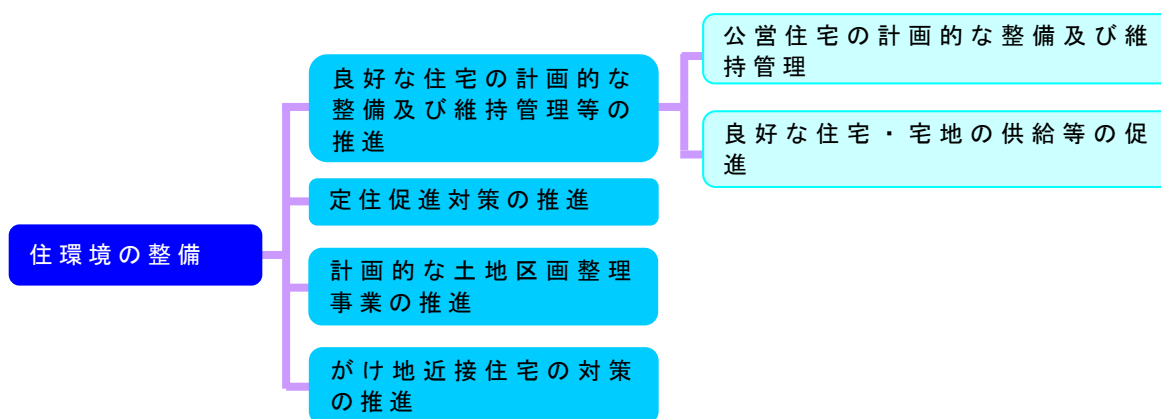
良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営むための基本となるものです。

近年の住宅に対するニーズは、年代や地域によって異なっており、これらの動向を把握しながら、若者や高齢者等のそれぞれのニーズに対応した公営住宅の整備を計画的に進めるとともに、特に、昭和40年代から50年代に大量に整備され老朽化した公営住宅の更新や改修を進めるため、これからは借上住宅等の民間の活力を活用する方法も検討する必要があります。

また、民間事業者による住宅供給の状況を見極めながら、人口定着の受皿として、安価で良質な住宅・宅地の供給を進めていくことが必要であり、高齢者や障害者も含め、誰もが安全で快適に暮らせる住宅や居住環境の整備を図ることも重要な課題です。

このほか、県都鹿児島市の隣接都市としての位置付けや高速交通体系の整備効果を有効に活かして地域の発展に結び付けるためには、本市の定住人口の増大に向けた取組を展開することも必要です。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 良好な住宅の計画的な整備及び維持管理等の推進

(1) 公営住宅の計画的な整備及び維持管理

ア 既存公営住宅の有効活用

建替，改善，維持修繕等の各種整備内容を検討しながら，「薩摩川内市既設公的賃貸住宅等活用計画」の見直しを行い，市内における住宅・宅地需要の把握を行うとともに，既存公営住宅の有効活用を図ります。

イ 多様なニーズに対応した公営住宅の整備

老朽化した公営住宅の改修を行うとともに，宅地の確保に努めながら，若者や高齢者等の多様なニーズに対応した公営住宅について，民間が建設した住宅の借上げなど様々な民間活力の活用方策を検討しつつ整備を進めます。

また，公営住宅のバリアフリー化に努めるとともに，建築物の耐震化等を図ります。

(2) 良好な住宅・宅地の供給等の促進

南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺地区や主要地方道川内加治木線の沿線地域など，交通利便性の高い市街地周辺部においては，都市計画法，本市土地利用対策要綱に基づく適正な規制，誘導等を行いながら，企業立地と併せ，民間等による良好な住宅・宅地の開発を促進します。

2 定住促進対策の推進

九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業や南九州西回り自動車道の整備進捗を好機と捉え，県都鹿児島市のベッドタウンとして，安心して子どもを産み育てられる環境づくりや生活基盤整備等を図るとともに，シティセールスを推進することで鹿児島市等からの人口流入を促進します。また，本市へのU J Iターンの増加を図ることにより，定住人口の増大と活力に満ちた伸びゆく市域の創出に寄与することを目指して，定住住宅取得補助やリフォーム補助，新幹線通勤定期購入補助などの定住促進対策を展開します。

さらに，薩摩川内市定住支援センター「薩摩川内よかまち・きやんせ俱樂部」の充実を図るとともに，定住促進の受皿として本市が分譲している田代ニュータウンなどの早期売却に努めます。

3 計画的な土地区画整理事業の推進

将来の高速交通体系の充実等を視野に入れ、良好な住環境の整備を図ることで、魅力ある都市空間を創出するため、土地区画整理事業を計画的に推進します。

4 がけ地近接住宅の対策の推進

がけ地近接住宅などの危険地に存在する住宅について、移転等の対策を講じます。

第2節 公園緑地の整備

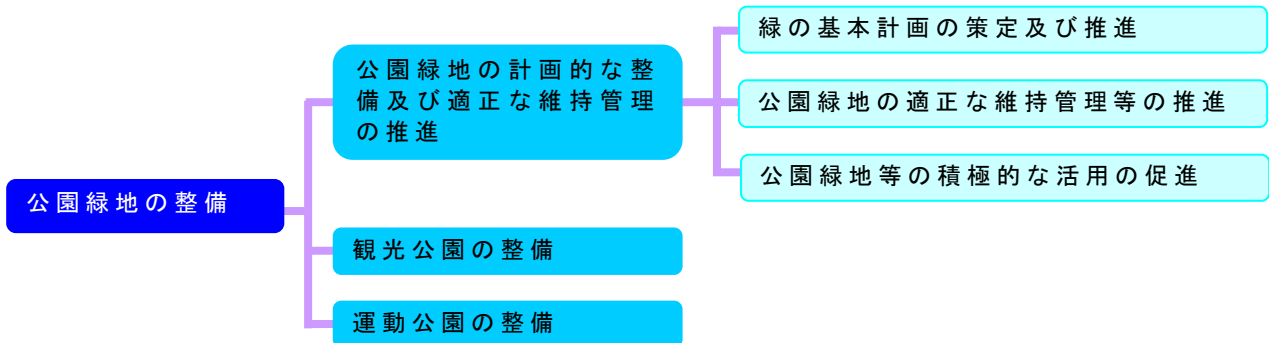
<現状と課題>

本市は、本土を東西に悠々と流れる川内川をはじめ、周囲を囲む緑の山並みとその懐に抱かれた心なごむ田園風景、白砂青松の砂浜等が連なる美しい海岸部など、豊かな自然と文化が織り成す美しい景観に恵まれています。市民生活も、こうした周囲の自然環境等との関わりが深く、都市景観、田園景観、海洋・水辺の景観などの中にそれぞれの地区景観が形成されています。

今後も、美しく快適な都市景観・都市環境づくりを進めていくため、緑の基本計画等に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を認識しながら、身近な公園や緑地の整備に取り組み、住みやすい生活環境を創出していくことが重要な課題となっています。

また、公園緑地を子育ての場や高齢者の憩いの場として、さらに、市民や観光客等が楽しめる空間として、整備していくことも必要となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 公園緑地の計画的な整備及び適正な維持管理の推進

(1) 緑の基本計画の策定及び推進

「薩摩川内市緑の基本計画」を策定し、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら、うるおいと安らぎのある都市公園や緑地の整備等を推進します。

(2) 公園緑地の適正な維持管理等の推進

市民に身近な普通公園・都市公園などの維持・整備に努めます。また、

地区コミュニティ協議会等との役割分担を明確にした上で、里親制度等を活用した公園緑地の適正な維持管理体制を構築します。

これらの管理の方法については、指定対象に民間団体や地区コミュニティ協議会等も含めた指定管理者制度を導入し、適正な維持管理に努めます。

また、公園緑地等の愛護活動を積極的に支援します。併せて、市民の美化意識の高揚を図ります。

(3) 公園緑地等の積極的な活用の促進

市民の交流・ふれあいの場として、また、身近な生活空間や子どもたちの遊び場として、公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等の活用を促進するとともに、これらの施設等のネットワーク化を図ります。

2 観光公園の整備

緑の山並みやうるおいある水辺、心なごむ風景など、各地域の固有の特色を活かした森林公園や自然公園、展望所などの整備・充実を図るとともに、市内外の利用者の身近な交流の場として、温泉広場やキャンプ場などの維持・補修、整備を推進します。

3 運動公園の整備

市内各地の運動公園の維持・補修、整備を進め、これらの機能の充実を図ります。

また、本市におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点である総合運動公園については、中郷上池周辺などにおける施設の充実や既存設備の適切な維持管理等を進めながら、大規模又は広域的な利用に対応できる環境の整備を図ります。

第3節 道路・交通ネットワークの整備

<現状と課題>

■道路・高速交通網

本市は、古くから北薩地域の水陸交通の要衝として栄えてきました。今後も、九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の全線開通により、交通条件が飛躍的に向上し、沿線都市間との人・物・情報のやりとりが盛んに行われるなど、地域発展に大きな効果をもたらすことが期待されています。

平成16年3月に一部開業した九州新幹線鹿児島ルートは平成23年春に博多～鹿児島中央駅間の全線開業を予定しており、これを視野に入れ、本市では、川内駅周辺における二次交通との結節機能の充実を図ることが喫緊の課題となっています。

南九州西回り自動車道については、川内隈之城道路（薩摩川内都IC～高江IC（仮称）～川内IC（仮称）間）の整備促進及び阿久根～薩摩川内間（基本計画区間）の整備計画の決定が大きな課題となります。

「鹿児島県広域道路整備基本計画」において広域道路（交流促進型）に位置付けされた川内宮之城道路（川内港～さつま町）については、川内港、南九州西回り自動車道、鹿児島空港との連結性を高めるため、地域高規格道路への格上げと整備の促進が課題です。

甌島縦貫道については、甌島における産業の振興、文化交流等の促進、生活の利便性や災害時等における安全性の向上等を図る上で重要な役割を担っており、甌島三島を結ぶ藺牟田瀬戸架橋の着実な整備の促進を図っていくことが必要です。

このほか、日常生活に最も身近な生活基盤である市道などの一般道路については、道路交通の利便性、安全性を確保しながら、バリアフリー化を図るなど、人にやさしい道づくりを目指した適正な舗装と維持・補修、新設・改良を進めていくことが必要です。

■公共交通等

本市においては、JRの九州新幹線・鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道が運行され、乗合バス、空港特急バスがこれらの交通機関と周辺地域等を連絡しています。また、一部の地域では、主要公共施設や交通空白地域を連絡する循環バスも運行されています。

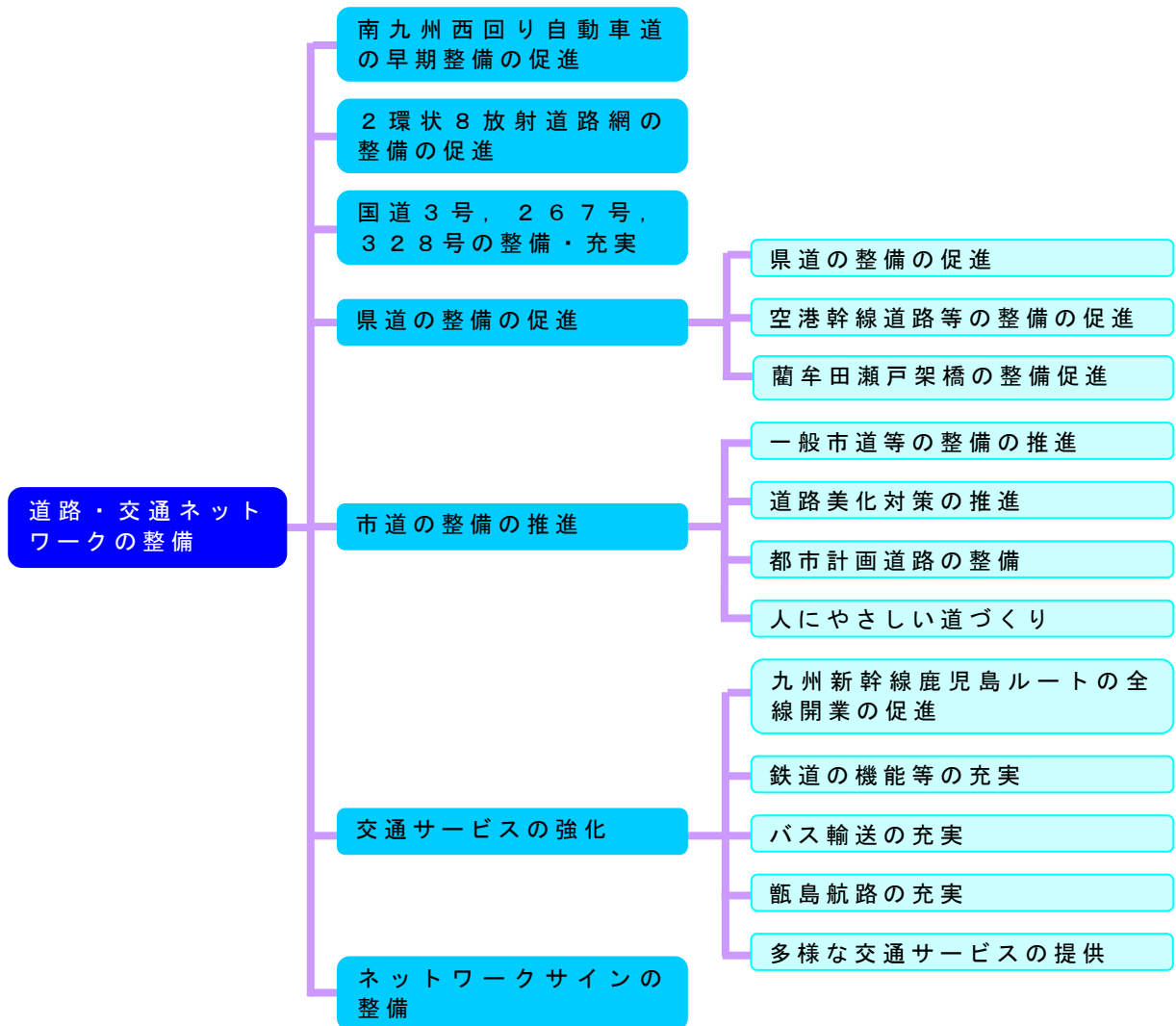
甌島については、串木野港との間にフェリー等が運航され、また、住民の交通の利便性を確保するため、市営バスが走行しています。

本市に存在するこれらの公共交通機関のうち、特に九州新幹線の開業と同時にJR九州から経営分離された肥薩おれんじ鉄道については、当初の計画を下回る厳しい経営が続いており、その安定化のために実効性のある対策を講ずることが急務となっています。

また、甌島との間の航路については、市民全体の利便性の向上を考慮しながら、川内甌島航路の開設に向けて、関係団体と調整していく必要があります。

さらに、バス輸送については、乗合バスの需給調整規制が廃止され、新たなサービスの提供が容易になる反面、不採算路線の営業が廃止されやすくなっているため、規制緩和の動きや需要の動向を見極めながら、利用者の利便性を確保していくことが求められています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 南九州西回り自動車道の早期整備の促進

南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組を行い，強力に要請します。併せて，インターチェンジの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。

2 2環状8放射道路網の整備の促進

川内地域の市街地における交通の円滑化，交通渋滞の緩和及び周辺地域とのアクセスの向上を目的として本市の都市骨格道路体系に位置付けられている「2環状8放射道路網※」については，市街地の整備の状況及び交通需要の動向を勘案しつつ整備を進めます。

※2環状8放射道路網⇒

内環状道路→ 中心市街地を内側で環状に取り巻く道路

外環状道路→ 中心市街地を外側で環状に取り巻く道路

放射道路→ 国道3号，国道267号，主要地方道川内郡山線，主要地方道川内加治木線，主要地方道川内串木野線，主要地方道京泊大小路線，一般県道山崎川内線

3 国道3号，267号，328号の整備・充実

市の幹線道路である国道3号，267号，328号については，生活道路との区分を図りながら，市内外の交通面での連携の強化，交通渋滞緩和等を促進します。

4 県道の整備の促進

(1) 県道の整備の促進

市民の一体感の醸成に向けて市内の連携の強化等を図るため，市内外の各地域や交通拠点を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。

(2) 空港幹線道路等の整備の促進

鹿児島空港とのアクセスの強化を図るため，北薩横断道路の整備や広域道路（交流促進型）川内宮之城道路の地域高規格道路への格上げ等を促進するほか，他の幹線道路網についても，機能の強化を要望していきます。

(3) 藺牟田瀬戸架橋の整備促進

甌島の一体性の確保，地域の振興をはじめとする地域活性化，住民生活の利便性や災害時等における安全性の飛躍的向上等に資する観点から，藺牟田瀬戸架橋の着実な整備及び甌島縦貫道の整備を促進するため，様々な要望活動等に積極的に取り組みます。

5 市道の整備の推進

(1) 一般市道等の整備の推進

市民生活に密着した生活道路である一般市道については，市民の意見を十分に反映しながら，機能性，安全性に配慮して，誰もが利用しやすい道路づくりを進めます。

また，道路・橋梁については，機能的で信頼性の高い道路管理を目指し，より長く施設機能を維持できるよう，計画的に修繕等を行います。道路・橋梁の補修については，道路パトロールなどによる情報収集の強化を図り，損傷箇所や危険箇所への適切な対応に努めます。

(2) 道路美化対策の推進

道路環境の質的な向上を図るため，歩道やポケットパークの整備，電線類の地中化などの歩行者空間の整備をはじめ，地域住民と連携しながら，沿道の緑化，路面の整備，屋外広告物の規制などに努め，道路美化対策を推進します。

(3) 都市計画道路の整備

市街地における交通環境の向上や市外からの流入の円滑化，良好な市街地形成への誘導を図るため，交通需要及び市街地整備の動向を勘案しつつ，効果的・効率的な都市計画道路の配置を行うとともに，計画的に整備を推進します。また，川内川川内市街部改修，土地区画整理事業などと一体となった整備を推進します。

(4) 人にやさしい道づくり

ユニバーサルデザイン推進事業に基づき，誰もが安全で快適に道を歩けるよう，歩道の段差解消など歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

また，看板・商品・放置自転車など歩行者の通行の妨げとなるものを放置しないよう，市民の意識の啓発に努めるとともに，街灯や防犯灯の設置を促進するなど，誰もが安心して通行できる人にやさしい道づくりを進めます。

6 交通サービスの強化

(1) 九州新幹線鹿児島ルートの特線開業の促進

平成23年春の特線（博多～鹿児島中央間）開業に向けて、九州新幹線鹿児島ルート特線の整備を促進します。

また、川内駅周辺の交通施設については、広域駅勢圏化に対応した交通結節機能の充実と交通利便性の向上を図ります。

(2) 鉄道の機能等の充実

ア 川内駅周辺の交通結節機能の強化

川内駅周辺においては、土地区画整理事業により駅東口の駅前広場及び駅前通り等の都市基盤整備を行い、駅利用者の利便性を向上させるとともに、川内駅を中心として他の拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、駅利用者等の利便性に配慮した交通結節機能の強化を図ります。

イ 鉄道輸送の充実

九州新幹線については、平成23年春に予定されている博多～鹿児島中央間の特線開業によって、新たな利用者も予想されることから、今後も、現在の運行本数を維持しながら、大阪直行便運行などのサービス向上が図られるよう、関係機関に要請していきます。

川内～鹿児島中央間のJR鹿児島本線については、今後も鹿児島方面への日常的な交通手段として、サービスの向上が図られるよう、機能の充実を要請していきます。

ウ 肥薩おれんじ鉄道の利用の促進

川内～八代間の肥薩おれんじ鉄道については、通勤・通学利用等に配慮しつつ健全な経営が維持されるよう、県・関係自治体、地域との連携の下に、利用を促進します。

また、鹿児島中央駅への平日乗り入れ運行の実現を目指します。

(3) バス輸送の充実

ア 既存バス路線の充実

市内の各地域、集落等を円滑に連絡する交通手段の維持を図るため、需要の動向を見極めながら、既存のバス路線について、状況に応じた対策を働きかけます。

空港特急バスについては、利便性の向上を図るため、運行回数の維持・増加等を事業者に要請するとともに、空港利用者による乗車を促進します。

また、九州新幹線やJR鹿児島本線のダイヤ編成に合わせたバス運行ダイヤの整備を関係機関に働きかけます。

イ コミュニティバスの運行

高齢者等の買い物や通院，公共施設等の利用や観光等の交通手段として現在運行しているコミュニティバスについて，さらに利便性と効率性を向上させるとともに，デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）の導入や中心市街地と周辺地域を結ぶ大循環バス（仮称）の運行に取り組みます。

ウ 甌島自動車運送事業の経営見直し

甌島で運行している自動車運送事業について，より効率的な運行とするため，新たな公共交通体系構築調査の結果を基に，経営や運行の見直しを行います。

(4) 甌島航路の充実

本土と甌島との一体的発展を図るため，日帰り交通圏の形成に向けた航路体系の整備の一環として，高速船の機能の充実，運航回数の増加をはじめとする利便性・サービスの向上など，甌島航路の充実を図ります。

なお，甌島との間の交通に関しては，産業・観光・医療・教育等の面からも，甌島市民の理解を得ながら，関係機関との協議を進め，川内甌島航路の開設を目指します。

(5) 多様な交通サービスの提供

少子・高齢化の進行に対応して，利用者の多種多様なニーズにこたえられるよう買物時や通院時等における個別サービスを展開するほか，観光客・ビジネス客が好感をもてるサービスを推進するなど，タクシーサービスの向上を働きかけます。

7 ネットワークサインの整備

本市における交通誘導や公共施設の案内等の統一的なサイン（ネットワークサイン※）について規定する「薩摩川内市公共サイン計画」等に基づき，市民や来街者に分かりやすい公共サインの整備を進めます。

※ネットワークサイン⇒
公共案内サイン→ 市境案内（ゲートイン），公共施設案内・誘導，道路標識，施設名看板など
観光案内サイン→ 名所・旧跡案内，市内周遊散策ルート等の誘導看板，地域の産業解説看板など

第4節 市街地等の整備と拠点づくり

<現状と課題>

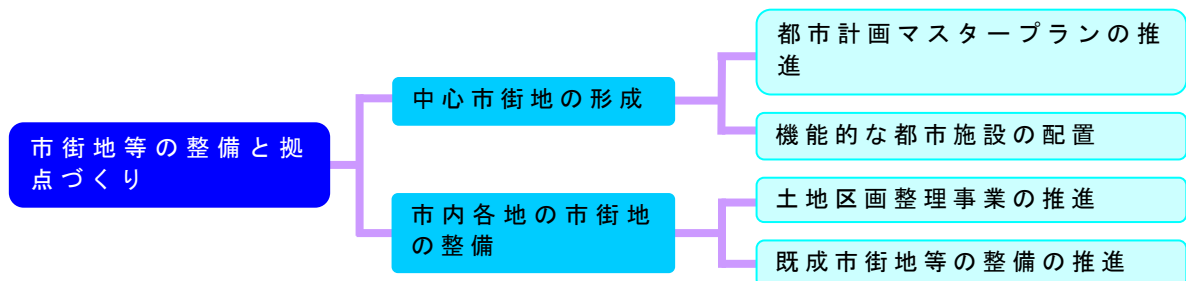
本市においては、近年、市街地中心部における商店街の空洞化、土地利用の混在、市街地縁辺部、幹線道路沿道等における都市化の進行や幹線道路網の未整備による朝夕の交通渋滞の深刻化及び市街地環境の未整備による歴史ある温泉街の衰退化など、様々な課題が顕在化してきています。

一方、平成23年春全線開業予定の九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の整備の促進、川内川川内市街部の改修、重要港湾川内港の整備といった大型プロジェクトは、市民生活をはじめ、産業・経済・文化・観光などの各分野に大きな波及効果をもたらします。

これらを本市の活性化に活かすため、本市の都市環境・都市基盤・都市機能についての見直しが必要となっています。

これらを踏まえ、本市において培われてきた豊かな自然・歴史・文化等を活かしつつ、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの新しい高速交通体系を軸に位置付け、南九州の拠点都市としての都市力の創出につながる都市再生を目指していく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 中心市街地の形成

(1) 都市計画マスタープランの推進

都市づくりの基本理念に基づき、長期的展望のもと本市の望む将来都市像の実現へ向けた都市計画施策を展開し、行政・市民・事業者のそれぞれの役割分担と、相互の協力関係の下で、魅力あふれるまちづくりを推進します。

(2) 機能的な都市施設の配置

都市防災にも配慮しつつ、道路・河川・公園・公共下水道など都市施設の機能的な配置に努め、快適で安全・安心な生活空間の形成を目指すとともに、コンパクトな都市づくり※に向けた諸課題の調査・研究の検討を進めます。

※コンパクトな都市づくり⇒中心市街地や鉄道駅周辺など、既存の各種都市機能の集積のある地区を中心として、土地利用密度を高めることや住宅をはじめ、商業、行政、医療、福祉、教育、娯楽等の多様な用途を集積した土地利用を実現することにより、より身近なところで日常生活ができるような市街地を形成すること。

2 市内各地の市街地の整備

(1) 土地区画整理事業の推進

川内駅周辺地区では、交通結節点としての機能の充実を図りながら、既存市街地と一体となった良好な住環境の整備を進めるとともに、文化施設、生涯学習推進施設に加え、商業施設を集積した複合拠点施設の整備に向けた都市基盤整備を進めます。

また、天辰地区や入来温泉場地区では、機能的で居住環境の良好な新しい市街地の創出を目指して事業を進めます。

(2) 既成市街地等の整備の推進

中心市街地の活性化を促進するとともに、他の既成市街地についても土地の効率的かつ高度な利用の誘導に努め、利便性が高く快適で魅力ある生活空間と個性的な交流空間の創出を図ります。

また、商業、教育、文化、医療など、多彩な機能を有する新興地区の形成を促進します。

第5節 河川空間の形成と利活用

<現状と課題>

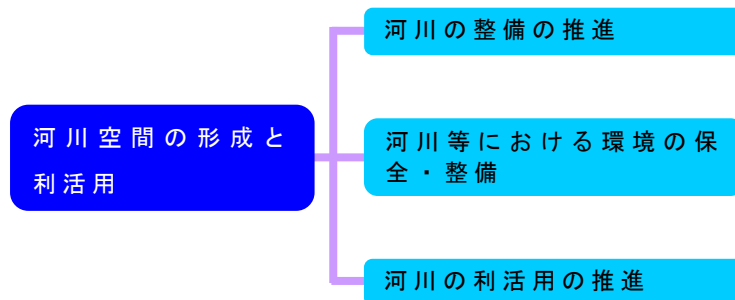
本市は、平成18年7月に発生した鹿児島県北部豪雨災害をはじめ、過去幾度か台風や集中豪雨による河川氾濫などの浸水被害に見舞われてきましたが、近年の計画的な治水事業の展開によって、治水安全性の高い河川環境が形成されつつあります。

一方、県立自然公園にも指定されている一級河川川内川をはじめとする多くの河川が生み出している水辺空間が、多様な生態系を育み、貴重な財産になっており、本市にふさわしいおおいのある河川空間の形成と景観づくりが望まれています。

よって、本市内の河川の流域においては、計画的に洪水対策や水防活動の強化を進めるとともに、特に一級河川川内川については、市街地中心部を流れる利点を活かし、市民が水に親しむ空間、レクリエーション活動空間等として位置付け、川内川川内市街部改修等と連携した快適な河川空間の整備を図る必要があります。

また、良好な生活環境及び景観の形成を図るため、まちづくりと連携して、安全で快適なうるおおいのある水辺空間の創出に向けた工夫を行うことが求められています。

<施策の体系>



< 計画の内容 >

1 河川の整備の推進

川内川をはじめとする河川の流域においては、地域特性に応じた計画的な洪水対策の実施や水防活動の強化を図り、市民が安全で安心して生活できるよう、治水安全度の向上に努めます。

特に、川内市街部改修については、市民の意見を聴きながら、都市計画マスタープランや川内川水系河川整備計画※に沿って、まちづくりと一体となった事業の展開を促進します。

※川内川水系河川整備計画⇒一級河川川内川について河川管理者である国土交通省が、これから概ね30年かけて行う川づくりの方針を示したもので、3本の大きな柱（治水・防災，利水・利活用，環境・景観）に沿って魅力あふれた川内川を目指して定められた計画。平成21年7月21日策定。

2 河川等における環境の保全・整備

本市の自然環境を形成している河川等については、地域の特性に応じた生活排水処理対策による水質の浄化，生態系や景観に配慮した工法の選定などを進め，うるおいのある水辺環境と美しい自然景観の創出に努めます。

特に、川内川については関係機関と連携し，流域全体での総合的な排水処理対策による水質の浄化に努めます。

3 河川の利活用の推進

本市内の河川については，それぞれの河川特性を生かしながら水と親しめる魅力的な河川空間の形成を図ります。

また，川内川の川内市街部については，向田地区堤防の機能強化に合わせた河川空間の有効活用や水辺景観の創出を図ります。

川内川流域においては，他の流域市町との連携の下，河川の自然環境・生態系の保全・再生，既存の観光資源の有機的活用と新たな魅力の発掘，世代を超えた交流の促進等に努めます。

第6節 港湾施設の充実及び利用促進

<現状と課題>

重要港湾川内港は、鹿児島港、志布志港とともに、県内の国際物流拠点港湾として位置付けられており、平成16年4月に新たに開設された国際定期コンテナ航路をはじめ、ウッドチップ船や日中友好の船「新鑿真」の寄港などにより、着実に利活用が進められています。

しかし、国内外貿易港としては、施設整備の著しい遅れが懸案となっています。

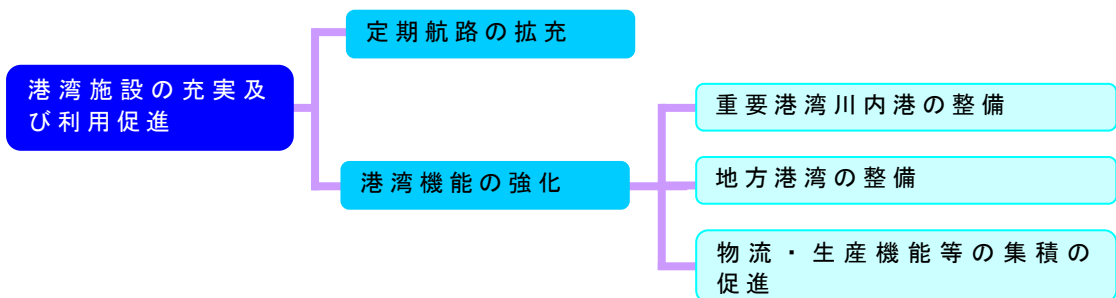
また、取扱貨物量・取扱品種の拡大などが課題となっており、今後、物流拠点として川内港の一層の利活用を促進するためには、更なる港湾機能の充実が必要です。

さらに、南九州における貿易・物流拠点を目指す上では、定期航路の拡充が不可欠です。

川内港のほかに、本市においては西方・里・長浜の県管理、江石・桑之浦の市管理による地方港湾があり、里港は甑島の玄関港として、長浜港は下甑島の定期船寄港港として、本土と甑島とを結ぶ交通の要衝となっています。

今後、甑島で暮らす住民の生活の基盤として、また、甑島を訪れる観光客の交通手段として、甑島航路の利便性を高めるため、蘭牟田瀬戸架橋及び甑島縦貫道の整備促進と併せ、川内甑島航路の実現も視野に入れ、港湾機能の強化を図ることが重要な課題となっています。

<施策の体系>



計画の内容 >

1 定期航路の拡充

かごしま川内貿易振興会などと一体となって川内港のポートセールス※を推進し、九州経済圏など広範な背後地域との有機的な連携を強めながら、他港湾との役割分担の下に、貨物の取扱量の増大を促進します。

また、地域間交流の増加や国際化の進展に伴う人的交流の拡大に対応するため、国内外航路の開設を促進するとともに、川内港と中国・韓国及び東南アジア等との間の定期航路の拡充を図ります。

また、川内甑島航路の開設を目指します。

※ポートセールス⇒航路や港湾物流機能等の誘致のために、港湾管理者や港運業者等がその施設やサービスの充実を図り、港湾利用の開拓や拡大を目指して荷主・船会社等に向けて展開する港湾利用セールス活動のこと。

2 港湾機能の強化

(1) 重要港湾川内港の整備

川内港の機能の強化を図るため、港湾施設の整備・拡充を促進するとともに、中国、韓国及び東南アジア諸国との貿易の拠点、またアジアに向けた南九州の玄関として、さらに南九州地域における国内物流の拠点として、CIQ（税関、入管、検疫）機能や物流機能の充実を図ります。また、海洋性レクリエーション施設などの整備を促進します。

(2) 地方港湾の整備

各地域における生活の基盤となる地方港湾の整備を促進するとともに、甑島においては、高速船の機能の充実、運行回数の増加等にも対応できる機能の充実を目指します。

(3) 物流・生産機能等の集積の促進

港湾の背後幹線網として、南九州西回り自動車道、主要地方道川内串木野線、京泊大小路線、基幹農道や広域道路（交流促進型）に位置付けられた川内宮之城道路の整備等を促進しながら、背後地における物流・生産機能等の集積に努め、川内港と一体となった流通加工型産業拠点の形成を目指します。

第7節 情報通信基盤の整備

<現状と課題>

情報通信技術は飛躍的なスピードで発達しており，パソコン，インターネット，衛星放送，携帯電話など，経済活動や日常生活に深く溶け込み，必要不可欠なものとなっています。

これに伴い，通信事業者による情報通信基盤の整備が進み，通信回線についても，大容量の情報を高速で伝達することができるブロードバンド基盤の整備が進んでいます。

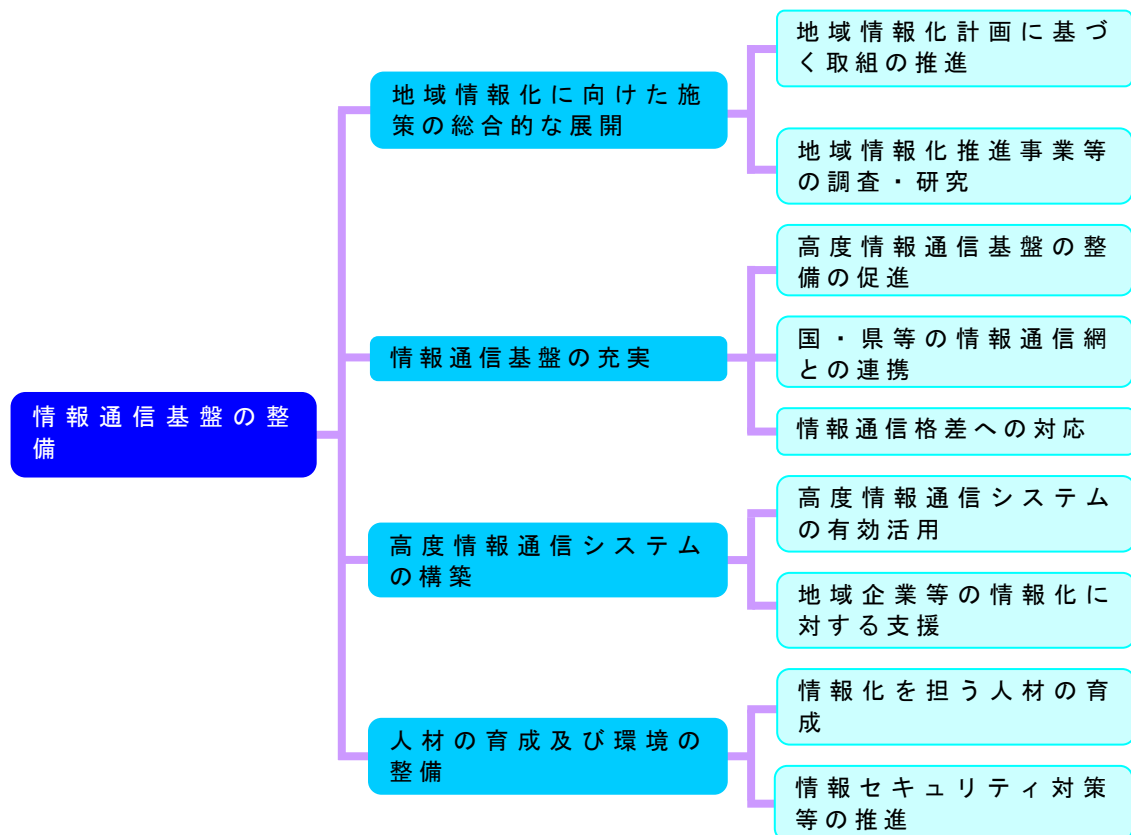
本市においても，急速な進展を続ける情報通信技術をめぐる動向に的確に対応し，あらゆる課題に対応できる情報通信基盤の整備と情報化施策の展開が必要となっています。

このため，市民と行政がそれぞれの情報を相互に交換，共有できる双方向の情報通信システムを活用し，市民と行政の協働・共生に向けた取り組みについて積極的に検討を進める必要があります。

また，各種行政手続の電子化を進め行政サービス水準の向上を図るとともに，高度な情報通信技術を利用して生活関連情報等を提供するなど，市民生活の利便性をより向上させる施策を積極的に展開することが求められています。

さらに，急激な情報通信技術の発達に対応できる人づくりと環境の整備に努め，情報化の進展の恩恵を受けられるような地域づくりを進める必要があります。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 地域情報化に向けた施策の総合的な展開

(1) 地域情報化計画に基づく取組の推進

市民，企業，学校，行政が一体となって高度情報化を推進するための指針として策定した「薩摩川内市地域情報化計画」に基づき，学校教育や生涯学習など各分野の情報化を積極的に推進します。

(2) 地域情報化推進事業等の調査・研究

全ての市民が，高度情報化の進展による恩恵を享受できるように，地域情報化の施策の展開やその方向性についての調査・研究を進めます。

特に地域情報通信振興関連事業等の国等の支援策を有効利用した地域間の情報通信格差（デジタル・ディバイド）の是正及び情報通信技術を活用した特色ある地域づくりを推進します。

2 情報通信基盤の充実

(1) 高度情報通信基盤の整備の促進

高度情報通信ネットワークの形成を図る上で欠くことのできない超高速ブロードバンド基盤等の整備・拡充を促進します。

また、地域公共ネットワークの基幹回線として整備したふれあい情報ネットワーク及び、本土・甌間光ファイバケーブル（光ファイバー網）を活用し、本土と甌島との交流・連携を促進するための取り組みを進めます。

(2) 国・県等の情報通信網との連携

全国の地方公共団体を結ぶ総合行政ネットワークを活用し、情報交換・情報処理機能の充実を図るなど、行政情報システムの高度化を推進します。

(3) 情報通信格差への対応

インターネットや移動通信サービス等の利用において地域格差が生じているため、これらの情報通信格差（デジタル・ディバイド）を是正するための取り組みを推進します。

特に、光ファイバーの基幹回線網を末端近くまで整備することが必ずしも効率的でない地域については、地域の実情に応じて、無線系情報通信技術の利用の可能性や小学校、公民館、郵便局など公共施設の端末における情報ターミナル化などについて、検討を進めます。

また、携帯電話等の普及に伴う恩恵を多くの市民が享受できるよう、移動体通信サービスの通話エリアの拡大を促進するとともに、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消を促進します。

3 高度情報通信システムの構築

(1) 高度情報通信システムの有効活用

ア 双方向情報通信システムの構築等による行政サービスの向上

インターネットを活用した行政サービスの充実を図るため、市民・行政の双方から、いつでも自由に行政、防災、保健、福祉、教育、文化等に関する情報の提供や発信ができる情報通信技術を活用したシステムの導入を進めます。

また、広報紙の電子化、多様な映像配信の展開等により、積極的な行政情報の提供に努め、行政サービス水準の向上を目指します。

イ 行政事務等の電子化の推進

国の進める電子政府構想との連携を図りながら、電子申請の普及等

に努め、行政手続の電子化による市民サービス等の効率化、市民生活の利便性の向上を図ります。

また、医療・福祉、教育などの市民生活に密着した分野において、生活利便性の向上を図るため、1箇所で申請・届出・発行等の手続が一元的に行えるよう、高度情報通信システムを活用した窓口の一本化に努めます。

(2) 地域企業等の情報化に対する支援

観光客の利便性向上のための観光情報や薩摩川内ブランドの確立に向けた特産品販売の情報の発信に取り組むなど、地域企業間のネットワークの形成を促進するとともに、それらの企業の情報化に向けた取組に対して支援を行います。

4 人材の育成及び環境の整備

(1) 情報化を担う人材の育成

小・中学校、校区公民館等に配慮した情報公開端末の活用を促進し、児童生徒が自ら課題を見つけ自ら解決するために必要な情報活用能力の育成を図ります。

また、高齢者や障害者など誰もが情報通信を容易に行える環境づくりを目指して、情報のバリアフリー化を推進しながら、市民がインターネットを利用する際に必要となる基礎技能等を習得するための講習会を開催し、情報通信活用能力を備えた人づくりに努めます。

さらに、薩摩川内市人材育成センター、川内技術開発センター等の関係機関との協力の下、地域産業の情報化に的確に対応できる高度な情報通信技術や知識を持った人材の育成に努めます。

(2) 情報セキュリティ対策等の推進

個人情報を含む情報資産の取扱いについて、情報漏洩などの防止対策を行い、個人情報の保護や情報セキュリティの確保、環境の整備に努めます。

また、自然災害による情報システムに障害が発生した場合において住民への影響のある業務が中断することを防止し、早期に復旧させることを目的に調査・研究を行い適切な対応に努めます。

第8節 土地の有効利用

<現状と課題>

土地は、市民の限られた貴重な資源であり、その有限性や公共性を踏まえ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮した土地利用が望まれます。

また、限りある土地資源の中で、宅地化など都市的土地利用の無秩序な拡大を抑制しながら土地利用の高度化を促すとともに、開発による環境負荷の増大を防止し、一定の秩序とバランスのとれた土地利用を通じた都市の持続的発展を目指していくことが重要となっています。

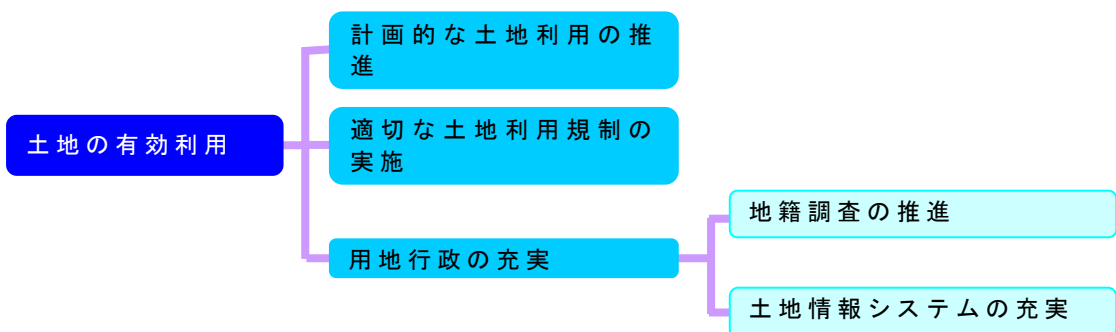
さらに、経済社会の成熟化に伴い、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、土地利用についても効率性の向上のみでなく、質の向上にも十分に配慮することが求められています。

近年の宅地開発は、地価の比較的安い用途地域外のうち、農用地区域以外の部分において頻繁に行われていることから、効率的な都市・田園活動の基盤づくりと良好な住環境の保全を図るため、土地利用の指針となる国土利用計画をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、本市土地利用対策要綱など、土地利用に関する諸法令等に沿って、きめ細かな規制の実施に努め、土地利用区分ごとに適切な土地利用を誘導することが必要です。

また、真に豊かな市民生活を実現するためには、効率的な都市基盤整備や既存社会資本の活用により土地の有効利用を進めるとともに、生態系や自然環境に配慮した豊かで安心できる質の高いまちづくり、地域づくりを進めることも必要です。

このほか、これらの取組を進めるための基礎的な条件として、地籍調査事業等用地行政を的確に展開していくことが重要です。

<施策の体系>



< 計画の内容 >

1 計画的な土地利用の推進

健康で文化的な生活環境の確保と市域の秩序ある発展を図るため、国土利用関係法令に基づく県等の計画との調整を図りつつ、都市的・農地的・森林的・自然的土地利用の区分を明確にし、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、景観法等との整合を図りながら、長期的視点に立った総合的かつ計画的な土地の有効利用に関する指針として、国土利用計画等を策定します。また、これらの計画に沿った土地利用を推進することで、生態系や自然環境にも配慮した豊かで安心できる質の高いまちづくりを目指します。

2 適切な土地利用規制の実施

市街部における土地利用の混在化や郊外部における無秩序な開発を防止し、健全な都市環境と豊かな自然環境との調和・保全を図るため、都市化や新たな開発の動向を見据えつつ、適切な土地利用規制の実施に努めます。

3 用地行政の充実

(1) 地籍調査の推進

市域内の土地の適切な保全及び合理的な利用を図るため、国土調査法による地籍調査事業を計画的に実施します。

(2) 土地情報システム※の充実

土地情報システムの充実を図りつつ、各種データの活用を通じて、適切な土地利用等に努めます。

※土地情報システム：地籍調査事業の成果である公共基準点から測量した土地境界等のデータ（地籍図の各筆毎の一筆座標等）を更新・保存していくシステム。

第7章 みんなで進める市民参画のまちづくり

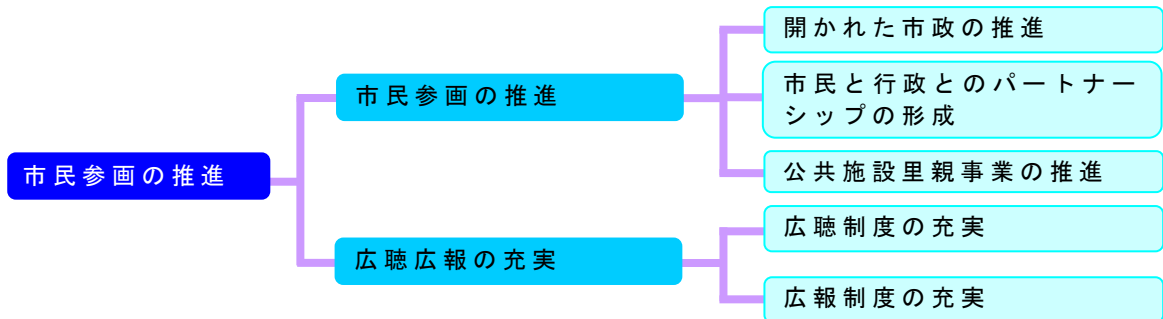
第1節 市民参画の推進

<現状と課題>

これまで、市民生活の充実や教育，文化，まちづくりなどの公共事業等は，行政が主体的に担ってきました。しかしながら，近年，地方分権の進展による市町村への権限移譲等に伴い，実効性の高い行政を機動的に展開することが求められるようになっており，本市においても，行政主導型から，これからの多様な活動主体を基軸とした地域づくりに向け，市民と行政とが一体となってまちづくりに取り組む市民との「協働型」のまちづくりへと転換していくことが重要な課題となっています。

このため，市民のニーズを的確にとらえ，それにこたえながら，行政の考え方や取組について，より早くより正確に情報提供することで，市民と行政との信頼関係を確立し，市民との協力関係（パートナーシップ）を構築していく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 市民参画の推進

(1) 開かれた市政の推進

ア 自治基本条例によるまちづくりの推進

自治基本条例が定めるまちづくりの原則である「情報の共有」・「協働」・「参画」に基づき，市民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに，協働・参画によるまちづくりを進めます。

イ 情報公開制度の充実

情報公開制度の充実及び適正な運用に努め，市民の「知る権利」を

最大限に尊重した、開かれた市政の推進を図ります。

また、合併前の市町村が保有してきた公文書も含め、本市の公文書、刊行物を体系的に保存し、市民の利用に供するため、公文書館※（仮称）の設置を検討し、情報資源の確保を図ります。

※公文書館⇒歴史的資料として重要な公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設のこと。

(2) 市民と行政とのパートナーシップの形成

各種ボランティアなどの市民活動の促進や地区コミュニティ協議会、自治会、まちづくり団体等が自主的な活動が行えるように支援するとともに、表彰制度や市民参画を促進するためのイベント・セミナー等を実施し、市民の自主的な市政参画活動への意識の啓発及び参加を促進します。

(3) 公共施設里親事業※の推進

公共施設の運営に利用者である住民が直接関与することで、その施設の有効活用策も積極的に検討されるようになります。市がそうした施設の運営を全面的に担うのではなく、地元住民の自発的活動に委ねることを積極的に検討します。

※公共施設里親（アダプト）事業⇒自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる事業で、地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの

2 広聴広報の充実

(1) 広聴制度の充実

市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映させるため、地区コミュニティ協議会、まちづくり懇話会（市長との対話集会）、女性50人委員会※、市政モニター、パブリック・コメント、ご意見箱※等の制度を活用して広聴機能を充実するほか、各種審議会委員等について市民からの登用を進めるなど、政策形成過程への市民の参画機会の拡充を図ります。

※女性50人委員会⇒薩摩川内市女性50人委員会。女性の立場から行政と市民に対して提言するなどの活動を行う組織。一般公募、地域推薦により構成
※ご意見箱⇒本庁1階及び2階と各支所に、市民の皆さまのご意見・ご提言を知るため「ご意見箱」を設置。定期的に、箱を開けて、市民からのご意見等を市政に反映させる仕組み。

(2) 広報制度の充実

市政及び地域等に関する情報を，市民に迅速かつ分かりやすく伝えるため，広報紙，ホームページ等の多様な媒体を活用して，市政広報活動の充実・強化を図るとともに，市民の市政への参画の促進につながるような情報提供に努めます。

第 2 節 男女共同参画社会の形成

<現状と課題>

少子・高齢化の進行，情報化・国際化の進展など社会経済環境が大きく変化している中で，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，ともにまちづくりへ参画できる社会の実現が求められています。

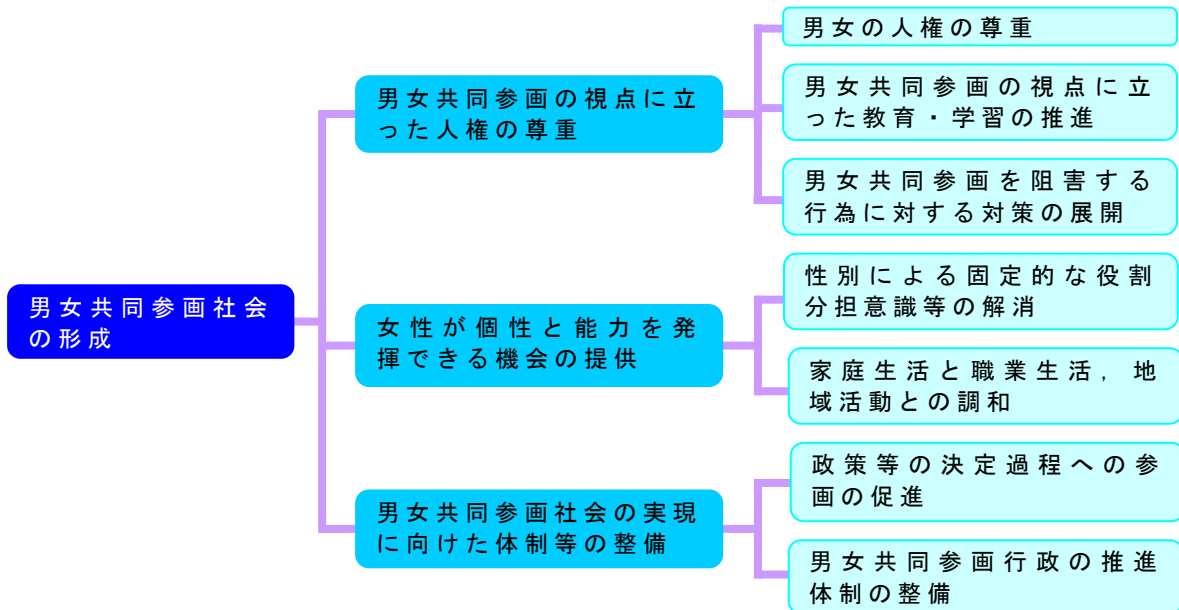
しかしながら，法律・制度上では男女平等が推進されつつあるものの，性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣行が依然として根強く残っています。

このため，男女が性別にとらわれることなく，対等な社会の構成員として，共に認め合い，支え合いながら，あらゆる場において，「個人の尊重」と「男女平等」に基づき，その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を積極的に進めていく必要があります。

我が国においては，平成 11 年 6 月に，男女共同参画社会※の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され，平成 12 年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においても，平成 17 年 4 月に男女共同参画基本条例を施行するとともに，男女共同参画都市の宣言を行い，女性の立場から行政と市民に対して提言する「女性 50 人委員会」を設置しました。今後は，平成 22 年度に中間見直しを行う「薩摩川内市男女共同参画基本計画」（平成 18 年度～平成 27 年度）に沿って，更なる男女共同参画社会の形成に向けた各般の取組を進めていくことが必要です。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

(1) 男女の人権の尊重

暴力は人権を侵害するものであり、決して許されるものではなく、また、女性の性的側面のみが強調される性の商品化は女性の基本的人権を侵害するものであるという認識の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談体制の充実等に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現のためには、無意識のうちに形成される性別にとらわれた従来の意識や価値観を見直す必要があります。学校や家庭・職場・地域において、人権尊重の認識を深め、ジェンダー※にとらわれない、子ども達の個性を生かす教育を充実し、助け合う心を育むための家庭教育に関する学習の機会を提供します。

また男女共にその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画するために、男女共同参画の視点に立った生涯学習の機会の充実や市民活動の促進を図ります。

※ジェンダー⇒生物学的、医学的な性別（sex）に対して、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」の男女の別を「社会的性別」（gender）という。

(3) 男女共同参画を阻害する行為に対する対策の展開

ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※，ストーカー行為※など男女共同参画を阻害する行為は，性別による固定的な役割分担意識や男女間の経済力の差などの様々な要因により引き起こされることから，その実態を把握し，幅広い分野にわたる関係機関の連携により，被害者の保護と自立に向けた支援等の対策を講じるとともに，加害者の更正方法等の調査・研究を進めます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）⇒婚姻しているかいないかにかかわらず，親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。
※セクシュアル・ハラスメント⇒相手の意に反する性的な言動により，その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること，またはその者の対応の仕方によって，その者に対して不利益を与えること。
※ストーカー行為⇒特定の者に対する恋愛感情，その他の好意感情，または，それが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で，その特定の者またはその家族などに対して「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

2 女性が個性と能力を発揮できる機会の提供

(1) 性別による固定的な役割分担意識等の解消

「男だから，女だから」といった性別による固定的な役割分担意識を解消するため，社会生活において長年にわたり踏襲されてきた慣行・しきたりについての実態を把握し，男女共同参画の視点に立った見直しを図ります。

また，学生の主体的な進路選択能力の育成や，男女雇用機会均等法に基づく雇用環境整備，農林・水産・商工業等の自営業に従事する女性の能力開発などに努めます。

(2) 家庭生活と職業生活，地域活動との調和

仕事と子育てや家族の介護，地域活動などにバランスを考慮して参画できるようにすることが，女性が安心して子どもを産み育て，いきいきと暮らしていく上で重要です。

このため，仕事と家庭の調和を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに，家庭や職場，地域などにおいてこれらの調和を支援する気運の醸成等を図るための広報啓発活動や情報提供を行います。

3 男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備

(1) 政策等の決定過程への参画の促進

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を促進するため，女性自らの能力・意識の向上等に向けた学習機会の提供等により人材の育成を図るとともに，多様な分野において活躍する人材としての女性の

情報を収集し、各種審議会や自治組織等における積極的な登用を進めます。

また、市民生活に身近な女性の声を市政に幅広く反映させるため、女性50人委員会の活用に努めます。

(2) 男女共同参画行政の推進体制の整備

男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、県、市及び広域市町村圏、事業者並びに市民による協働体制を構築します。

第 8 章 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり

第 1 節 実効性の高い行政経営等の推進

<現状と課題>

世界的な景気低迷の影響を受けて、消費の低迷や雇用情勢の極端な悪化が懸念されるなか、今後、本市においても、市税収入の減少が長期化する恐れがあることや合併による地方交付税の優遇措置制度が終了することに伴う収入減が見込まれる一方、少子・高齢化により社会保障費が増加しつつあることなど、これまで以上に厳しい財政状況が予測されます。

また、本市は合併後 5 年が経過し、地域の一体感醸成が徐々に進みつつありますが、人口の減少が進んでいること、過疎・高齢化などにより集落活動が困難になる地域があること、医療福祉・交通・情報通信などにおける地域格差があること、合併により類似施設を複数保有していることや、その施設の老朽化・耐震対策など、多くの行政課題を抱えています。

そこで今後も、市政改革大綱に基づき「市民志向の行政改革」を進め、市政のあり方について、市民とともに改革の方向性を見据えながら、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）をもとに、様々な手法を駆使して、地方自治の新時代を切り拓くべく、止まることなく市政改革に取り組んでいく必要があります。

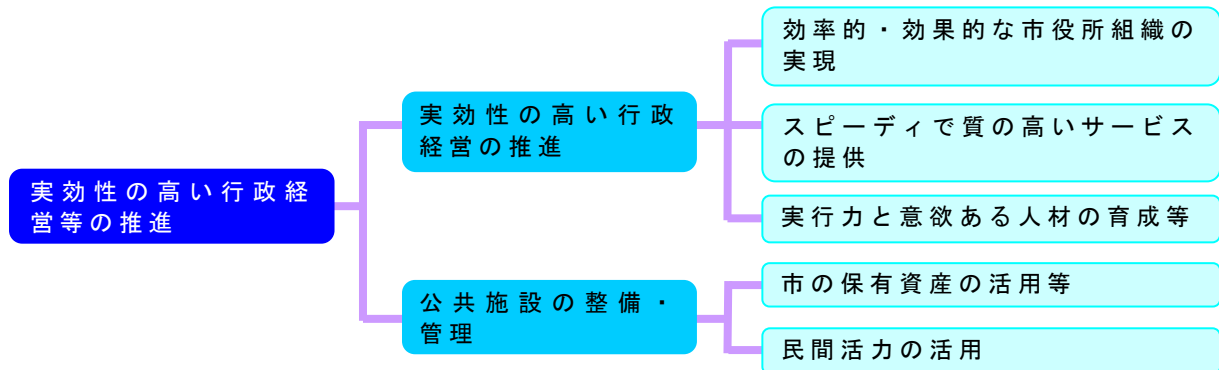
また、厳しい財政状況の中でも、今後も本市が繁栄していくために、簡素で効率的・効果的な行政体制と健全な財政経営基盤を確立することが求められます。

また、限られた経営資源を基に、本市の自己責任能力を向上させるためには、これまで以上に各職員の政策形成能力を高めることが不可欠となります。新しい時代にふさわしい地方自治の確立に向けた受皿づくりのため、行政の様々な分野で新たな課題に積極果敢に取り組む実行力と意欲ある人材の育成が求められます。今後、このような人材を確保・育成していくためには、市民全体から期待される職員像を明確にするとともに、職員の資質や能力、意欲を開発・活用・評価し、適切な人事配置を行う仕組みを体系化し、組織全体の活性化を進める必要があります。

さらに、今後、市民参画による協働のまちづくりを推進するため、市民団体が活動しやすい環境や市民の自主的なまちづくりへの取り組みを積極的に支援することが求められています。

また、民間企業で対応可能な業務については、外部委託や民営化を積極的に推進し、質の高いサービスをより効率的・効果的に提供することが求められています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 実効性の高い行政経営の推進

(1) 効率的・効果的な市役所組織の実現

ア 組織機能の強化

市民サービスを向上させるには、市民ニーズを的確に汲み上げながらサービスを提供する必要があるため、自ら責任ある地域の経営主体として、限られた経営資源の選択と集中を行い、市民志向・成果志向に基づく効果的な組織機能の強化に取り組みます。

併せて、本庁・支所等の効率的で効果的な組織体制の構築について検討を行い、組織力の向上に取り組みます。

イ 職員数の適正な管理

市の財政に占める人件費の抑制が求められる中、市職員の今後の退職者数や国や県からの権限移譲、事務事業の外部委託化などを勘案しながら定員適正化に関する方針を策定し、職員数の適正管理に取り組みます。

(2) スピーディで質の高いサービス提供

ア 市民サービスの質の向上

市職員全体で、事務改善，待遇改善，経費節減に取り組みます。

また、市民サービスは、単に市の財政状況に合わせるのではなく、サービスの受け手の立場に立ったものとなるように、サービス提供による成果を的確に想定し、その手段として有効な内容とします。

イ スピーディな市民サービスの提供

市民の視点に立った窓口業務の改善やICT（情報通信技術）を活用した業務改革を進めながら、事務の適正化，迅速化，高度化を図るほか、市民志向・成果志向に基づき、業務内容の点検による不要不急の事務事業の見直しを行い、煩雑・非合理的な事務処理については、

そのプロセスを見直し、スピーディな市民サービスの提供に取り組めます。

ウ 広聴広報機能の充実

提供する市民サービスを向上させるには、市民と情報を共有することにより、的確に市民ニーズを把握することが重要です。

そこで、市民の要望やニーズなどを把握する広聴機能と広報紙やホームページ等の広報機能の充実に努め、必要な情報を市民が公平に受け取れるように取り組めます。

(3) 実行力と意欲ある人材の育成等

職員の政策形成能力の向上と職場の活性化を図るため、職員の積極的な姿勢、達成感、意欲を引き出す新たな人事・給与制度、職員の持っている能力をより一層向上させ、スピードとコストの意識啓発を組み込み策定した職員人材育成基本方針を改訂し、職員各自が、「市民」は、市役所の「顧客」であるということを常に意識し、行動するとともに、「まちづくりの主役は市民」であり、市民の立場に立った市民本位の公共サービスを遂行するため、市民に親しまれ、信頼されるよう一層の人材育成に努めます。

2 公共施設の整備・管理

(1) 市の保有資産の活用等

市が保有する全ての資産について、遊休資産の洗い出し、管理形態の見直し、未利用地の活用・売却、施設の統廃合、そして将来生じる経費の平準化などによる効果的な資産運用を行います。

(2) 民間活力の活用

民間企業で対応可能な業務については、そのサービスの内容とコストを比較検討し、サービスの向上と地域経済活性化の側面から積極的かつ計画的に外部委託や民営化の推進に取り組めます。

また、市有施設の管理運営については、市が関与すべき分野かどうかを引き続き検証し、民営化や指定管理者制度導入などに取り組めます。

なお、現在まで導入してきた指定管理者制度導入施設については、その方法や内容を検証するなど必要な見直しを行います。

第2節 健全で安定的な財政運営の推進

<現状と課題>

本市の財政は、歳入においては市税等の自主財源が少なく、歳出においては、人件費や公債費などの義務的経費が多くを占めており、そのため投資的経費に振り向ける財源が少なく弾力性に乏しい財政構造となっています。

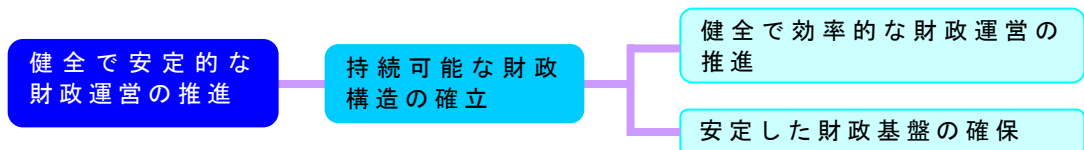
また、世界的経済不況の地域経済へ与える影響も大きく、中長期的な見通しが不透明であることや少子・高齢化の進行が顕著であることなどから、市税等の収入の伸びが見込めない中で、歳出面では義務的経費が高い水準を示すなど今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。

特に、合併に伴う地方交付税制度における支援措置が平成27年度以降、段階的に縮減されるため、早い段階からこの歳入減に対応できる歳出構造への転換に向けた取組が求められています。

一方、地方分権の進展に伴う行政権限の拡大など、地方行政としての役割・責任がますます増大し、さらに成熟社会の中で市民の行政サービスに対するニーズが多様化・高度化してきている状況にあります。

このような状況に対応していくためには、長期的な行政経営の視点から、より一層の健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自立性の高い、安定した財政基盤を確保するなど、持続可能な財政構造を確立することが重要な課題となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 持続可能な財政構造の確立

(1) 健全で効率的な財政運営の推進

ア 中長期的展望に立った財政運営の推進

持続可能な財政構造への転換を図るため、「薩摩川内市中長期財政運営指針」を踏まえた予算編成を行い、市債残高の削減に努めながら経費全般の徹底的な見直しを進めます。

イ 企業会計制度の考え方の導入

資産や負債等のストック（保有）情報として企業会計制度の考えに

基づくバランスシート（貸借対照表）や行政コスト計算書を作成し、行財政運営に係る財務状況や運営コスト情報を市民に明らかにし、財政運営の透明性を高めます。

ウ コストの縮減・合理化

職員のコスト意識の向上を図るとともに、資産の有効活用や事業施策について、適正な市政経営を進めるために費用対効果などの観点から積極的に見直します。

また、入札・契約制度については、透明性・競争性・公平性・客観性の確保を基本とし、談合のしにくい入札制度、ダンピング受注の防止、工事品質の確保、行政効率の向上及び地元優良業者の育成を行い、コスト縮減を図ります。

さらに、継続的に支出している補助金や施設の管理・運営に要する経費について、その目的、果たしてきた役割、成果などを評価・検証し、見直し・整理を図ります。

(2) 安定した財政基盤の確保

ア 自主財源の確保

市税の課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

イ 計画的な起債

将来の財政負担を考慮して、標準財政規模の推移を見極めながら、事業の適正な選択と計画的な起債に努めます。

投資事業の適正化と将来への財政負担を考慮しつつ、計画的な市債の借り入れに努めます。

ウ 使用料・手数料の適正化

各種市民サービスの対価として徴収する使用料・手数料を受益者負担の視点から検証し、公平な基準により、透明・公正なものになるよう努めます。

第2部 薩摩川内一体化躍動プランの推進

本市は、平成16年10月、1市4町4村の合併により誕生したまちです。地域住民に最も身近な自治体として、少子・高齢化の進行、高度情報化や国際化の一層の進展、行政に対する住民ニーズの多様化・高度化など、時代の急激な変化に的確に対応しながら、将来にわたって持続的に、住民福祉の向上と地域社会の発展を図るため、また、ますます激化していくと予想される都市間競争を勝ち抜いていくため、この合併は成し遂げられました。

今後は、県内の「地域中核市」の一つである10万人都市として、あるいは、南九州の拠点都市として、これまで以上に多様な機能・役割を担い、九州南西部地域全体の飛躍にも貢献していくことが、内外から求められるものと考えられます。

一方、合併前の各市町村においては、長年、貴重な地域資源を育みながら、それぞれの特性や立地条件を活かした個性豊かなまちづくりが積み重ねられてきました。こうした各地域の多彩な価値は本市にしっかりと受け継がれています。

これらを踏まえ、今後の本市のまちづくりにおいては、各地域の歴史に根ざした多様な個性・魅力に更に磨きをかけるとともに、相互の連携を強化することによって、本市全体としての新たな歴史と価値を構築していくことが重要であるとの考え方に立ち、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念に据えています。また、この基本理念の具現化に向けて、10万人都市である本市の潜在力を最大限に発揮するため、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を目指すべき将来都市像として掲げています。

今後は、この将来都市像の実現を目指して、市民自らが考え、市民自らが地域づくりに主体的に取り組むことを基本としながら、市内各地域の連携の強化、市民の一体感の醸成に資する施策を着実に展開していくことが極めて重要です。

この「第2部 薩摩川内一体化躍動プランの推進」は、基本構想の序論において示した「総合計画における重点的取組」を踏まえつつ、第1部において掲げられたものも含め、将来都市像の実現と本市の速やかな一体化の促進のために重点的かつ戦略的に取り組むべき施策を明らかにしたものです。具体的には、

- ① 各地域が本来持っている地域らしさをこれまで以上に育むための「**地域力再生プロジェクト**」
- ② 本市の持つ都市基盤、生活・産業基盤を市全体で分担・連携する等により、より魅力の高い都市機能を充実させるための「**都市力創出プロジェクト**」
- ③ 本市の「地域力」と「都市力」を活用して、内外との交流を活発化するとともに、本市の魅力に対する認知度を高め、市民一人ひとりが誇りを持てるまちづくりを進める「**交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト**」
- ④ 上記の三つのプロジェクトを推進する上での基礎となる、民間と行政との「**協働社会**」を確立するための改革に取り組む「**市政改革プロジェクト**」

の四つのプロジェクトから成ります。

分野ごとに施策の方向を記した第1部とは別の観点から、各分野体系を横断する、又は複数の分野体系にまたがる重点施策を取りまとめたものが、この「薩摩川内一体化躍動プラン」です。

1 地域力再生プロジェクト

本市は、面積が広く、都市機能が集積している地域、緑豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域で構成された自治体であり、それぞれの特性に根ざした多彩な文化や風土が形成されています。

しかし、市域全体として人口減少が継続し、特に周辺地域においては、過疎化、少子化の進展による小学校の閉校や高齢化による道路・河川愛護活動の継続が困難になるなど、今後、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が出現し、生活扶助機能の低下、空き家の増加、山林の荒廃、耕作放棄地の増加、交通手段の確保や買い物等の日常生活や地域医療に対する不安、農林水産業等の地場産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じています。

少子・高齢化の進行に伴う地域経済の活力の低下、福祉サービスに対するニーズの多様化・高度化、コミュニティ活動の衰退等の諸問題に対応するには、その糸口として、市民生活の基盤となる各地区のコミュニティ協議会や自治会、ゴールド集落の活性化・基盤の強化を図ることが重要な課題となります。

そのためには、市民一人ひとりが郷土に対する愛着を抱き、自らの地域は自らが守り、育み、共に支えることを基本としながら、各地域において長年培われ、住民の暮らしの基盤となってきた伝統・文化、自然環境など、個性豊かな「地域らしさ」を最大限に活かし、その魅力に更に磨きをかけていくことが必要です。

また、そうすることで、それぞれの地域が、時流に応じて新たな歴史を刻みながら、新たな価値を生み出し、“活力と豊かさを感じる地域づくり（地域力創造）”を実現することが可能になるものと思われます。

こうした各地域の「地域力」の再生・創出に向けて特に高い効果を有すると考えられる以下の施策を、「地域力再生プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 個性と魅力ある地区コミュニティ主体の地域づくり【協働・参画】

- ① 地区コミュニティ協議会の活動の充実
- ② 地区振興計画に基づく事業等への支援
- ③ コミュニティ活動等への支援強化

- ④ コミュニティ活動環境の整備
- (2) 地域資源を大切にし、ふるさとに誇りを持てるまちづくり
- 【協働・参画】
- ① 地域文化の保存・継承
 - ② 環境保全活動の促進
 - ③ 優れた自然環境の保全
 - ④ 自然環境とふれあう空間の形成
- (3) “活力と豊かさを感じるゴールド集落”の創出【協働・参画】
- ① ゴールド集落への支援
- (4) 高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり【安心・快適】
- ① 社会保障の充実
 - ② 地域福祉社会の形成
 - ③ 高齢者福祉の充実
 - ④ 障害者（児）福祉の推進
- (5) 子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり【安心・快適】
- ① 子育て支援・児童福祉の充実
 - ② 定住促進対策の推進
- (6) 地域医療体制の構築による安心のまちづくり【安心・快適】
- ① 医療体制の充実
- (7) 防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり
- 【安心・快適】
- ① 防災体制の強化
 - ② 消防・救急体制の充実
 - ③ 自然環境の保全及び公害対策
 - ④ 新エネルギーの導入
- (8) 豊かな人間性と郷土愛を育む教育の推進【人材・組織育成】
- ① 薩摩川内市教育振興基本計画の策定及び推進

本市の教育における現状や課題を分析し、薩摩川内市市民憲章の理念のもと、10年先を見通した本市教育の目指すべき姿と、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示した「薩摩川内市教育振興基本計画」を策定し、本計画を着実に進めることで、薩摩川内らしい教育を推進します。

- ② 社会の変化に対応した学校教育の推進
- ③ 小中学校の適正規模化等の検討
- ④ 郷土愛を育む教育の推進
- ⑤ 地域に根ざした特色ある学校づくり

(9) 地域づくりを担う人材と組織の育成及びまちづくりへの積極的な活用

【人材・組織育成】

- ① コミュニティ活動の基盤の強化
- ② ボランティア・NPO活動の促進
- ③ コミュニティ活動における市民参画の推進
- ④ 地域全体の総合的な医療体制の構築
- ⑤ 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化
- ⑥ 介護者・要介護者への支援の充実
- ⑦ 生涯学習の推進
- ⑧ 社会教育の促進
- ⑨ 環境保全活動の促進<再掲>

2 都市力創出プロジェクト

本市においては、市民生活を支え、産業活動や内外の交流活動の基盤となる様々な都市機能が蓄積されています。平成23年春には九州新幹線鹿児島ルートが全線開通する予定であり、これまで以上に人・モノの流れが活発化するものと考えられます。

また、南九州西回り自動車道の整備が着実に進められており、本市への社会的・経済的効果が期待されています。

このような交通・情報通信基盤の充実等に伴い、市民の日常生活圏・経済活動圏は急速に拡大し、今後、都市間競争は一層激しくなるものと見込まれます。

こうした事態に適切に対処するには、先の合併によって得られた10万人都市としてのスケールメリットを十分に活用することにより、本市全体としての競争力を高めていくことが肝要です。

このため、各地域の拠点的機能の役割分担と連携を図るとともに、快適で利便性の高い社会基盤の整備・充実を進め、魅力ある都市機能の強化に努めることが必要です。

また、本市の均衡ある一体的な発展を図るため、過疎・辺地・離島地域の振興策を総合的に展開していくことも重要です。

さらに、「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、医療体制の充実や地域公共交通の確保及び充実、情報通信格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた情報基盤の整備などに取り組み、地方圏から三大都市圏等への人口の流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出する薩摩川内市定住自立圏の創出に取り組み、“活力と豊かさを感じる地域づくり”を目指すことが重要です。

本市全体としての「都市力」の発揮・創出に向けて特に高い効果を有すると考えられる以下の施策を、「都市力創出プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり【安心・快適】

- ① 下水道・生活排水処理対策の推進
- ② 良好な住宅の計画的な整備及び維持管理等の推進
- ③ 道路・交通ネットワークの整備
- ④ 市街地等の整備と拠点づくり
- ⑤ 情報通信基盤の充実

(2) 拠点的機能を活かしたまちづくり【安心・快適】

- ① 産業拠点の整備・活用の推進
- ② 公園緑地の整備

- ③ 土地区画整理事業の推進
- ④ 河川等における環境の保全・整備
- ⑤ 港湾施設の充実及び利用促進

(3) 定住自立圏の形成による均衡のとれたまちづくり【安心・快適】

① 過疎・辺地・離島地域の振興

過疎地域自立促進計画，辺地総合整備計画又は離島振興計画に沿って，産業の振興，観光の開発，道路・港湾等交通通信体系の整備，生活環境の整備，地域間交流の促進等の施策を総合的に展開することで，過疎・辺地・離島地域の自立を促進するとともに，本市の均衡ある一体的な発展を図ります。

② 薩摩川内市定住自立圏の創出

「集約とネットワーク」の考え方を基本とし，“活力と豊かさを感じる地域づくり”を目指すため，医療体制の充実や地域公共交通の確保及び充実，情報通信格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた情報基盤の整備などの中心部と周辺部の結びつきやネットワークの強化などに取り組みます。

③ 定住促進対策の推進<再掲>

(4) 情報通信技術（ICT）の利活用による地域課題の解決【活力・交流】

- ① 地域情報化に向けた施策の総合的な展開
- ② 高度情報通信システムの構築

3 交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト

各地域の「地域力」を活かしながら、本市の「都市力」を強化し、10万人都市である本市の潜在力を最大限に発揮するためには、まず、市内の各地域間の連携を強化することで、相乗効果を導き出していくことが重要です。

また、埋もれた地域の宝（地域資源）を掘り起こし、これらに磨きをかけるとともに、市民一人ひとりが地域のことを知り、学び、地域を再評価することで、本市の様々な魅力を積極的に情報発信していくことも重要です。

これにより、全国における薩摩川内市の認知度が向上し、「都市ブランド力」が高まるものと考えられます。

さらに、この「都市ブランド力」を有効に活用し、九州新幹線や南九州西回り自動車道の全線開通も見据えつつ、市外との人・モノの交流を更に促進することで、本市に新たな活力が生まれることも期待されます。

これにより、本市に新たな歴史と価値が構築され、市民一人ひとりが住むことに誇りを持つことができる持続的に発展可能なまちづくりが可能になるとともに、市民の一体感の醸成にも資するものと思われれます。

なお、本市の「交流活力」創出、「都市ブランド力」向上に向けた取組を実践する主役は市民です。市民それぞれが協働し、自ら内外への情報発信等を積極的に行うことで、全国に誇ることでできる人材資源が本市に蓄積されます。こうしたまちづくりの中心的役割を担うことでできる多様な人材や組織を育成していくことも重要です。

本市の「交流活力」創出、「都市ブランド力」向上に特に高い効果を発揮すると考えられる以下の施策を、「交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 都市ブランドの構築による地域連携型観光圏の創出【活力・交流】

- ① 薩摩川内ブランドの形成
- ② 重点品目等の振興及び特産品の開発
- ③ 観光資源の複合的な活用（地域連携型観光圏の創出）

(2) シティセールスの推進による総合的な情報発信【活力・交流】

- ① シティセールスの推進

(3) 農林畜産業及び水産業の振興と地産地消による農山漁村の活性化【活力・交流】

- ① 地産地消・食農教育の推進
- ② 農業の振興
- ③ 林業の振興
- ④ 水産業の振興

(4) 地域特性を活かした交流躍動のまちづくり【活力・交流】

- ① スポーツ・レクリエーション活動の振興
- ② 国際交流の推進
- ③ 国内・地域間交流の推進
- ④ 活力ある農山村社会の形成
- ⑤ 観光の振興

(5) 企業誘致の促進，工業団地の整備及び付加価値の高い地場産業の振興による雇用の確保【活力・交流】

- ① 既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進
- ② 雇用・就業環境の充実
- ③ 産業拠点の整備・活用の推進<再掲>

(6) 市街地の活性化によるにぎわいのあるまちづくり【活力・交流】

- ① 商工業団体への支援の充実，市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化

(7) 地域への愛着と誇りを持てる景観形成によるまちづくり【活力・交流】

- ① 美しいふるさと景観の形成

美しく風格のある景観の形成は，都市アメニティ豊かな生活空間の構築に資するのみならず，本市が内外に誇ることでできる新たな観光資源等として活用することも可能であると考えられることから，既存の自然環境，歴史・文化的資源など各地域の特性も活かしつつ，住民の意見も踏まえ，「薩摩川内市ふるさと景観計画」に基づく各般の取組を進めるなど，市民共通の財産となる良好な景観を守り・つくり・高めるための方策を図ります。

(8) 地域の歴史・伝統文化の保存・継承と新たな文化を創出・育成するまちづくり【人材・組織育成】

- ① 地域文化の保存・継承<再掲>

(9) 情報発信力を有する多様な人材・組織の育成【人材・組織育成】

- ① コミュニティ活動の基盤の強化<再掲>
- ② ボランティア・NPO活動の促進<再掲>
- ③ コミュニティ活動における市民参画の推進<再掲>
- ④ 地域全体の総合的な医療体制の構築<再掲>
- ⑤ 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化<再掲>
- ⑥ 介護者・要介護者への支援の充実<再掲>

- ⑦ 生涯学習の推進<再掲>
- ⑧ 社会教育の促進<再掲>
- ⑨ 青少年の健全育成
- ⑩ 環境保全活動の促進<再掲>
- ⑪ シティセールスの推進<再掲>
- ⑫ 情報化を担う人材の育成

4 市政改革プロジェクト

少子・高齢化の進行，地方分権の急速な進展や行政に対する市民ニーズの多様化・高度化など，経済社会情勢の変化に的確に対応しながら，前述した各プロジェクトを着実に展開していくためには，従来のように行政主導ではなく，多様な活動主体を基軸としたまちづくりに向け，市民をはじめとする民間と行政とが新たな「対等と協力」の視点から相互の関係を見直し，適切な役割分担の下でより良いまちづくりを目指す「協働社会」の実現が急務となっています。

まちづくりの主役は市民であり，市民，市民団体，NPO・ボランティア，企業等も責任ある主体として本市の都市経営に自主的に参画することが求められます。

このため，今後は，様々な分野で市が果たすべき役割について抜本的な見直しを行うとともに，民間の活力・能力・資源を積極的に導入すること等により，市民志向の行政改革「市政改革」を進め，持続可能で実効性の高い行政システムへの転換を図ることが重要となります。

こうした改革によって得られた都市の総合力の差が，各自治体における行政サービスの質や地域活力の格差となって現れます。

先の三つのプロジェクトを推進する上での基礎・前提となる市政の改革を実行するための以下の施策を，「市政改革プロジェクト」として位置付け，計画的かつ確実に推進していきます。

(1) スピーディで質の高い信頼される行政サービスの提供

【スピード・品質】

- ① スピーディで質の高いサービス提供
- ② 実行力と意欲ある人材の育成等

(2) 市民との情報の共有・協働・参画によるまちづくり【スピード・品質】

- ① 地区コミュニティを活かした仕組みづくり
- ② 市民参画の推進
- ③ 男女共同参画社会の形成

(3) 効率的・効果的な組織力の向上【スピード・品質】

- ① 効率的・効果的な市役所組織の実現

(4) 健全で持続的な財政経営基盤の確立【スピード・品質】

- ① 健全で安定的な財政運営の推進

(5) 広聴広報機能の充実によるスピーディな情報発信と市民ニーズへの対応

【スピード・品質】

- ① 広聴広報の充実